

ない事情にありますので、これらの特別会計等に対し、短期資金の運用の道を開くため、最低約定期間を一カ月に引き下げ、一カ月以上三カ月未満のものについても預託を認めることとし、それに対し年二分の利子を付することとしたそうとするものであります。なお、期限前、払い戻しの場合の利率は、現在預託されていた期間が三年以上のときは年四分五厘、三カ月未満のときは利子を付さないことになっておりますが、以上の改正に伴い、預託期間が五年以上のものについては年五分とするとともに、一カ月以上三カ月未満のときは年一分五厘といたそうとするものであります。第三は、資金運用部審議会の委員が十名で、この委員のうち学識経験者は三名以内となっており、学識経験者の数を二名増加し、五名以内とし、委員の総数を十二名以内といたそうとするものであります。本案審議の詳細につきましては速記録により御承知願います。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、厚生保険特別会計法並びに船員保険特別会計法についてその一部を改正しようとするものであります。

まず厚生保険特別会計法の一部改正について申し上げますと、第一点は、政府の行なっている健康保険の給付費が異常に増加し、支払財源に不足を生ずるに至ったことは御承知の通りであります。この補てんのために、昭和三十年年度以降七カ年度間、毎年度十億円

を限り、一般会計からこの会計の健康勘定に繰入金をするのできることにしようとするものであります。第二点は、日雇労働者健康保険事業の保健施設及び福祉施設に充てるための経費について、日雇健康勘定から業務勘定へ繰入金ができることとし、これに伴って業務勘定の決算上の剰余金については、日雇健康勘定の積立金へも組み入れることにしようとするものであります。

次に船員保険特別会計法の一部改正であります。船員保険で行う給付のうち、健康保険の給付に対応する給付の費用が異常に増加を来たしたのであります。その財源の一部に充てるために、昭和三十年年度以降六カ年度間、毎年度二千五百万円を限り、一般会計からこの会計に繰り入れることができることにしようとするものであります。

本案につきましては、厚生保険特別会計の昭和二十九年及び三十年年度の支払い財源の不足の発生事情等について質疑がなされたのであります。速記録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、余剰農産物資金融通特別会計法案について申し上げます。今国会において、去る六月二十四日、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定が承認されましたが、本案は、右の協定に基づきまして、米国余剰農産物の購入に伴い、アメリカ合衆国から借り入れることとなる外貨資金を財源として、電源開発、農地開発等、わが国の経済発展を促進するために資する資金の貸付の経理を明

確にするために、一般会計と区分して、新たに余剰農産物資金融通特別会計を設置しようとするものであります。

本案の概要を申し上げますと、この会計は大蔵大臣が管理することとし、借入資金の借り入れによる収入金、貸付金の優還金及び利子等をもって歳入とし、貸付金、借入資金の償還金及び利子、事務取扱費、借入資金の償還に関する諸費をもって歳出とすることとし、その他予算決算の作成及び提出、損益の処理等について、特別会計に必要な事項を規定しようとするものであります。

本案審議に当りましてのおもなる質疑を申し上げますと、「政府が農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて借り入れる外貨資金を財源として、電源の開発、農地の開発、その他本邦の経済の発展を促進するため資金の貸付を行うが、その資金計画はどのようなになっているか」との質疑に対し、「電源開発に百八十二億五千万円、農地開発に三十億円、その内訳は愛知用水関係二十四億五千万円、篠津地域四億五千万円、根釧地域五千万円、上北地区五千万円であり、生産性向上本部一億五千万円となっている」旨の答弁がありました。その他いわゆる余剰農産物協定に属し、種々質問がなされたのであります。その詳細は速記録によって御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論に入り、平林剛委員より、「いわゆる余剰農産物協定に社会党は反対である。その理由としてアメリカが過剰農産物の処理に困って、隷属国としての日本に押しつけたような協定であると指摘されており、アメリカが得をする協定である。こ

の措置によって、わが国の農業及び学童給食に対する児童の心理的影響、さらには東南ア諸国に及ぼす影響等を考慮して反対する」旨の意見が述べられ、松澤委員より、「第一に余剰農産物協定に反対である。第二に、本特別会計の資金の運用に自主性がない」旨の反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律

(昭三〇、七、三〇法一〇二)

一、提案理由(六月八日)

○杉原国務大臣 ただいま議題となりました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

昨年、わが国は、アメリカ合衆国との間に、日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定を締結し、すでに艦艇の受領を開始いたしておるのでありますが、同協定の中には、さきに締結いたしました日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定の場合と同様に、貸与された艦艇について所要の秘密保護の措置を講ずべきことが規定されているのであります。御承知のように、さきの二協定に関する秘密保護の措置につきましては、すでに日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法が制定され、これによって所要の保護措置が講ぜられることとなっているのでありますが、保護の対象等から考えまして、本協定に関する秘密保護の措置も、さきの二協定に関するものと同様にすることが適当と考えられますので、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正し、本協定についても同法の適用を受け

るようにするため、この法律案を提出いたしました次第であります。以上提案の理由につきまして御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いたします。

二、衆議院外務委員長報告(七月十四日)

○大橋忠一君 ただいま議題となりました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過及び結果を報告申し上げます。

わが国は、昨年五月、国会の承認を得まして、日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定を締結し、すでに艦艇の受領を開始しておりますが、その協定中には、これより先に締結されました日米相互防衛援助協定及び日米船舶貸借協定の場合と同様に、貸与された艦艇について所要の秘密保護の措置を講ずべきことが規定されているのであります。しかるに、ただいま述べました二協定に関する秘密保護の措置につきましては、すでに昨年五月、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法が制定され、これによって所要の秘密保護措置が講ぜられておるのであります。よって、保護の対象等から考えまして、この艦艇貸与に関する協定についての秘密保護の措置もさきの二協定に関するものと同様にいたすことが適当と考えられる次第であります。これがために、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正して、日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定を新たに加えようとするものであります。

この法律案は、六月三日政府から国会に提出、同日外務委員会に

付託されましたので、六月八日から七月十三日まで五回にわたり会議を開き、政府側の提案理由の説明を聴取し、質疑応答が行われましたが、その詳細については委員会会議録により御了承を願います。

続いて討論に入り、日本社会党左派穂積七郎君、日本社会党右派戸叶里子君及び労働党岡田春夫君から、本法案は親法である日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法と同じく言論の自由を奪うおそれがあること、一般的秘密保護法に発展するおそれがあること、その他、米国に対する従属性を強化する等の理由をもってこれに反対の意が表明され、また日本民主党須磨磨吉郎君及び自由党北澤直吉君から、日米相互防衛援助協定及び日米船舶貸借協定につき秘密保護上の措置がとられておる以上、合衆国艦艇貸与協定についても同様の措置を講ずることは当然であるとの立場からこれに賛成の意が表明され、続いて採決の結果、本法案は多数をもって原案の通り可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(七月二十七日)

○成瀬幡治君 ただいま上程されました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

昨年、わが国はアメリカ合衆国との間に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び日本国とアメリカ合衆国との間の

船舶貸借協定の締結に伴いまして、これらの二協定が、合衆国から日本国に供与される装備品または情報について防衛上秘匿を要する事項につき、その漏れ防止のため必要な措置を講ずべきことを規定しておりますために、わが国といたしまして、その措置を講ずる必要から、第十九回国会において、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法が制定されたのであります。しかるに昨年五月十四日、これら二協定に引き続き、日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定が調印され、今日すでに艦艇の受領を開始いたしておる次第であります。しかして、この艦艇の貸与に関する協定は、その第六条において、日本国政府が貸与されるものについて、その秘密を保護すべき旨定めておるのであります。この定めは、前に述べました二協定と同趣旨のものであります。そこで政府といたしましては、この艦艇貸与に関する協定によって貸与されるものと、前の二協定によって供与されるものについては、保護の対象等からいしても、その秘密保護の措置といたしましては、前二協定に関するものと同様にするのが適切であると考えまして、本改正案を提出し、現行の秘密保護法の第一条第一項中に、この艦艇の貸与に関する協定の字句を加え、もって貸与された艦艇についても秘密保護の措置を講ずることができるよう改めようというわけでございます。

当委員会におきましては、羽仁委員より、秘密保護法実施後の状況、防衛秘密の保持は、行政機関の内部規律でその目的は達せられるのではないか、自衛隊の軍国主義化防止対策、防衛秘密指定解除の問題、防衛技術研究所の運営、米軍と共同して行動する場合と原子

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律

二九六

兵器の使用及び防衛秘密標示の限度等について。中山委員より、艦艇の意義、貸与を受けている艦艇の内容及び自衛隊に対する共産党の工作等について。赤松委員より、この法律の対象が拡大されることはないか等について質疑がなされ、関係当局よりそれぞれ応答がありました。その詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

かくて討論に入りましたが、中山、一松及び劔木各委員より本案に賛成、赤松及び羽仁両委員より、それぞれ本案に反対の討論があり、終つて採決の結果、多数をもって本案を可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告を申し上げます。

◎日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律

(昭三〇、七、三〇法一〇三)

一、提案理由(五月二十六日)

(資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭三〇―法一一九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十二日)

(厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律(昭三〇―法九九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月二十七日)

(関税率法等の一部を改正する法律(昭三〇―法一〇一)の委員長報告と一括して掲載)

日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律

二九七

◎地方道路税法 (昭三〇、七、三〇法一〇四)

一、提案理由(五月十七日)

(昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇一法一四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十五日)

○加藤高藏君 たいま議題となりました地方道路税法外一法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

まず、地方道路税法案について申し上げます。

本法律案は、国の道路整備五カ年計画の實施に伴う地方団体の道路整備所要財源の増加等の状況に対処するため、都道府県等の道路財源に充てることを目的として制定されたものであります。

次に、その内容を簡単に申し上げますと、揮発油一キロリットルにつき四千円の税率の地方道路税を課することとし、この地方道路税の創設に伴いまして、揮発油税については、現行税率一キロリットルにつき一万三千円を一万一千円に引き下げようというのであります。これにより、揮発油税及び地方道路税の総合負担は、揮発油一キロリットルにつき一万五千円となり、現行より二千円の増加と

なります。

本法律案は、去る五月十七日政府委員より提案理由の説明を聴取し、また、五月二十七日は公聴会を開き、関係者よりおのおの意見を聴取いたしました。これら質疑応答等の詳細につきましては速記録に譲りたいと存じます。

審議の結果、本日各派共同の提案による修正案が提出せられました。

修正案の内容について簡単に申し上げます。この法律案によりまずと、揮発油税及び地方道路税の総合負担は、揮発油一キロリットルにつき一万五千円になりますので、揮発油の消費者に対して負担を軽減するため、これを一万三千円に引き下げ、その配分を、本年四月より七月まで、地方道路税率は一キロリットル四千円、揮発油税率は一キロリットル九千円とし、本年八月より明年三月までの地方道路税率は一キロリットル二千円、揮発油税率は一キロリットル一万一千円とする等の修正を行おうとするものであります。

本修正案に関しましては、国会法第五十七条三の規定によりまして政府側の意見を求めましたところ、やむを得ない旨の意見の開陳がありました。

次いで、本案に対し各派共同提案による附帯決議が提出せられました。

附帯決議の内容は次の通りであります。

一、昭和三十年度の道路整備費(労働省所管の特別失業対策費を含む)については、揮発油税収入額、にかかわらず予算計上額

通り必ず実行すること。

二、道路整備費の財源等に関する臨時措置法第三条第二項ロに規定する三十年度の揮発油税収入実収額の計算においては、一キロリットル当り一万一千円にて徴収されたものとみなして計算すること。

三、本法案修正によれば、昭和三十一年度以降の地方道路財源については不足を生ずるも右については適切な財源的法的措置を講ぜられたい。

以上をもちまして質疑を打ち切り、討論を省略して、直ちに採決に入りました。修正案及び修正部分を除く原案並びに附帯決議につきましてはそれぞれ採決いたしましたところ、全会一致をもって可決され、よって本案は修正議決いたしました。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、今国会に政府から提出されました地方道路税法案、地方道路譲与税法案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案及び入場譲与税法の一部を改正する法律案に伴いまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法につきましても所要の改正を行おうとするものであります。

すなわち、第一に、地方道路譲与税に関する制度の創設及び昭和三十年度のタバコ専売特別地方配付金に関する措置に伴いまして、これらに関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行うこととし、地方道路税の収入及び日本専売公社から納付される金

三、参議院大蔵委員長報告(七月三十日)

○青木一男君 たいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず地方道路税法案について申し上げます。

本案は、道路整備五カ年計画の實施に伴う地方団体の道路整備に要する財源の増加にかんがみ、都道府県等の道路財源に充てるため揮発油に対して新たに地方道路税を課することとするともに、これに伴う徴収方法を規定し、できるだけ徴収手続が複雑とならないよう所要の規定を設けようとするものであります。

すなわち製造場または保税地域から揮発油を引き取るもの、その他揮発油税を徴収されることとなるものに対して、揮発油一キロリットルについて二千円の税率で地方道路税を課することとし、これに伴い揮発油税は現行一万三千円の税率を一万一千円に引き下げようとするものであります。この税率については当初政府原案では、地方道路税として揮発油一キロリットルにつき四千円の課税を行い、揮発油税及び地方道路税の両者で揮発油一キロリットルにつき一万五千円の課税とし、現行税率より二千円の増加となっていたのであります。衆議院において自動車運賃への影響等を考慮して、地方道路税の税率を四千円から二千円に引き下げる修正がなされるときも、地方道路税の予定税収を確保する見地から、本年四月から七月までに徴収される揮発油のうち、地方道路税の四千円に相当する部分と、揮発油税の九千円に相当する部分とを、国税収納金整理資金に受け入れられたものとみなすこととするほか、施行期日を八月一日に変更する等の修正がなされたのであります。

なお本年度地方道路税の収入額七十二億七千五百万円は、今国会に別途提出されております地方道路譲与税法案によりまして、都道府県等に道路の面積に按分して譲与されることとなっております。本案審議に当っては、すでに成立をいたしました所得税法の改正法案とともに公聴会を開催し、地方行政、運輸、建設の諸委員会と連合審査を行う等、慎重に審議がなされ、揮発油の消費量の見込み、修正に伴う揮発油税の税収見込み、明年度予想される財源不足についての対策、道路整備五カ年計画との関連等について、種々熱

心なる質疑応答が行われたのであります。その詳細は速記録によって御承知を願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、木村委員より、「揮発油税は目的税的な性格を持つていますが、この地方道路税はさらに一歩前進して明らかに目的税であること、また地方財源の充実をはかるために、かような財政措置をとることは賛成しがたく、全体の視野に立って再検討をなすべきである」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、今国会に別途提出されております地方道路税法案、地方道路譲与税法案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案、及び入場譲与税法の一部を改正する法律案によりまして、地方道路税を新たに設けて、その収入額を地方道路譲与税として都道府県等に譲与するとともに、本年度の日本専売公社の収益のうちから、たばこ専売特別地方配付金として地方交付税と同様の方法により配付するほか、入場譲与税についてその譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額を改めるほか、特に本年度に限り入場税収入の全額を地方に譲与することとなっておりますので、これに伴い本特別会計についても所要の改正を行おうとするものであります。

本案のおもなる改正点について申し上げますと、第一点は、地方

道路譲与税制度の新設及び昭和三十年年度のたばこ専売特別地方配付金の措置に伴いまして、地方道路税の収入及び日本専売公社から四十四億七千四百万円を限り納付される金額をこの会計の歳入とし、地方道路譲与税の譲与金及びたばこ専売特別地方配付金をこの会計の歳出として経理することとなっております。

第二点は、入場税収入の一割相当額を一般会計に繰り入れることを取りやめ、その全額を地方に譲与することに伴いまして、本年度に限り本法第五条の繰り入れに関する規定を適用しないこととしております。

第三点は、譲与税の譲与時期のうち、三月において譲与すべき金額中に同月に収納すべき税収入の見込額をも含めることとしたのに伴い、この会計において支払上現金に不足を生ずる場合も考えられますので、新たにこの会計に一時借入金または国庫余裕金の繰りかえ使用に関する制度を設けようとするものであります。

本案審議の詳細については、速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律 (昭三〇、七、三〇法一〇五)

一、提案理由(五月二十六日)

(資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭三〇—法一一九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月八日)

(開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇—法七七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月二十九日)

(糸価安定特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇—法一七五)の委員長報告と一括して掲載)

◎防衛庁設置法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一法一〇六)

一、提案理由(五月二十六日)

○杉原国務大臣 防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概略について御説明いたします。

最初に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、現下の情勢に対処し、わが国が独立国家の実をあげるためには、その防衛力を国力に応じて整備充実する必要があることを認め、防衛庁の職員の定員を三万一千二百七十二人増加することといたしました。すなわち、現在の定員十六万四千五百三十八人を十九万五千八百十人に改めようとするものであります。三万一千二百七十二人の増加分のうち、二万七千六百五十四人が自衛官で、残りの三千六百八十八人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加分は、二万人が陸上自衛官、三千五百八十三人が海上自衛官、四千五十九人が航空自衛官で、十二人が統合幕僚会議に所属する自衛官であります。自衛官の増員は、陸上自衛官にあっては方面隊一の増設、混成団二の新設その他に充てる要員であり、海上自衛官にあつ

防衛庁設置法の一部を改正する法律

ては艦艇の新造完成に伴いその就役に要する人員その他であり、航空自衛官にあっては、航空団の新設、航空操縦学校等の充実のため必要な要員であります。

なお、陸上幕僚副長の定数を二人とし、陸上幕僚監部の事務の円滑なる遂行をはかることといたしております。

次に自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。

九州地方の防衛上の重要性にかんがみ、西部方面隊を設けることとし、また管区隊に準ずる総合部隊として混成団二を新設し、方面隊の編成に加えることとするほか、航空自衛隊に新たにジェット機を基幹とする航空団を設ける等の規定をしております。

第二は、現在陸上、海上、航空の各自衛隊の機関がありますが、業務遂行上一体的運営を必要とする場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として置くことができることとして、自衛隊の機関の総合的、経済的、効率的運営をはかるようとするものであります。

第三は、現在任用期間は陸士長等だけに設けられておりますが、今回、海士長等及び空士長等の年齢構成及び階級構成の適正化をはかるため、新たに海士長等及び空士長等に三年の任用期間を設けることとし、これに関し必要な改正をいたしております。

次に防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について申し上げます。

別途提案いたしました自衛隊法の一部改正法案によりまして、海士長以下の海上自衛官及び空士長以下の航空自衛官にも陸士長以下

防衛庁設置法の一部を改正する法律

の陸上自衛官と同様に任用期間を設けることといたしましたので、これらの者にも陸士長以下の陸上自衛官と同様な特別退職手当を支給することとして、所要の規定の改正を行うこととしたのでございます。

次に、ジェット機塔乗員、落下傘隊員等の訓練の本格化に伴いまして、その勤務の実情に即応した手当を設けることとし、このために必要な規定の改正を行わんとするものでございます。

また、自衛官等の部外診療に対する診療報酬の審査及び支払について、一般の社会保険の医療給付と同様の取扱いをすることを適当と認め、このため社会保険診療報酬支払基金法等について所要の改正を行いました。その他防衛庁の事務官等に対して一般職の国家公務員と同様に俸給の調整額制度を設ける等所要の改正を行うこととしております。

以上が三法律案提案の理由並びにその内容の概要でございます。何とぞ、すみやかに御審議の上、御賛成下さいませようお願いします。

二、衆議院内閣委員長報告(七月二十一日)

○宮澤胤勇君 ただいま議題となりました三つの法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

市に置くほか、部隊等の運営の合理化をはかるため所要の改正を行うおうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、防衛庁の職員に対する給与の適正化をはかるため、一般公務員の給与に関する法律の趣旨並びに職員の勤務の特殊性に即応した措置を講じようとするものであります。その大半は、現に実施されているものを法律に明文化しようとするものであります。

これらの三法案は、五月二十五日本委員会に付託され、政府の説明を聞き、六月から質疑に入ったのであります。鳩山首相、重光外務大臣、杉原防衛庁長官等に対し、憲法と自衛隊との関係、自衛力の増強と日米安全保障条約ないしは駐留軍撤退との関係、防衛力の増強と国民生活ないしは国家財政との関係、防衛力増強の目標並びに限界等々、その他諸般の角度から活発な質疑が展開されまして、慎重に審査を行なったのであります。その詳細につきましまして、何とぞ会議録によって御承知をお願い申し上げます。

七月二十日、防衛庁設置法の一部を改正する法律案に対し、民自両派の共同提案により、陸上幕僚副長を二人制とすることは部隊の統率上適当でないとして、これを現行の通り一人制とする旨の修正案が提出せられたのであります。

よって、修正案を含め三法案を一括して討論に入りましたところ、飛鳥田委員及び田原委員は、日本社会党をそれぞれ代表して、いずれも原案及び修正案に反対の意見を述べられ、大坪委員は自由

防衛庁設置法の一部を改正する法律

三〇四

本案は、現下の情勢に対処しまして、防衛力を整備充実するため、自衛官二万七千六百五十四人、自衛官以外の職員三千六百十八人、計三万一千二百七十二人を増加して、防衛庁の職員の定員を十九万五千八百十人とし、このうち自衛官の定数を十七万九千七百六十九人に改めようとするのがその骨子であります。しかして、陸上自衛官二万人の増員の大半は、新たに設置されます要部方面隊及び二つの混成団等に充てる要員であります。海上自衛官三千五百八十三人の増員は、艦艇の新造、完成及び航空部隊の増強を伴う要員であります。航空自衛官四千五十九人の増員は、航空団の新設並びに航空操縦学校等の充実のための要員となっております。また、自衛官以外の増員職員は、陸上自衛隊におきましては、後方部隊、学校及び補給所等に、海上自衛隊におきましては、幕僚監部、地方総監部及び学校等に、航空自衛隊におきましては、幕僚監部及び学校等に、その他調達実施本部、技術研究所及び防衛大学校等にそれぞれ充てられる要員となっております。なお、陸上幕僚監部の事務を円滑に遂行するため、その幕僚副長の定数は一人を増して、二人といたしております。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、自衛隊の任務遂行に万全を期するため、九州地方に西部方面隊を設置し、その方面総監部を熊本市に置くことを初めといたしまして、管区隊に準ずる総合部隊として混成団二つを新設し、北部及び西部の両方面隊の編成に一つずつ加え、また、航空自衛隊には、ジェット機を基幹とする航空団を新設して、その司令部を浜松

党を、辻委員は民主党をそれぞれ代表して、いずれも原案及び修正案に賛成の意見を述べられたのであります。

採決の結果、防衛庁設置法の一部を改正する法律案は多数をもって修正案の通り修正議決し、他の二法案はいずれも多数をもってそれぞれ原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(七月二十九日)

○新谷寅三郎君 ただいま議題となりました自衛隊法の一部を改正する法律案、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、三法案の内容を御説明いたします。防衛庁設置法の一部を改正する法律案は、過般衆議院におきまして修正議決せられて当院に送付されたものであります。この法律案は現下の情勢に対処し、わが国の防衛力を国力に応じて整備充実するため、防衛庁の職員の定員を三万一千二百七十二人増員し、現在の定員十六万四千五百三十八人を十九万五千八百十人に改めようとするものであります。この三万一千二百七十二人の増加分のうち、二万七千六百五十四人が自衛官で、残りの三千六百十八人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加分は、二万人が陸上自衛官、三千五百八十三人が海上自衛官、四千五十九人が航空自衛官、十二人が統合幕僚会議に所属する自衛官であります。

増員される自衛官は、陸上自衛官にありましては、方面隊一個の増設、混成団二個の新設その他に充てる要員であり、海上自衛官にありましては、艦艇の新造完成に伴い、その就役に要する人員その他であり、また、航空自衛官にありましては、航空団の新設、航空操縦学校等の充実のための要員であります。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案におきましては、九州地方の防衛上の重要性にかんがみ、西部方面隊を設け、その方面総監部を熊本に置くこととし、また管区隊に準ずる総合部隊として混成団二を新設し、北部及び西部の両方面隊の編成に一つずつ加えることとするほか、航空自衛隊に新たにジェット機を基幹とする航空団を新設し、その司令部を浜松市に置くこととするのが改正の主要な点であります。そのほか現在陸上、海上航空の各自衛隊の機関が業務遂行上、一体的運営を必要とする場合には、これを陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として置くことができるように改正し、また、現在任用期間は陸士長等だけに設けられておりますが、今回海士長等及び空士長等の年令構成及び階級構成の適正化をはかり、部隊の活動力を増大するため、新たに海士長等及び空士長等に三年の任用期間を設けることとし、これに必要の改正がなされております。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は自衛隊法の一部改正によりまして、海士長、空士長等の自衛官にも任用期間が設けられることとなるのに伴い、陸士長等と同様に特別退職手当を支給できるようにするとともに、そ

の給付額を改めることといたしておりますほか、事務官等の俸給の調整額、落下さん部隊員である自衛官の落下さん隊員手当を設ける等所要の改正をいたしております。

内閣委員会は、前後五回にわたりまして委員会を開き、政府側より鳩山内閣総理大臣、杉原防衛庁長官、重光外務大臣、一萬田大蔵大臣、高橋経済企画庁長官等の出席を求め、慎重に三法案の審議を行いました。この審議によりまして明らかになった点を申し上げます。その第一は、防衛庁設置法と自衛隊法の一部改正に伴う所要経費の点であります。すなわち施設、物品等の初年度維持費は、人件費十九億七千万円を含めて約六十七億四千万円、施設の創設、物品購入費等初年度費は約百九十八億七千万円、合計所要経費は約二百六十六億一千万円であります。

その第二は、防衛力増強の理由に関する点であります。この点に關し鳩山総理より、「現在の世界の平和は力による平和であつて、真の平和ではない。わが国としては、自衛力を持たなくとも平和が実現し得るといふ保障がない限り、自衛力を持たざるを得ない。かような状況の下においては、わが国が自衛力を持つことこそ、世界平和に寄与するゆえんであると思ふ。日本は今日独立国である以上、自衛力を持つことは当然のことであつて、今日自衛隊の自衛力はあまりに過小であるから、外国の侵略に対し一時的にでも防衛し得るだけの必要最小限度の自衛力を持ち得る程度に増強の必要がある」旨の答弁がありました。

その第三は、防衛力増強の限界いかんという点であります。この

点に關しまして、「防衛力増強の限界は、防衛し得る能力の限度に置くのか、経済力の限度に置くのか、そのいずれであるか、また将来日本の防衛予算の限度を経済力に対する限度で押えるのか、国際情勢によつて決定するのか、そのいずれであるか」といふ質問に對しまして、前段の質問に對しましては、鳩山首相及び杉原防衛庁長官より、「防衛力の限度は、防衛能力と経済力の両面から考えられるのであつて、経済力を無視することはできないが、国力不相応の防衛力、たとえば他国に侵略の脅威を与えるような戦力の増強は自衛力の限界をこえるものである。」また後段の質問に對しましては、

高橋経済企画庁長官より、「防衛予算の規模は従前は国民所得を基準としておつたが、今後は国力を基準に置くべきであつて、同時に国際情勢の変化もある程度加味しなければならぬと思ふ」旨の答弁がありました。なお、最近ジュネーブの四巨頭会談によつて世界の緊張緩和の趨勢に對し、「日本の防衛力増強の傾向は、これに逆行するものではないか」との質問に對しましては、鳩山首相より、「形の上から見れば矛盾のように見えるが、わが国の自衛力の漸増は侵略戦争を目的としていないことは明らかなので、この日本の真意を明らかにし、ソ連その他の国々とも国交を正常化する方針であることを適当な機会をとらえて明らかにしたい」旨の所見が述べられました。

その第四は、将来の防衛力増強計画に關する点であります。「政府は将来防衛六カ年計画を立てる予定であり、今日まだ成案を得ておらないが、なるべく早い時期に作成して国会に提示したい。その

際最も先にきめたいのは防衛力の規模、特に六カ年計画の最終年度の規模であるが、六カ年計画を示す時期がいつであるかは今言明できない」旨、杉原防衛庁長官より答弁がありました。なお来年度の防衛費をどれくらいにするかという点について、杉原長官より、「若干ふやしたいと思つておるが、どの程度にするかはまだ決定していない」旨、また、「防衛六カ年計画はまだできていないが、防衛力の増強を行う本年度は、実績として六カ年計画の第一年度になる」ということ、また、「この増強は、米駐留軍が撤退した結果増強するのではなく、今回の自衛隊の増強の結果、さらに米駐留軍の撤退が行われる見込みである」旨の答弁がありました。

その第五は、防衛六カ年計画と経済六カ年計画との關係であります。この点に關しまして、「この二つの計画は、両々相まって並行して行われるべきであるにもかかわらず、防衛六カ年計画だけが樹立されていらないのはなぜか、この両者の關係はいかになつておるか」といふ質問に對しまして、高橋経済企画庁長官より、「防衛六カ年計画はまだ数字がはつきりきまつておらないが、経済六カ年計画を立てる上において、経済力はどれだけの防衛費を負担できるかといふ大体の目標を立てている。すなわち過去の実績によれば、国民所得の二％ないし三％程度を防衛費に振り向け得るといふ大体の目標をつけて、経済六カ年計画を立てている。しかしながら、この場合国民所得を基準にすることは正確でないので、国力すなわち国富を基準としなければならぬと思ふ。国富については昭和十年以来まだ調査ができておらないから、今後すみやかにこれを調査検討する考

えである。防衛計画が樹立された場合には、これと経済六カ年計画とを調整したいと考へる旨が答弁がありました。なお、「防衛六カ年計画では自衛官の志願制度を前提として考へるつもりであり、この限度は二十万人くらいと予定しているが、この数は陸上部隊において幹部、下士官を除き、二年、三年という期限をつけて採用している一般隊員を対象とした数である」旨、杉原防衛庁長官より答弁がありました。

その第六は、自衛力増強と憲法第九条との関係であります。この点につきまして、「鳩山首相は在野当時は現憲法下では戦力は持たないという見解をとっていたが、今日この見解を変えて、現憲法下においても自衛のためであれば戦力を保持し得るとの解釈のもとに自衛力を増強しているが、かように憲法に関する解釈が変わったのはいかなる理由によるものであるか、また憲法第九条の規定は自衛のためであっても戦力を保持し得ないことを明示しているものであつて、今日大多数憲法学者もかような解釈を下しているのではないか、首相の憲法解釈についてのかような変化は、政治家としての無節操を意味するものではないか」という質問に対し、鳩山首相より、「憲法学者がさような解釈をしているのも無理からぬことと思う。自身も在野当時は同業の解釈をしていたし、そのことは當時は正しかったと思う。しかし、その後自衛隊法が国会を通過し、自衛力の漸増が行われ、また日米保障条約が国会の承認を経るに至り、かような事態が次第に累積された今日においては、この既成事実を無視しては実際政治は行えない。今日ではいやくも一國が独立国とし

て主権を有する限り、憲法第九条の解釈に関する論議いかにかわらず、万一の侵略に備えて自衛力を持つことは当然のことである」と考へる旨、所見が明らかにせられ、なお、「憲法や法の解釈が時の政府や政党によつて変えられ、あるいは多数決で決定され得るもの」と考へることは、政府みずから法の混乱をまねくもを作ることではないか。また首相の憲法解釈の変化は首相に対する国民の信頼を裏切るものではないか」との質問に対しては、「憲法解釈に疑義がある場合は、民主国家のもとでは、国会の意思によつて決定されるほかはなく、従つて、国会の意思に従つて今日憲法解釈を変えたことはきわめて自然であると思う。また今日一般国民も、自衛のため戦力を保持することについては納得してくれるもの」と考へる旨、重ねて鳩山首相より所見が明らかにされました。なおまた、「日米共同防衛のため、米國より日本の自衛隊に対して海外派兵の要請があつた場合、これに対して政府は、いかなる態度をもつて臨むか」という質問に対しては、「将来いかなる事態が生じても海外派兵は絶対いたさない」旨、鳩山首相及び杉原防衛庁長官の言明がありました。

旨の答弁がありました。

なお、このほか三法案に関連して、最近の国際情勢と自衛力増強との関係、竹島問題、原爆基地、防衛生産計画、対米防衛分担金交渉、日米共同作戦または動員計画、自衛隊員の教育の基本方針等の問題につきましても質疑応答が行われましたが、その詳細は、委員会議録に譲ることを御了承願います。

昨日の委員会におきましては、質疑も終結いたしましたので、討論に入りましたところ、社会党第四控室を代表して加瀬委員、社会党第二控室を代表して松浦委員並びに堀委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、また自由党を代表して宮田委員、緑風会を代表して豊田委員、並びに日本民主党を代表して松原委員より、それぞれ賛成の意見が述べられました。

かくて討論を終結し、直ちに採決に入りましたところ、本三法律案は、多数をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。

◎自衛隊法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一法一〇七)

一、提案理由(五月二十六日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三〇一法一〇六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(七月二十一日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三〇一法一〇六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(七月二十九日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三〇一法一〇六)の委員長報告と一括して掲載)

◎法務省設置法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一法一〇八)

一、提案理由(五月二十八日)

○花村国務大臣 ただいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

出入国管理行政は、わが国におけるすべての外国人の出入国、在留あるいはその退去に関し、第一次に法令の執行に当るものでありまして、その取扱いのいかんは、直ちに当該外国人個人の利害に関するのみならず、ひいては各国の対日感情に影響するところも少なくないことは御承知の通りであります。入国管理局は発足後いまだ日が浅く、その機構上不十分の点がありますので、この際、その二、三の点を改善し、出入国管理行政の一層有効適切な運営を行いたいようその体制を整備いたしたいと存するのであります。

まず第一は、川崎入国者収容所の新設であります。現在入国者収容所は、大村と横浜の二カ所にあります。横浜入国者収容所には主として欧米人の法令違反者を収容いたしているものであります。しかるに、この横浜入国者収容所は、元キャバレーの敷地及び建物を買収し、急遽改装したものであります。その設備ははなはだしく貧弱かつ不完全で、被収容者の運動場はもちろん、地震、火災等非常に際しての設備、その他被収容者の食堂、面会所、診療室等処

法務省設置法の一部を改正する法律

遇上当然に必要な施設すら完全に設けられておらず、また、入国警備官の休憩、待機、宿直施設等も不整備のため、被収容者の処遇上及び警備上著しい支障を来たしておるような状況であります。その上環境も悪く、この収容所はつとに内外各機関特に各国領事、報道関係者等の批判的となつておるばかりでなく、その警備に当る職員も疲労の極に達し健康上も憂慮すべき状態を招来しておる実情であります。

そこで、この際、羽田空港と横浜港とをその両翼に擁し、京浜一帯の中心に位し、しかも交通至便な川崎市に収容所を新設し、主として欧米人のための理想的な収容所とし、もつて、出入国に関するわが国の法令を犯した外国人に対しては、人種、国籍等による差別なく、強力かつ、公正に法を執行し、国際的にも恥しからぬ出入国管理行政を実現したいと存するのであります。

第二には、大阪入国管理事務所の新設であります。入国管理局の出先機関たる入国管理事務所は現在十二カ所にございますが、近畿地方の中心地たる大阪には、神戸入国管理事務所の出張所が設けられていてだけで、独立の入国管理事務所はまだ設けられておらず、業務の遂行に種々不便を来たしているのであります。

すなわち、現在の神戸入国管理事務所は、全国最大港の一つたる神戸港を擁するとともに、全国在留外国人の三二%を占める大阪、兵庫、京都、滋賀和歌山、奈良の二府四県を管轄区域とし、その事務量において他の管理事務所をはるかに凌駕し、また地理的にもその場所が片寄り、違反調査、在留資格関係等の業務の面において関

係者に無用の労力の費用の負担をかけ、また関係機関との連絡にも不便がある等いろいろの不都合を生じているのであります。そこで、この際、新たに大阪に出入管理事務所を新設し、神戸出入管理事務所の事務の一部これに移管したいと存するのであります。すなわち、神戸出入管理事務所には、約六万人の在留外国人を持つ兵庫県を管轄させるとともに、出入国外国人数の多い神戸港と広畑港を配属し、横浜出入管理事務所とはほぼ相似した型の事務所として存置し、大阪出入管理事務所には、大阪府(在留外国人約十一万)、京都府(同約四万)、滋賀県(同約八千)、和歌山県(同約六千)及び奈良県(同約五千)を管轄区域とし、かつ、これに大阪港、和歌山下津港、舞鶴港、田辺港、宮津港を配し、もって、出入管理行政の合理化をはかるとともに、関係機関との連絡に万全を期したいと存するのであります。

第三には、大村出入管理事務所の管轄区域を福岡出入管理事務所の管轄区域に変更することであり、従来大村出入管理事務所は便宜的に大村入国者収容所に併設されているため、同管理事務所の職員は、同収容所の職員と兼務の状態にあり、その間とかく業務の混乱が起きないとはいえない状態にありました。そこで、この際このような便宜措置をとどめ、同収容所をしてその本来の行政に専念せしめることが最も適当であると信じますので、比較的事務量の少い同管理事務所を廃止し、その管轄いたしております区域と出入国港とを福岡出入管理事務所の管轄に移したいと存するのであります。

最後は、前に申し述べました出入管理事務所の新設あるいは廃止に伴う各出張所の所属変更と港業務の繁閑に伴う港出張所の整備でございます。すなわち、神戸出入管理事務所、大阪港出張所、同和歌山下津港出張所を大阪出入管理事務所に、大村出入管理事務所長崎港出張所及び同佐世保港出張所を福岡出入管理事務所にそれぞれ所属変更いたしますほか、新たに下関出入管理事務所尾道港出張所及び同宇部港出張所並びに福岡出入管理事務所厳原港出張所を設置するとともに、既設の仙台出入管理事務所塩釜港出張所及び名古屋出入管理事務所敦賀港出張所並びに神戸出入管理事務所舞鶴港出張所を廃止しようとするものであります。元来、出張所は出入管理事務所の事務を分掌させるためのものであります。その主たる業務は出入国港におきます外国人の出入管理にあるのであります。この出入国港は、現在全国に八十六港が指定されており、そのうち四十一港に出張所が置かれ、その他の四十五港では外国船舶の出入の都度所轄出入管理事務所またはもよりの出張所から入国審査官が出張し審査に当たっている現状であります。ところが、従来の実績に徴しますと、現在出張所の置いてない尾道及び宇部の両港には出張所を置くことが望ましい反面、塩釜、敦賀及び舞鶴の三港にはその必要が乏しいので、その間の整理統合をいたしたいと存するのであります。また、厳原港は、御承知のように、不法入国者の取締り上重要な地点であるとともに、地理的にも本土から隔離された土地でもありますので、ここに出張所を新設し、いわゆる港業務のほか不法入国取締り上の業務をも行わせ、不法入国防止の万全を期したいと

存するのであります。

以上、この法律案の提案理由を御説明申し上げましたが、以上の措置はいずれも与えられた予算と人員の範囲内で行うものでありますから、この点お含みの上、何とぞすみやかに御可決あらんことを切望いたします。

二、衆議院内閣委員長報告(六月十四日)

(厚生省設置法の一部を改正する法律(昭三〇―法六〇))の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(七月六日)

(文部省設置法の一部を改正する法律(昭三〇―法五九))の委員長報告と一括して掲載)

◎通商産業省設置法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、一法二〇九)

一、提案理由(七月十一日)

○石橋国務大臣 通商産業省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては御説明申し上げます。

改正の内容は、第一に通商局に置かれております次長を一名増員することです。通商局は現在十四課に分れておりまして、その事務量が膨大であるために、局長の下に次長を一名置きまして局務の整理に当らせておるのでありますが、局長を補佐して次長の処理すべき事務として、輸入関係におきましては外貨予算の作成、外貨資金の割当、輸出関係におきましては輸出の承認、バーター契約の許可、中共貿易問題の処理等、特に錯雑した問題が山積しているのみならず、渉外関係におきましても、局長にかわりひんぱんに行われる通商交渉に出席する必要があるとして、さらに事務範囲が広範なために国会の關係委員会も多数にわたりまして、政府委員としてもきわめて多忙となっている状況であります。従いましてこの際次長を一名増員して二名といたし、事務処理の適切を期することといたしました。

次に改正点の第二といたしましては、去る四月一日に国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律が失効いたし

ましたのに伴いまして關係条文を整理するとともに、すでに存置の必要のなくなりました物資需給調整審議会及び電気自動車充電技術者資格検定審議会を廃止することといたしました。

以上が本法案の概要でありまして、何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(七月十四日)

○宮澤胤勇君 ただいま議題となりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

改正の第一点は、通商局における所掌事務の増加にかんがみまして、同局に次長一名を増加いたそうとすることです。第二点は、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律が去る四月一日から効力を失ったことに伴いまして、同省の権限規定から關係条文を削除いたしますとともに、すでに存置の必要がなくなりました物資需給調整審議会及び電気自動車充電技術者資格検定審議会を廃止いたそうとすることです。

本案は、七月五日日本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を行い、本日討論略省略、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(七月二十五日)

全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決せられた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○新谷寅三郎君 ただいま議題となりました、通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一は、現在通産局は、十四課に分れ、その事務量が膨大であるため、局長の下に次長一名が置かれて局務の整理に当っておりますが、局長を補佐して次長の処理すべき事務としては、外貨予算の作成外貨資金の割当、輸出の承認、バーター契約の許可、中共貿易問題の処理等、問題が山積しているのみならず、渉外関係におきましても、頻繁に行われる通商交渉の会議に出席する等の必要がおりますので、この際次長を一名増員して二名と改めた点であります。その第二は、去る四月一日に、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の失効に伴う關係条文を整理するとともに、すでに存置の必要のなくなった物資需給調整審議会及び電気自動車充電技術者資格検定審議会を廃止することといたしました点であります。

内閣委員会は、前後二回にわたり、石橋通商産業大臣の出席を求め、本法律案の内容およびこれに関連して日中貿易の促進と通商産業省の機構との関係、独占禁止法と中小企業との関係、石炭合理化法案の成立した場合に予想される融資、失業等の問題につき審議いたしました。その詳細は、委員会会議録に譲ることを御了承願います。

一昨日の委員会におきましては、質疑も終結いたしましたので、討論を省略し、直ちに本法律案について採決いたしましたところ、

通商産業省設置法の一部を改正する法律

◎会計検査院法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一法一一〇)

一、提案理由(五月十八日)

○根本政府委員 たいま議題となりました会計検査院法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

国及び政府関係機関における会計経理の実情は必ずしも満足できるものではなく、これが是正改善のために、会計検査の事務量も近時著しく増加して参りました。従つて、現在の会計検査院の機構では局長の事務掌理にも支障を来たしており、検査の機能発揮の要請にも十分こたえることが困難な現況にありますので、局及び課を増設することが緊要であると考えられます。このような理由によりまして第十二条を改正し、現在の四局を五局に改め一局を増設することにいたしました。

また、会計検査院法制定当時、事務総局職員の内免、進退は、それぞれの官の級別に依りて内閣、内閣総理大臣または事務総長が行なつておりましたが、その後、国家公務員法の制定に伴つて一般職の職員の内免、進退に関する制度が根本から変更され、任命権者は原則として会計検査院長になつたことなどのため、関係規定に所要の改正を加える必要がありますので、第十三条、第十四条及び第十六

を整備することにあります。第三は、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の適正な会計経理を確保するため、これら公社に対する検査権限を拡張することでありまして、すなわち、検査の対象を、公社自体の会計経理のほか、補助金、工事の請負、物品の納入等、公社と経理上一定の関係を有するものの会計についても検査することができることといたしますなど、必要に応じ、国の場合に適用される規定のうち必要なものを公社にも適用することといたしておるのであります。

本案は五月十七日当委員会に付託され、政府の説明を聞いた後、決算委員会とも連合審査会を開き、熱心なる質疑が行われ、六月二十三日に至りまして、日本社会党両派の共同提案として、検査の徹底を期するため、会計検査院は、必要と認める場合、国が資本金の全部を出資しておる公庫または銀行から貸付金を受けておるものの当該貸付金にかかる会計をも検査することができることをその権限に追加する旨の修正案が提出されたのであります。これらの内容の詳細につきましては会議録によつて御承知をお願いいたしとうござります。

かくて、討論に入りましたところ、高橋及び田中の両委員は、日本民主党及び日本自由党をそれぞれ代表して、いずれも原案に賛成、修正案に反対の意見を表明されたのであります。採決の結果、修正案は否決、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

会計検査院法の一部を改正する法律

条から第十八条までの規定を改正することといたしました。次に、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社の会計の検査に当りましては、公社の会計経理を検査するだけでは、その真実の把握は困難なことがございます。このような場合、事態を的確に把握するためには、国の場合に適用される規定のうち、必要なものについて公社にも適用できるように方途を講じておく必要があります。

従つて、公社の適切な経理を確保することなどのために第二十三条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定に改正を加えることといたします。以上がこの法律を改正するおもな理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(六月二十三日)

○宮澤胤勇君 たいま議題となりました二つの法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、会計検査院法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の第一は、検査事務量の増加に伴い、一局を増設して検査機能を強化すること、第二は、現行の会計検査院法は昭和二十二年四月に制定せられたものでありますが、その後制定されまして国家公務員法の規定に準拠して、事務総局職員の内免、進退に関する規定を適正化をはかろうとするものであります。

今回の改正によつて定員の合計は六十三万六千三百三十二人となりますが、増員のおもなるものとしたしましては、文部省の国立学校の学年進行、学部、学科の増設による七百五十八人、厚生省の国立結核療養所の増床による五百九十六人、郵政省の郵便、電話の業務量の増加による三千二百七十一人、奄美群島の復帰に伴う琉球政府職員の内免、定員法定員に吸収することによる七百三十七人等であります。減員のおもなるものとしたしましては、国税庁の奢侈雑品消費税の実施取りやめによる六百八十人、郵政省の電話業務の日本電信電話公社への移管による四百人、建設省の営繕関係業務量の減少による二百二十人等であります。

なお、総理府本府、警察庁、大蔵省、通商産業省及び建設省におきましては、事務の縮小等に若干の期間を要する事情を考慮し、実施期日について特別の措置を講じ、また、調達庁、文部省及び厚生省の職員で、昨年度決定された人員整理の年次計画によりまして本年度以降三十二年度にわたつて整理される者につきましては、整理を円滑に行うため、昨年度の臨時待命制度と実質的にはほぼ同様の制度を政令で定めることといたしましたのであります。

委員会におきましては、本案が付託せられました五月十九日以

来、農林委員会と連合審査会を開く等、慎重審議を行なったのでありますが、その内容につきましては、これまた会議録によつて御承知を願うこととし、かくて本日質疑を終了、直ちに討論に入りましたところ、石橋委員は、河派社会党を代表して、その実情に照らし定員制並びに今回の指名退職制度については合理適切ならざるものありとの理由で反対の意見を述べられました。採決の結果、多数をもちて原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(七月十一日)

○宮田重文君 たいま議題となりました会計検査院法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、国及び政府機関における会計経理の実情は今日必ずしも満足できるものではなく、これが是正改善のために、会計検査の事務量も近時著しく増加し、従つて、現在の会計検査院の機構では、局長の事務掌理にも支障を来たしてあり、検査の機能發揮の要請にも十分こたえることが困難な現況にあるとのでありますので、現在の四局を五局に改め、一局を増設することとしたこと。その第二点は、会計検査院法制定当時、事務総局職員の任免、進退は、それぞれの官の級別に応じて、内閣、内閣総理大臣または事務総長が行なつておりましたが、その後国家公務員法の制定に伴つて、一般職の職員の

任免、進退に関する制度が根本から変更され、任命権者は原則として会計検査院長になつたことなどのため、関係規定に所要の改正を加えたこと。その第三点は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社の会計の検査に当りましては、公社の会計経理を検査するだけでは、その真実の把握は困難な場合がありますので、このような場合、事態を的確に把握するためには、国の場合に適用される規定のうち必要なものについて公社にも適用できるように方途を講ずるため、関係規定に所要の改正を加えたこと。以上が本法律案の改正の要点であります。

内閣委員会は、本法律案の審議のため委員会を開くこと二回、またこの間、決算委員会と連合審査会を二回開きまして、本法律案につき、東谷会計検査院長、池田会計検査院事務総長との間に、質疑応答がなされたのでありますが、その質疑応答によつて明らかになつて諸点を申し上げますと、その第一点は、本法律案が実施された場合、これに伴う予算と人員の増減の点であります。本年度予算は、会計検査院の機構拡充に要する費用として千九百四十八万六千円が計上されており、またこの改正によつて、一局増設のために定員が六十人増され、検査院当局としては比較的高級の係長以上の職員の増加をはかりたい方針であることとあります。

その第二点は、会計検査院の機構強化、すなわち新たに一局を設置する理由の点であります。検査院当局の答弁によりますと、「このたび一局を増設して五局とする理由は、会計検査院の事務量の増加の点であつて、各局で処理している検査報告が、最終的に検査官会」とのよう規定が法文の上に現われていることは、いわゆる法律方能、技術監視の一つの現われではないか」という鋭い質疑が多数の委員からなされたのでありますが、これに対して東谷検査院長は、「検査院に技官が置かれるようになったのは終戦後であつて、その数もきわめて少数である。検査院では従来局長には事務官をもつて充てることにしており、現在も局長に技官をもつて充てる考えはない。しかしこれは決して技術を軽視するものではなく、従来も技官で事務的才能があり、局長に適する人物のある場合には、これを事務官として局長に任用している実例もあるので、実際の人事の運営には何ら支障はない」旨を答弁いたしております。その第六点は、監察機構強化に関する点であります。「国費の不当支出を防止するため、会計検査を一そう励行するがためには、現在の検査院の機構では不十分であつて、今日政府部内の行政監察機構としては、行政管理庁を初め各種の監察、検査の機関があるが、かくのごとき機関を一本化し、統合強化する必要を痛感する。将来の機構改革が行われる際に、この点を十分考慮されたい」旨の希望が数名の委員より述べられました。

以上申し述べましたほか、いわゆる事前検査、検査報告書提出時期の促進、不正、不当の支出に対する処置、会計事務職員に対する懲戒処分要求、弁償命令の励行等に関する問題について質疑応答がありました。その詳細は、委員会会議録に譲ることを御了承願ひたいと存じます。

去る八日の委員会におきまして、質疑も終結いたしましたので、

議を経て検査報告として掲記されている件数は、二十五年度千百十三件、二十六年度千九百八十八件、二十七年度千八百十三件、二十八年度二千二百三十二件であつて、逐年著しい増加の数を示して「おる」とのこととあります。その第三点は、今述べました機構の強化によつていかなる方面の検査を強化するかという点であります。東谷検査院長の説明によりますと、「一局増設と定員増加によつて、検査事項の非常に多い農林、建設、厚生、労働等の各省の補助の關係の検査の励行強化をねらつてゐる。現在二割または三割程度の補助關係の検査の割合と深度とをもう少し深めて、そうして全体的的の是正をはかりたい方針である」とのこととあります。その第四点は、検査院の権限の拡大に関する改正の点であります。「この改正によつて、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に関連のある会計経理について必要のある場合、または内閣の請求のあつたときは、検査官會議の決定を経て検査を行い、これによつて公社關係の会計経理の検査の真実性をさらに一層把握し得ることとなる」との検査院当局の説明であります。その第五の点は、局長任用の規定に関する点、すなわち局長は事務官をもつてこれに充てるという趣旨の規定に関する点であります。局長の任用の範囲を事務官に限つて技官を除いておるのはいかなる理由によるのか、現在一般行政庁の局長の任用については、このような制限がなく、現在各省の次官、局長に技官が充てられてりつばな成績を上げておるものもあり、また民間の会社においても同様であるのに、ひとり会計検査院において、このような制限を法文の上で設けるのは不合理ではないのか、

討論に入りましたところ、千葉委員より、各会派を代表して次のような共同修正案が提出されました。まず、この修正案を朗読いたします。

会計検査院法の一部を改正する法律案に対する修正案
会計検査院法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十六条の改正規定中第十六条第一項を次のように改める。
各局に、局長を置く。

なお、千葉委員より、「会計検査院法第十八条の改正によって、技官は課長に任用されないという点が改められ、この点は一步前進しておるが、第十六条の改正規定には、技官は局長に任用されないこととなっており、いまだに従来の法学万能の思想が払拭されておらない。事務官と技官との間に、かように不平等な待遇をする規定を法文上に設けることは、公務員が事務に精励することを妨げるものであるから、技官も事務官と同様に局長に任用し得る道を開いておくべきである。以上が、この修正案を提出した理由であつて、以上の修正部分を除いて原案に賛成する」旨の発言があり、宮田委員より、「決算委員会の意見をも尊重して、今回かような修正を行うことは、明るい人事行政を行う上から望ましいことである。ただ、この際、希望を申しておきたいことは、会計検査院の行う検査は、主として事後検査であるがため、国損の防止という点で不十分な点があるから、行政管理庁と会計検査院とを一本化し、機構を簡素化して、徹底した会計検査が行われることが望ましい。将来、会計検査

院法の改正の際には、かような点を十分考慮されんことを希望して、この修正案を含めて原案に賛成する」旨の発言がありました。討論も終結いたしましたので、まず、修正案につき採決をいたしましたところ、全会一致をもって可決することに決定し、次いで、修正案を除くその残余の部分について採決いたしましたところ、これもまた全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一法一一一)

一、提案理由(五月二十六日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三〇―法一〇六)の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(七月二十一日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三〇―法一〇六)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(七月二十九日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三〇―法一〇六)の委員長報告を一括して掲載)

◎地方税法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一法一一二)

一、提案理由(五月二十七日)

(地方交付税法の一部を改正する法律(昭三〇一法一一三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院地方行政委員長報告(七月二十五日)

(地方道路譲与税法(昭三〇一法一一三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(七月二十九日)

(奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律(昭三〇一法一六三)の委員長報告と一括して掲載)

◎地方道路譲与税法 (昭三〇、八、一法一一三)

一、提案理由(五月十三日)

○川島国務大臣 たいま議題に供されました地方道路譲与税法案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明いたします。

すでに一昨年におきまして、道路整備費の財源等に関する臨時措置法が制定され、揮発油の大部分を使用して運行される自動車道路を損傷いたしますことから、揮発油税による収入は道路整備の財源に充てるべきものとなされ、また昨年度におきましては、昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律が制定され、揮発油税収入の三分の一を都道府県及び五大市に道路に関する費用の財源として付与いたしましたことは、御承知の通りであります。

しかしながら、この揮発油譲与税の制度を恒久的の制度といたしますことは、国の道路財源としての揮発油税との間に相当の調整をはかる必要がありますので、さしあたり、これを昭和二十九年年度限りにおいて、爾来昭和三十年年度以降の措置について鋭意検討を加えて参つたのであります。

今ここに道路行政の実態を見まするに、自動車の利用度のきわめて多い国道及び都道府県道の維持管理の責任者は、都道府県及び五大市またはその長でありまして、これらの道路の維持管理に要する

費用も、原則として都道府県及び五大市の負担となっており、その額は決して少くないのであります。また道路整備五カ年計画の実施に伴う費用のみならず、この計画に取り上げられていない一般の都道府県道その他の道路の改築、修繕等に関する費用も多題に上っている現状であります。

従いまして、ここに恒久的の制度として、地方道路税を創設し、その収入額の総額に相当する額を都道府県及び五大市に対してその区域における国道及び都道府県道の面積を基準として譲与し、その用途については道路に関する費用に充てなければならぬものとする地方道路譲与税制度をとることにより国道及び都道府県道の維持、修繕、改築等のための自主的財源を与えるとともに、他面国庫補助金制度に伴いがちな弊害をできるだけ排除したいと考へたのであります。これが今回地方道路譲与税制度を設けようとする趣旨であります。

以下この法律案の具体的内容を簡単に御説明申し上げます。第一は地方道路譲与税の額であります。すでに御説明いたしましたように、地方道路税の収入額に相当する額とし、これを都道府県及び五大市に譲与するものとしております。その額は昭和三十年度は初年度でありますため七十三億円でありませんが、平年度におきましては九十四億円となる見込みであります。

第二は譲与の基準であります。それぞれの都道府県及び五大市の区域内にある国道及び都道府県道の面積に按分して譲与するものとしております。

なお、この道路の面積につきましては、各都道府県の道路の実面積とそれに要する経費とは必ずしも正比例しませんので、幅員による道路の種類、自動車一台当りの道路の延長等により、これを補正することができるものとしたしております。

第三は譲与時期であります。地方交付税及び入場譲与税の交付または譲与時期との調整をはかりまして八月、十二月及び三月の三回とし、地方道路譲与税が地方道路税の実績に基いて譲与されることにかんがみ、原則として前四カ月間に収納した地方道路税の収入額に相当する額を譲与することにいたしております。

第四は地方道路譲与税の使途であります。すでに御説明いたしましたように、地方道路譲与税は、道路に関する費用に充てなければなりません。道路に関する費用である限り、特にその範囲を限定するものではありませんので、道路整備五カ年計画の対象になつていくかどうかにかかわらず、広く道路事業に充てることができるとしたのであります。

以上、地方道路譲与税法案につき、その提案理由並びにその内容の概略を御説明申し上げたのでありますが、これらのほか地方道路譲与税の会計につきましては一般の歳入歳出と区分して経理する必要があるとありますので、別途関係法律の改正案を用意いたしております。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに本法律案の成立を見ますようお願いいたします次第であります。

したのであります。

このほど、地方道路税法案については、税率引き下げの修正が行われ、別途、本年度についての経過規定が設けられた結果、本年度の本譲与税総額七十三億円がほぼ確保できる見通しとなりました。

本二十五日、本案の質疑を終了し、討論を省略し、採決の結果、全員一致可決しました。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本案の内容の概要は、第一に、特別交付税の総額を地方交付税の総額の百分の八とし、いかなる事情があつてもこの総額を減額し得ざるものと改正することであり、第二に、各地方団体に交付すべき地方交付税の額の算定方法を一そう適正合理化することであり、第三に、昭和三十年度に限り、各地方団体に交付すべき交付税の額を算定する場合、たばこ専売益金から交付税及び譲与税配付金特別会計の中に納付される三十億円を地方交付税の総額に加えることにいたし、この三十億円は、たばこ専売特別地方配付金として、各地方団体に配付するものとすることであり、

本法案は、五月二十七日提案理由の説明を聴取し、引き続き審議に入りましたが、その詳細は会議録によって御了承を願うたいのであります。

かくて、本日質疑を終了し、討論省略、採決に入り、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、地方税法の一部を改正する法律案につき御報告申し上げます。

地方道路譲与税法

二、衆議院地方行政委員長報告(七月二十五日)

○大矢省三君 たいま議題となりました四法律案の地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を一括して御報告申し上げます。

地方道路譲与税法案につき御報告申し上げます。

御承知のごとく、一昨年、国は、道路整備五カ年計画を強力に推進するため、揮発油税による収入をすべてその財源に充当する方針を定めたのでありますが、一方、地方団体の道路費の負担がますます過重となる実情をも考慮して、揮発油税収入の三分の一を都道府県及び五大市に付与して道路費の財源に充当させる揮発油譲与税制度を実施したのであります。しかしながら、この制度を恒久化するためには、国の道路財源との間の調整に相当困難な問題があるので、これを昭和二十九年限りとし、本法案が提出されたのであります。

その骨子は、揮発油に対して従来の揮発油税のほかに新たに地方道路税を課することとし、その収入の総額を、都道府県及び五大市に、おおむねその区域内の国道及び都道府県道の面積を基準として譲与し、これを自主的に道路費一般の財源として使用せしめようとするものであります。

本法案については、去る五月十三日提案理由の説明を聴取し、五月二十四日以降三回にわたり、地方道路税法案との関連において、大蔵、建設、運輸の各委員会と連合審査会を開き、審議に慎重を期す。

本法案は、昨年第十九回国会において大改正を加えられた地方税制度のその後の運用状況並びに国民負担の現況にかんがみ、主として租税負担の均衡化をはかり、税務行政の簡素化を期するため、若干の改正を行わんとするものであります。

本法案につきましては、その後国庫予算修正に伴う内閣修正が加えられましたが、内容の主要な点を申し上げますと、道府県民税及び市町村民税について、国税の減税に伴う地方税の減税を可及的に避けるための税率調整を行い、事業税について個人事業税の基礎控除の額を引き上げ、損害保険事業に対する課税方式を外形標準に改め、固定資産税について土地及び家屋の評価価格を一定期間据え置くこととし、自動車税について、地方道路税創設に伴う負担の均衡を考慮して、揮発油を燃料とする以外の自動車に対する税率を引き上げ、たばこ消費税について来年度より税率の合理化をはかり、大規模償却資産に対する固定資産税の課税限度額につき激変緩和の措置を講じ、また市町村の廃置分合に伴う課税権承継の規定を設けるなどのほか、罰則の緩和その他の規定の整備を行おうとするものであります。

本法案につきましては、五月二十七日に提案理由の説明を、六月十五日に修正理由の説明を、それぞれ聴取し、地方財政計画その他関連法案と並行して審議を進め、六月十六日には特に本法案に関する小委員会を設置し、また七月四日には参考人の意見を徴するなど、審議に慎重を期したのであります。

かくて、七月二十三日、灘尾小委員長より小委員会における調査の経過並びに結果につき報告があり、結論として、ただ、地方道路税の税率修正が決定した以上、揮発油を使用する以外の自動車に対する今回の自動車税の税率引き上げはこれを取りやめるべきであるという点に意見の一致を見た旨の発言がありました。

かくて、本二十五日質疑終了後、民主、自由両党の修正案並びに両派社会党の修正案が、それぞれ提出されました。前者は、自動車税の税率引き上げを取りやめる内容のものであり、後者は、道府県民税につき、所得割は現行通り据え置き、給与所得は税額より百分の十の控除を行い、個人事業の年十二万円基礎控除を本年度より行い、遊興飲食税は自治庁原案をとり、自動車は条件付にて引き上げを取りやめ、市町村民税につき道府県民税と同様の措置をとり、固定資産税は税率を引き下げ、大規模の償却資産に対する課税限度額に修正を加え、たばこ消費税は、道府県分を百分の十、市町村分を百分の二十に引き上げ、国民健康保険税の課税限度額を六万円に引き上げ、いずれも本年度より実施することを要点とするものであります。

次に、討論に入り、自由党を代表して前尾委員は、両派社会党の修正案に反対、民主、自由両党の修正案及び修正部分を除いた政府原案に賛成せられ、民主党を代表して古井委員は、両派社会党の修正案に反対、民主、自由両党の修正案及びこの修正部分を除いた政府原案に賛成せられ、左派社会党を代表して川村委員は、両派社会党の修正案に賛成、民主、自由両党の修正案及び政府原案に反対せ

られ、右派社会党を代表して西村委員は、両派社会党の修正案に賛成、民主、自由両党の修正案及び政府原案に反対せられました。次いで、採決の結果、民主、自由両党の修正案及びその修正部分を除いた政府原案が賛成多数をもって可決せられました。

次に、本法案に対し、地方税収入の補てん及び確保のために各税の合理化と改善をはかり、すみやかに適当な措置を講ずることを政府に要望するという附帯決議案を可決いたしました。

次に、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本案は、本年一月一日から実施せられました市町村職員共済組合法の一部に改正を加えて、本法の適用除外の市町村の職員で本法施行の際に厚生年金保険の被保険者であった者の被保険者期間を、その者の長期給付に相当する給付の基礎となるべき期間に合算するよう措置を講ずべきものとし、これに伴い厚生保険特別会計から一定の金額を適用除外の市町村に交付することにしよとするものであります。これは、本法施行の際に、厚生年金保険の被保険者から本法による組合員になった者との取扱以上の均衡を失しないようにするためであります。

七月十三日、提案者を代表して門司亮君から提案説明があり、委員会は、慎重審議、本日質疑を終了、討論を省略して採決に付し、全会一致可決すべきものと決しました。

右、報告を申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(七月三十日)

(昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭三〇―法一七六)の委員長報告と一括して掲載)

◎結核予防法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一法二一四)

一、提案理由(五月二十四日)

○紅露政府委員 たいま提案されました結核予防法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

本改正の第一点は、市町村長の行う定期の健康診断の対象者の範囲を、小学校就学の始期に達しない者を除くすべての一般住民に拡張することとしてあります。

従来一般住民に対する健康診断は、厚生大臣が指定する区域を管轄する市町村長が、その区域内に居住する三十才未満の者のみを対象として、毎年定期にこれを行なってきたのでありますが、一昨年厚生省が実施した結核実態調査の結果、結核があらゆる地域に、またあらゆる年齢層に広範に蔓延している事実が判明いたしましたので、区域の指定及び年齢の制限を廃止し、小学校就学の始期に達しない者を除く一般住民全部を対象として健康診断を行い、もって結核予防策の強化を期そうとするものであります。

なお、小学校就学の始期に達しない者につきましても、毎年定期に健康診断を行うのが一そう望ましいことはもちろんであります。が、この年齢層の結核患者の発生は、家族内における感染に起因する場合が非常に多く、従って従来より都道府県知事が実施して参り

ました患者家族に対する定期外の健康診断を一そう強化することにより、おおむね患者の把握が可能と考えられますので、これを定期の健康診断の対象者から除外することとした次第であります。

本改正の第二点は、定期の健康診断の回数を政令で定めるものとしたこととあります。これまで定期の健康診断は、一律に毎年一回行うものとされていたのでありますが、結核実態調査の結果に照し、まして、結核発病のおそれがあると診断された者等発病率の高い者については、毎年一回の健康診断では不十分であることは明らかでありますので、定期の健康診断の回数を政令に委任し、対象者の区分に応じた適当な回数を政令で規定することとした次第であります。

本改正の第三点は、病院の管理者に対し、結核患者が入院したとき、所定の事項を保健所長へ届け出る義務を課し、保健所長が行う家庭訪問指導その他患者対策の一そう強力かつ円滑な推進に資することとしたこととあります。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。次第でございます。

二、衆議院社会労働委員長報告(六月四日)

(毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律(昭三〇一法二六二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(七月二十二日)

(国民健康保険法の一部を改正する法律(昭三〇一法二一五)の委員長報告と一括して掲載)

◎国民健康保険法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一法一一五)(衆)

一、提案理由(七月一日)

○山下(春)委員 ただいま上程されました国民健康保険法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

この法律案につきましては、以前自由党、日本民主党、両日本社会党の四党より、それぞれ本院に改正法案が提出されていたのでございますが、その主たる趣旨内容は何れも相似たものでございまして、この際各党の共同提出として御審議願うことの方が、むしろ適当であると思われましたので、ここに自由党、日本民主党、両日本社会党の四党の共同提出の形として提出いたしましたわけでございます。

次に、その趣旨内容につきましては、以前各提出者より御説明がございました点とほぼ同様のことでございまして、その詳細は省略させていただきますことといたしまして、この法律案の内容について概略を申し上げますならば、保険者に対する国庫補助金のうち、療養の給付、保健婦並びに事務の執行に要するそれぞれの費用に対して交付する補助金につきましては、国の義務支出といたし、療養給付費に対する補助については、毎年総額の二割を下るを得ないことといたしておりますし、保健婦に要する費用及び事務の執行に要す

る費用に対する国庫補助金の各保険者に対する補助率は、それぞれ三分の一及び全額である旨を法律に明文化することとしたし、交付要件及び具体的な交付方法につきましては政令にゆだねることといたしております。

以上のほか、国庫は政令の定めるところにより、予算の範囲内におきまして補助金を交付しまたは貸付金を貸し付けることができるものとしたのであります。さらに現行法におきまして、都道府県及び市町村は国民健康保険に要する費用について補助金を交付することができることとなっており、貸付金の貸与を、貸付金の貸与も行うことができるものとしております。

この法律案を提出する理由並びにその内容の概略は以上の通りでございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

二、衆議院社会労働委員長報告(七月五日)

○中村三之丞君 ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案及び医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案のおもなる点は、療養の給付、保健婦並びに事務の執行に要する費用に対して交付する国庫の補助金を国の義務支出といた

し、その補助率は、療養給付に要する費用に対する補助については毎年その総額の二割を下るを得ないこととし、保健婦に要する費用に対してはその三分の一、事務の執行に要する費用に対してはその全額である旨を法律に明文化いたしましたこととありまして、その他貸付金等に関し若干の規定を設けたものであります。

本法律案につきましては、さきに、日本民主党、自由党、両派日本社会党よりそれぞれ改正法律案が提出せられ、すでに審議が行われていたのであります。各党打ち合せの結果、その三法案を撤回し、四党の共同提案として、あらためて去る七月一日日本委員会に提出された次第でございます。

同日提案者山下春江君より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、質疑終了後、討論を省略して採決に入りましたところ、本法律案は全会一致原案通り可決すべきものと決した次第でございます。

次に、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案について申し上げます。

正規の日本の医学校または歯科医学校を出てはいないが、外地において免許を受けて医業または歯科医業を営んでいて、終戦により引き揚げた者の救済のために定められた特例試験を受けて二度とも合格しなかった者等に対しては、それぞれ医師国家試験予備試験または歯科医師国家試験予備試験に合格し、さらに国家試験を受けて医師または歯科医師になる道が開かれているのであります。しかしながら、現在、医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備

国民健康保険法の一部を改正する法律

試験に合格しなかった者は、昭和二十八年三月二十三日以降ソ連、北朝鮮、中国等より引き揚げた者を除いては、医師国家試験予備試験については昭和二十九年十二月二十六日以降は試験を受けることができなくなり、歯科医師国家試験予備試験については本年八月二十四日以降は試験を受けることができなくなるのであります。これらの者の多くは引揚者であつて、経済的にも同情すべき立場にあり、また年令的にも転業を困難とする者も少なくないのであります。今回医師国家試験予備試験または歯科医師国家試験予備試験の実施期間を昭和三十一年十二月三十一日まで延長し、これらの人々の将来に希望を持たせようとするのが本案提出の理由及び概要であります。

本法律案は各派の共同提案でありまして、六月三十日本委員会に付託せられ、同日提案者大石武一君より提案理由の説明を聴取し、七月一日審査を行い、質疑を終了し、討論を省略し採決に入りましたところ、本法案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(七月二十二日)

○小林英三君 ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案及び結核予防法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会におきます審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず国民健康保険法の一部を改正する法律案につきまして申し上げ

国民健康保険法の一部を改正する法律

三三二

御承知の通り、国民健康保険の財政破綻を回避いたしまするがために、昭和二十八年以降、療養給付費に対する二割の国庫補助が実現したたのでありますが、この療養給付費補助金は、これを交付するといなどは国の任意でありますとともに、その補助率二割ということも、従来予算上の措置といたしまして実現されておるに過ぎませんのでありまして、予算執行の結果は、ややもいたしますれば二割を下回っておる状態であるのであります。このことは、国民健康保険の事務の執行に要するところの費用、保健婦を設置するに要するところの費用につきましても、それぞれその全額及び三分の一の額を補助することになっておるにもかわらず、同様の事情にあるわけでありまして、

今回議員提出となりました改正法律案の内容は、保険者に対する国庫補助金のうちで、療養の給付、保健婦並びに事務の執行に要するそれぞれの費用に対しまして交付する補助金につきましては、国の義務的支出といたすとともに、療養給付費に対する補助額は、その年度におきます療養給付費総額の二割を下らないことを法律上保障することといたしました。また、保健婦に要する費用及び事務の執行に要する費用に対する国庫補助金の各保険者に対する補助率というものは、それぞれ三分の一及び全額である旨を法律に明文化するとともに、交付要件及び具体的な交付方法につきましては政令にゆだねることとしております。

なお、以上の費用のほか、国庫は、政令の定めるところによりま

して予算の範囲内において補助金を交付し、または貸付金を貸し付けることができるように改正せんとするのであります。さらに現行法におきまして、都道府県及び市町村は、国民健康保険に要する費用につきまして補助金を交付することができることになっておりまするのを、補助金の交付のみならず、貸付金の貸し付けをも行うことができるようにいたしましたのであります。

以上がこの法律案の概要でありまするが、本案の審議に当りましては、各委員より国保懸案の諸問題等につきまして、きわめて熱心なる質疑が行われたのでありまするが、その詳細は、速記録によって御了承願いたいと存じます。かくて質疑を打ち切り、討論を省略いたしまして採決に入りましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、結核予防法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。本改正案は、結核実態調査の結果、予防対策の強化措置を推進するため所要の改正を行おうとするものであります。改正の第一点は、市町村長の行う定期の健康診断の対象者の範囲につきまして、従来区域指定及び年令の制限を廃止し、小学校就学の始期に達しない者を除くすべての一般住民に拡張せんとするものであります。改正の第二点は、定期の健康診断の回数を政令に委任し、対象者の区分に応じた適当な回数を政令で規定せんとするものであります。改正の第三点は、病院の管理者に対し、結核患者が入院したとき、所定の事項を保健所長へ届け出る義務を課しまして、保健所長が行

う家庭訪問指導その他、患家対策の一そう強力かつ円滑な推進に資することとしたことであります。

以上がこの法律案の概要でありまするが、社会労働委員会におきましては、各委員より熱心なる質疑が行われ、討論を省略し、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、一法二一六)

一、提案理由(六月十三日)

○川崎国務大臣 ただいま議題となりました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

日雇労働者健康保険は、昭和二十九年一月に発足いたし、当初は療養の給付期間は三カ月でありましたのを、同年四月、給付費の一割国庫負担実現により、これを六カ月に延長し、自來一年順調に運営いたして参つたのであります。しかしながら、本制度の給付内容は、健康保険等の疾病保険に比較しまして、いまだ十分とは申しがたく、ここに主として給付内容の改善をはかるため、法律改正をいたしたいと存するのであります。

この法律案に規定しております改正点の第一は、療養の給付期間を、現行六カ月から一年に延長することであり、その第二は、療養の給付範囲を拡張し、歯科診療における補綴を含むものとするのであります。その第三は、死亡及びびんべんに関する現金給付は創設することであり、その第四は、被扶養者の範囲を拡大し、被保険者と同じの世帯に属する三親等内の親族で、主としてその者により生計を維持するものを含めたこととあります。

りました。本修正案の要旨は、一、留守家族手当の月額が、政府案では二千三百五十五円となつてゐるのを、昭和三十年十月分から昭和三十一年六月分までは二千五百八十三円、昭和三十一年七月分以降は二千九百三十七円とすること、二、留守家族手当または特別手当の額に相当する額の手当を、生還の場合は三カ月間、未帰還者の死亡の事実が判明した場合においては六カ月間、それぞれ延長支給すること等とあります。

次いで、質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く他の原案はとも全会一致可決すべきものと議決した次第でございます。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本修正案は主として給付内容の改善をはかるものでありまして、そのおもなる点は、まず療養の給付期間を現行の六カ月から一年に延長すること、歯科診療における補綴を療養の給付に含めること、死亡及びびんべんに関する現金給付を創設すること、並びに被保険者と同じの世帯に属する三親等内の親族で、主としてその者により生計を維持する者にまで被扶養者の範囲を拡大すること等とあります。

本法案は、五月三十日本委員会に付託せられ、六月十三日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたり熱心なる審議が行われたのであります。昨十八日の委員会において各派共同提案になる次の修正案が提案せられ、日本社会党の八木委員よりその趣旨の説明がありました。本修正案の要旨は、一、現在、本制度によ

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

なお、今後におきましても、本制度運営の実績を十分検討いたし、財政事情ともならみ合せた上で、内容改善をはかりたいと存する次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院社会労働委員長報告(七月十九日)

○中村三之丞君 ただいま議題となりました未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、失業保険法の一部を改正する法律案及び覚せい剤取締法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。

本改正法律案の要旨は、今回戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により遺族年金の額が引き上げられましたのに対応して、本法による留守家族手当を増額すること、並びに帰還者に対する療養の給付期間が本年十二月二十八日で満了することとなつておりますのを、さらに三年間延長いたしましたこととあります。

本法案は五月二十三日日本委員会に付託せられ、同二十五日政府より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたり熱心なる審議が行われたのであります。昨十八日の委員会において各派共同提案による修正案が提出せられ、自由党の山下委員よりその趣旨の説明があ

る給付の受給条件として、二カ月間に二十八日の保険料の払い込みが必要となつておりますものを、二カ月二十八日または六カ月七十八日のいずれかを選択的に認めることとして、受給条件の緩和をはかつたこと、二、本法の施行期日が七月一日となつておるのを、公布の日に改めたこととあります。

かくして、質疑を終了し、修正案並びに修正部分を除く原案を一括して討論に入りましたが、日本民主党を代表して小島委員、自由党を代表して野澤委員、日本社会党を代表して八木委員、日本社会党を代表して吉川委員より、それぞれ賛成意見が述べられたのであります。次いで、採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く他の原案は全会一致可決すべきものと議決した次第でございます。

さらに、日本民主党の小島委員より、各派共同提案による次の附帯決議案が提出せられました。朗読いたします。

附帯決議案

本修正により受給条件を二ヶ月二十八日又は六ヶ月七十八日と選択せしむることとした。右修正は就労日数につき現下経済上月平均十四日とすることは必ずしも実情に副わらずと思はるるにより暫定的処置としてこれを認めたるものなるにつき政府は今後これらの点につき再検討の上適當なる処置を講ずることを期待する。尚本法適用範囲の拡大についても更に至急検討実施せられんことを期待するものである。

右決議する。

以上であります。しかし、全会一致本附帯決議を付すべきものと決した次第であります。

次に、失業保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、第一に、被保険者の当然適用の範囲を、医療看護その他の保健衛生事業、社会福祉事業、更生保護事業に対して新たに拡大すること、第二に、長期被保険者に対する失業保険金の給付日数を二百七十日または二百十日とする一方、季節的労働者を主体とする短期被保険者に対する給付日数を九十日とし、一律百八十日の給付制度から生ずる不合理を是正すること、第三に、被保険者資格の取得並びに喪失について政府の確認の制度を設け、権利の保護とともに不正受給の防止等をはかりうとすること、第四に、福祉増進のための必要な施設を設置するための明確なる規定を設けること、以上がこの改正の主要点であります。

本案は去る五月二十六日内閣より提出され、同日付託されたのでありますが、本委員会は、五月二十七日政府より提案理由の説明を聴取いたしました以来、慎重審議を続け、七月十三日質疑を終了いたしました。

本日の委員会において、日本社会党両派共同提案による修正案が提出せられ、横鏡委員よりその趣旨の説明がありました。本修正の要旨は、短期被保険者に対する失業保険金の給付の日数短縮に関する第二十条第二項及び附則第六項の規定を削除せんとするものであります。

次いで、修正案並びに政府原案を一括して討論に入りましたこと

ろ、日本民主党を代表して小島委員及び自由党を代表して大橋委員より、修正案反対、政府原案賛成、日本社会党を代表して井堀委員、小会派クラブを代表して中原委員より、修正案賛成、政府原案反対の意見が述べられたのであります。

次いで採決に入りましたが、まず修正案は少数をもって否決せられ、次に政府原案については多数をもって可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

次に、覚せい剤取締法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法案は、覚醒剤原料について取締りを行うとともに、常習犯については一年以上十年以下の懲役に処することとする等、覚醒剤に関する罰則を強化し、わが国特有の覚醒剤禍の撲滅を期することを目的とするものであります。

本法案は各派共同提案でありまして、七月八日本委員会に付託せられ、同十二日提出者より提案理由の説明を聴取しましたが、同十九日質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(七月二十九日)

(あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭三〇一法一六一)の委員長報告と一括して掲載)

定されておりますが、一面、理事は通常総会を毎事業年度に一回召集しなければならぬことと相なっておりますので、総代会制度の活用がとかく円滑を欠くことと相なり、また、総会自体につきましても総会成立の定足数に達せず流会となるような事態の頻発も十分に予想されますので、総代会を設けた場合でも年一回は総会を開かなければならぬことを定めた第二百二十三条第六項を削除したいのであります。

また現行法では、総会にかわるべき総代会を設け得るのは、組合員の総数が百人をこえる施設組合であることになっておりますが、これを二百人といたし、総代の定数は、組合員の総数の四分の一以上でなければならぬが、その総数が二百人をこえる施設組合においては五十人以上であればよいことになっておりますのを、三百人をこえるものでは七十五人以上であればよい、ただし本法施行の日から百八十日間は従来そのまま差しつかえないというように改めることとしたのであります。

第二点は、役員及び総代の選出の方法についてであります。現行法においては投票による選挙の方法以外は認められていないのであります。しかし、これまた実態から遊離する事態が往々生じておりますので、この際第百三条及び第百五条を改正し、投票による選挙のほか、選任制をも認めることとし、また立候補制の場合におきましては、役員の候補者が選挙すべき役員の数内であるときは、投票を省略することができることとしたのであります。なお、投票による選挙の場合、総会外において投票所を設け選挙を行

◎森林法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一法一一七(衆))

一、提案理由(七月十五日)

○川俣委員 たいいま議題に相なりました森林法の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十六年森林法が実施せられましてより四カ年の日子をけみしましたが、この間の経験に徴しまして、また、過般町村合併促進法の制定により末端行政区の拡大変更等が行われるに至った事情等に関連いたしまして、従来の比較的小規模な森林組合をこの際合併することにより、その適正規模化をはかり、もって組合運営の円滑を期そうとする機運が生じているのであります。が、零細な森林所有者をもって組織しております多くの森林組合におきましては、現行法の掲げております諸種の管理規定をもって臨みますることは、組合運営の実体にそぐわず、ひいては、組合の合併の促進等にも支障を来す部面がありますので、このたびこれらの点について最少限度の改正を加えたいと存じ、ここに修正案を提出した次第であります。

以下改正案内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず第一点は、総代会の制度についてであります。現行法におきましても、総会にかわるべき総代会を設けることができるように規

森林法の一部を改正する法律

うことができる道をも開いておきたいと存するのであります。
第三点は、理事の職務に関する規定についてであります。この機会に組合の対外信用の向上に資しますために、従来とかく明確を欠いておりました理事の責任等を明確にする規定をも新たに追加することとしたのであります。

第四点は、合併の手續に関するものであります。合併については、行政庁の認可を受ける際に、定款及び事業計画を提出することを規定したのであります。なお、連合会につきましては、総代会の規定は準用いたさないこととしたしております。

以上まことに簡単でございますが、本法案の骨子を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(七月十五日)

(農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三〇一法九六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(七月二十二日)

(水産業協同組合法の一部を改正する法律(昭三〇一法一二二)の委員長報告と一括して掲載)

◎公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一法一一八)

一、提案理由(七月六日)

○竹山国務大臣 たいま議題となりました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

わが国の河川、道路、砂防設備、港湾、漁業等の公共土木施設は、毎年災害により甚大な被害を受けておりました。従つてその復旧事業を推進することについては、国及び地方公共団体において常に努力いたしておるところであります。今回これらの施設に関する災害復旧事業を特に推進するために、連年災害をこうむる地方公共団体の災害復旧事業費に対する国庫負担率を高めるとともに、緊要な災害復旧事業に対する国庫負担金の交付について、政府の財政上の措置に関する規定を整備することとした次第であります。

これが本改正案を提出した理由であります。次にその主要な点について御説明申し上げます。第一点は、連年災害をこうむった場合における高率国庫負担の規定を設けることとあります。現在、公共土木施設の災害復旧事業費に対する国庫負担率は、各地方公共団体ごとに一年間に発生した災害に関する復旧事業費の総額をその

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律

年度における当該地方公共団体の標準税収入額と比較し、災害規模に依り最低三分の二から漸次高率となるごとく定められておりますが、連年にわたり相当の災害が発生した場合には、その復旧につき地方公共団体の財政が著しく圧迫を受けるために、国庫負担率を高めることが妥当であると考えられますので、従来の特例として、連年災害における特別の国庫負担率算定に関する制度を恒久的に確立することとし、国の財政事情をも考慮しつつ、地方公共団体の財政負担の軽減をはかることといたしました。すなわち、災害復旧事業費の国庫負担率を決定する場合には、まず既往二カ年の災害復旧事業費とその年の災害復旧事業費とを合計し、この合計額が既往二カ年度の標準税収入と、その年度の標準税収入額とを合計した額をこえる場合には、当該地方公共団体のその年の災害復旧事業費に対する国庫負担率の決定については、現行制度が標準税収入の二分の一をこえ標準税収入の二倍に達するまでの額については四分の三、標準税収入の二倍をこえる額については四分の四と定めているのを改め、標準税収入の二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額については四分の三、標準税収入をこえる額については四分の四とすることとして、連年災害をこうむる地方公共団体の災害復旧に関する財政負担を緩和し、災害復旧事業の推進をはかることとしたのであります。

第二点は、災害復旧事業がとかく遅延し、多大の仕越し工事を生ずる等、各方面に甚大な支障を与えている現状を改善するために、種々の改善措置が必要と考えられるのであります。なかならず

く国の予算措置については、単年度予算制度をとっているとはいふものの、実質的には継続費と同様の考慮のもとにこれを行う必要があるものと考え、緊要な災害復旧事業として政令で定めるものにつきましては、政府はこれらの事業が三カ年度以内に完了できるように、財政の許す範囲内において国庫負担金の交付につき必要な措置を講ずる旨を法文の上に明らかにして、地方公共団体またはその機関が迅速かつ計画的に工事を進め得る道を開き、災害復旧事業全体の推進をはかることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御議決あらんことを切望する次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(七月十九日)

○内海安百君 ただいま議題となりました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国の公共土木施設は毎年の災害により甚大な被害を受けておるので、今回これらの施設に関する災害復旧事業を特に推進するために、連年災害をこうむる地方公共団体の災害復旧事業費に対する国庫負担率を高めるとともに、緊要な災害復旧事業に対する国庫負担金の交付につき、政府の財政上の措置に関する規定を整備せんとするものであります。

すなわち、第一には、連年にわたり相当の災害が発生した場合に

は、その復旧につき地方公共団体の財政が著しく圧迫を受けるため、国庫負担率を高めることが妥当であると考えられますので、従来の制度の特例として、連年災害に対しては特別な国庫負担率算定に関する制度を恒久的に確立することとしたのであります。第二には、現在災害復旧事業に関する国の予算措置については、単年度予算制度をとっているとはいふものの、実質的には継続費と同様の考慮のもとにこれを行う必要があるものと考えまして、緊要な災害復旧事業として政令で定めるものにつきましては、政府は、これらの事業が三カ年度以内に完了できるように、財政の許す範囲内において、国庫負担金の交付につき必要な措置を講ずる旨を法文化したと。以上であります。

本法案は、去る七月六日本委員会に付託せられて以来、数回にわたり審査したのでありますが、その詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、西村力弥君より次のごとき附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本法案の附帯決議とすべきものと決定した次第であります。

附帯決議は次の通りであります。

附帯決議

一、政府は、本法第八条の二に指定する緊要なもの以外の災害復旧事業については、これを四カ年度以内に完了するよう必要な措

置を講ずること。

一、政府は、過年度災害の復旧については、本法第八条の二の趣旨に基づき、緊要なものとするものについては二ケ年以内、その他のものについては三ケ年以内に処置すべく必要な措置を講ずること。

一、政府は、一ヶ所の工事費十五万円以下の小規模災害復旧事業については、地方財政窮乏の実情にかんがみ、適当な措置を講じて、その促進をはかること。

右、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(七月二十二日)

○石川榮一君 ただいま議題となりました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会の審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

わが国の公共土木施設は、毎年災害により甚大な被害を受けております。その復旧事業の推進は国及び地方公共団体の常に努力するところでありますが、今回連年災害をこうむるところの地方公共団体の復旧事業費に対しまして、国庫負担率を高めるとともに、緊急な復旧事業に対する国庫負担金の交付につきまして、政府の財政上の措置に関する規定を整備いたし、災害復旧事業の促進をはかることが本案提出の理由であります。

その主要な第一点は、連年災害をこうむった場合における国庫の負担率を高めることとあります。現在公共土木施設の災害復旧事業

に対する国庫負担率は、各地方公共団体ごとに、一年間に発生した災害に対する復旧事業費の総額をその年度における当該地方公共団体の標準税収入額に対比いたしまして、最低三分の二から漸次高率となるごとく定めております。今回の改正は、連年災害をこうむり、復旧事業費のため財政の著しい圧迫を受ける地方公共団体に対して負担の軽減をはかるものであります。すなわち既往二カ年間の災害復旧事業とその年の災害復旧事業費との合計額が、既往二カ年間の標準税収入とその年度の標準税収入との合計額をこえる場合、現行法が災害復旧事業費が標準税収入の二分の一をこえ、その二倍に達するまでの額については四分の三、二倍をこえるものについては四分の四と定めておりましたものを改めて、標準税収入の二分の一をこえ、標準税収入に達するまでの額については四分の三、それをこえる額については四分の四とすることとして国庫負担率を高めております。第二点は、災害復旧事業の遅延が各方面に甚大なる支障を与える現状を改善するため、緊要な復旧事業として政令の指定するものについては、政府はこれらの事業が三カ年度以内に完了できるように、財政の許す範囲内において国庫負担金の交付につき必要な措置を講ずる旨を法文上明らかにしたこととあります。

本法案は、七月五日当委員会に付託されて以来、数回にわたり慎重なる審議を行なつて参つたのでありますが、質疑のおもなる点につきまして申し上げますと、まず第一は、災害施策と治山治水対策との関連についてであります。すなわち災害の事後復旧にのみ追われ、治山治水の根本的施策に欠けるきらいはないかということであ

ります。この点につきましては、大蔵、建設両大臣から、治山治水の根本対策を等閑視するものではなく、積極的に推進する考えであること、また現在の総花的やり方については、今後検討を加えてゆきたいとの答弁でありました。

第二は、災害復旧の三カ年完了についてであります。すなわち三・五・二の比率による三カ年復旧は、多年委員会の問題になっておった点でありまして、このたびの改正が緊要工事について適用することになったわけでありますが、この点については、特に赤木、湯山両委員から、「本改正によって効果を上げ得るかいなか、地方の仕越し工事を将来なくし得るかどうかは、一にかかって国の負担金の措置いかんによるものであり、かつ三カ年に完了するということは、継続費の内容を持つものであるから、この場合の財政の許す範囲内においてという字句は、他に優先して行うという強い意味に解してよいか」との発言がありました。これに対して建設大臣からは、「本案は、大蔵省とも協議して事務的に積み上げたものであり、緊急の事態が起らない限り、この原則を実行する決意で提案されたものである」との強い答弁がありました。

第三は、災害査定についてであります。復旧費に対する国庫負担の増大に伴いまして、これが査定を厳密に行うことは必要でありませんが、「従来のごとき、予算措置によって査定額が浮動するようなことはないか」ということでありますが、この点につきましては、「災害査定官を二十名増員し、やむを得ず行われておった机上査定を現地査定に切りかえて適正を期しているので、従来のごときこと

は起らないと考える」との答弁でありました。このほか、会計検査院の監査方針、緊急な災害の具体的内容等について熱心な質疑が行われたのでありますが、詳細は会議録で御承知を願います。

質疑を終り、討論に入りましたところ、田中委員から、次の付帯決議の動議が提出され、その決議を付して本案に賛成の意が表されました。

その付帯決議は次の通りであります。

付帯決議

一、政府は、災害復旧のみに捉われず、一歩進めて、昭和二十八年十月治山治水対策協議会決定による「治山治水基本対策要綱」の方針に基いて速かに、之が予算化を図り、国土保全と治山治水の万全を期し、災害絶滅のため努力されたい。

一、各省所管の災害工事査定方針に差異のあることは、当該地方に悪影響を及ぼし、甚だ遺憾である。これが統一について至急具体的対策を樹立して、実施に移されたい。

以上であります。

かくて討論を終り、採決の結果、本法律案並びに付帯決議案は、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上、報告いたします。

◎資金運用部資金法の一部を改正する法律

律 (昭三〇、八、一法二一九)

一、提案理由(五月二十六日)

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました資金運用部資金法の一部を改正する法律案外十法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

まず現在資金運用部資金法におきましては、五年以上の預託金はすべて年五分五厘の利子を付することになっておりますが、より長期の預託金に対しては、それに相応した適正な利回りを保障することが適当と考えられますので、五年以上七年未満のものは従来通り年五分五厘とし、新たに約定期間七年以上の段階を設け、年六分の利子を付することといたしました。

第二に、現在法律におきまして資金運用部預託金の契約上の預託期間は三月を下らないものと規定されており、各特別会計等におきまして、三月未満の短期の余裕金があっても資金運用部に預託することができない等の事情がありますので、これらの特別会計等に対し、短期資金の運用の道を開くため、最低約定期間を一月に引き下げ、一月以上三月未満のものについても預託を認めることとし、それに対し年二分の利子を付することといたしました。

なお、期限前払い戻しの場合の利率は、現在預託されていた期間

が三年以上のときは年四分五厘、三月未満のときは利子を付さないことになっておりますが、以上の改正に伴い、預託期間が五年以上のものについては年五分とするともに、一月以上三月未満のときは年一分五厘とすることといたしました。

第三に、資金運用部審議会の委員の数を増加したことであり、資金運用部審議会は、会長たる内閣総理大臣、副会長たる大蔵大臣及び郵政大臣の外十人以内の委員で組織されておりましたが、委員のうち学識または経験のある者は三人以内となっており、さらに広く民間有識者の意見を聞くことが適当と考えられますので、学識経験者の数を二人増加し、五人以内とし、委員の総数を十二人以内といたしました。

次に資金運用部特別会計におきましては、本来毎会計年度の決算上の剰余の処理といたしまして、運用資産の価額の減損の償却または繰り越し損失の補てんに充てる部分を除いた剰余の額の二分の一相当額を積立金として積み立て、その残額を当該年度の一般会計の歳入に繰り入れることとなっておりますが、ただいまのところ、その暫定措置といたしまして、当分の間、その剰余の額を、当該年度の郵便貯金特別会計の歳入不足を埋めるために、その不足額を限度として、予算の定めるところにより、この会計から直接、同会計の歳入に繰り入れ、残額を一般会計に繰り入れることといたしております。今回、郵便貯金特別会計に繰り入れる措置は、従来と同様、これを継続することといたしますが、この際、この会計の運営を一そう円滑にするため、一般会計への繰り入れをとりやめ、積立金に

充てるべき金額を確保して資金の増強をはかることが必要であると考えられますので、決算上の剰余は、すべてこれを積立金として積み立てることができるようにならうとするものであります。

以上の改正を行いますとともに、最近におけるこの会計の収支の状況にかんがみ、毎会計年度の決算上の不足を積立金をもって補足することができない場合、及び資金の繰り越し損失を決算上の剰余をもって埋めることができない場合における一般会計からの繰り入れの制度は、これを廃止することとしたのであります。

次に、日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案の理由を御説明いたします。

日本開発銀行は、昭和二十六年四月に設立されて以来、長期産業資金の融通により、わが国経済の再建及び産業の開発の促進に努めて参っておりますことは御承知の通りでありまして、今後ともわが国経済基盤の充実強化が同行の融資活動に期待するところはきわめて大きいものがあると思われまゝ。

現在日本開発銀行は、電源開発促進法の規定に基いて電源開発株式会社株式五十億円を保有いたしておりますが、これは電源開発株式会社創立の当時、予算編成上の都合により、便宜日本開発銀行をして政府にかわつて同社の株式を保有せしめたものでありまして、もともと金融機関たる日本開発銀行の本来の業務から申しまして変則的なものであり、早晚整理されるべきはすのものと予定されておつたのであります。他方、一昨年来日本開発銀行と農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫との間に、業務分野の正常化を

はかるため、債権の承継を行なつたのであります。今般その最終処理として、日本開発銀行が両公庫に対して持つていた貸付金を、政府の産業投資特別会計に引き継いで、同特別会計からの両公庫に対する出資金とすることに予定いたしておりまして、別途国会において御審議願つております中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案において、所要の規定を設けておるのであります。従いまして、この機会に、日本開発銀行が保有する電源開発株式会社の株式をも産業投資特別会計に引き継ぐことにより、すっきりした形で本来の融資活動に専念させることが適當であると存じまして、この法律案を提出した次第であります。

法律案の内容といたしましては、日本開発銀行の保有する電源開発株式会社の株式を政府の産業投資特別会計に帰属させ、同時に、日本開発銀行は、引き継いだ株式の額面金額の合計額と同額だけ減資することとし、また、電源開発促進法のうち、日本開発銀行が電源開発株式会社の株式を保有することができる旨の規定を削除することといたしてあります。次に、日本開発銀行法中の同行の資本金の額を、さきに申し上げました両公庫に対する貸付金を産業投資特別会計に引き継ぐ分等まで含めまして、現在の資本金二千四百六十二億二千万円を二千三百三十九億七千万円に改めることといたしてあります。

次に、たばこ専売法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、たばこ専売法の一部改正及び製造たばこの定価の決定または改正に関する法律の一部改正を内容としてしております。

その概要を申し上げますと、まず、日本専売公社の売り渡す製造たばこの小売定価中には、道府県及び市町村たばこ消費税を含むことを明らかにいたしました。また、たばこ小売人の災害補償につきまして、酒税、物品税等の場合と均衡をはかるため、火災を災害に加える等、災害補償の範囲を広げることとするほか、所要の規定の整備を行うことといたしました。

次に、製造たばこの定価の決定または改正に関する法律の一部を改正いたしまして、日本専売公社製造たばこ価格表中、葉巻たばこアストリアの型式を改めることといたしました。

次に関税率法等の一部を改正する法律案につきまして、申し上げます。

この法律案は、海外の建設工事等に使用するため輸出した特定の機械設備を本邦に持ち帰つた場合等の関税の免除について特例を設けるとともに、最近の経済状況等にかんがみ、従来関税を免除した炭化水素油のうち、燃料として使用される一部のものに軽減税率による関税を課することとするほか、本年六月三十日で期限が切れる物品の関税の免除または軽減について、その期限を来年三月三十一日まで延長する等のため、関税率法等の一部を改正しようとするものであります。

以下、改正の諸点について概略申し上げます。まず現行の関税率

資金運用部資金法の一部を改正する法律

率法におきましては、輸出した貨物を本邦に持ち帰つた場合におきましては、輸出許可の日から二年以内に輸入される場合に限り関税を免除することになっておりますが、海外の建設工事等に使用する目的で輸出された機械設備等政令で定めるものにつきましては、その性質上二年を越えてから輸入される場合にも関税を免除することとすることができるものとしようとするものであります。

次に、原油、重油及び粗油につきましては、従来暫定的に関税を免除していたのでありますが、最近の経済状況等にかんがみこれらのうち消費面において石炭と競合する用途に使用されるものに課税して燃料の合理的な使用に資するため、製油原料として使用される原油、重油及び粗油については二分、重油のうちB、C重油については六分五厘の関税を課することとするともに、これに伴う必要な徴収規定等を設けようとするものであります。

次に、重要機械類及び児童給食用乾燥脱脂ミルク並びに大豆、石油コークス等関税率法の一部を改正する法律の別表甲号に掲げる物品に対する関税の免除及び建て染め染料中のスレン系染料等、同法の別表乙号に掲げる物品に対する関税の軽減につきましては、その期限が本年六月三十日で切れることになりまして、諸般の事情を考慮して、これらに対する関税の免除または軽減の期限を来年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

その他、保税倉庫に置かれた外国貨物の課税価格の決定のための価格換算の際に適用する為替相場について、課税技術上所要の改正を行うほか小麦を別表甲号に掲げる暫定免税品目に加えようとする

ものであります。
次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府におきましては、今般地方財政の現況にかんがみ、地方財源の充実確保をはかるための措置といたしまして、地方道路税を創設して、その収入額を道路に関する費用に充てるために地方道路譲与税として都道府県等に譲与することとするとともに、本年度の日本専売公社の収益のうちから三十億円をさいて、たばこ専売特別地方配付金として地方交付税と同様の方法により地方に配付することとし、また、入場譲与税につきまして、その譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額を改めるほか、特に本年度に限り、入場税収入の一割相当額を一般会計に繰り入れることをとりやめ、その全額を地方に譲与することとし、これらの措置につきまして今国会に地方道路税法案、地方道路譲与税法案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案及び入場譲与税法の一部を改正する法律案を提案いたしておりますが、これに伴い、交付税及び譲与税配付金特別会計法におきましても所要の改正を行うこととした次第であります。

以下、改正の要点について御説明いたしますと、まず第一に、地方道路譲与税に関する制度の創設及び昭和三十年度のたばこ専売特別地方配付金に関する措置に伴いまして、地方道路税の収入及び日本専売公社から三十億円を限り納付される金額をこの会計の歳入とし、地方道路譲与税の譲与金及びたばこ専売特別地方配付金をこの

生糸の買い入れ、または最高価格による生糸の売り渡しを行うこととしておりますが、繭及び生糸の価格の安定のため、この会計が必要とする数量の繭及び生糸を買い入れるには、その資金が不足することが予想されますので、今回新たにこの会計において、支払い上現金に不足があるときは、三十億円を限度として一時借入金等を行うことができることとしようとするものであります。

なお、右の改正に伴い必要な規定の整備を行うとするものであります。
次に、労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

今回政府は、別途けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案を提出いたしましたして、その御審議を願っているものであります。同法案は、このたび提出いたしました労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案と密接な関係のある法案でありますので、まず簡単に同法の骨子を申し上げますと、同法案はけい肺を誘発するおそれのある粉塵作業、すなわち土石または鉱物の掘き、破碎、截断等を行います場所等における作業に従事する労働者に対して健康診断、けい肺の症状の決定等を行いまして、けい肺にかかった者の早期発見に努め、その者の病勢の悪化の防止をはかるために作業の転換を勧告し、この者に対しては転換給付を行い、さらにけい肺及び外傷性脊髄障害にかかった者に対して療養の給付、休業給付等を行い、もって労働者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としたものであります。

会計の歳出として経理することとし、第二に本年度の入場税収入の一割相当額の一般会計への繰り入れ停止に伴い、本年度に限り、第五條の繰り入れに関する規定を適用しないこととし、第三に、譲与税の譲与時期のうち、三月において譲与すべき金額中に同月に収納すべき税収入の見込み額をも含めることとしたことに伴い、この会計において支払い上現金に不足を生ずる場合も想定されますので、新たにこの会計に一時借入金または国庫余裕金の繰りかえ使用に関する制度を設けることとしたのであります。

次に、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正の第一点は、今国会において別途御審議をお願いいたしております繭糸価格安定法の一部を改正する法律案に伴うものであり、繭維持のための補充措置として、政府は、最低価格による生糸の買い入れによるのみでは繭の価格が一定の額を下ることを防止することが困難であると認める場合において、農林大臣の指定する者が、農林大臣の承認を受け、一定の条件を遵守して、繭を一定期日まで保管したときは、その繭を糸価安定特別会計において買い入れ、その買い入れた繭を売り渡し、もしくは加工し、または生糸と交換することができることとするともに、繭維持のための助成の経費を支出することができることとする等の改正をしようとするものであります。

第二点は、従来この会計においては繭及び生糸の価格の異常な変動を防止するために、三十億円余の資金をもって、最低価格による

しかして、右特別保護法案を実施いたします場合においては、同法による転換給付、療養給付、休業給付等に関する政府の経理を明確にするため、その経理は、現行の労働者災害補償保険特別会計において行なうこととするのが適当であると考へまして、同特別会計法について所要の改正をするため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この改正法律案の概要について申し上げますと、第一点は、現行法第一条においては、この特別会計の目的として、労働者災害補償保険事業に関する経理をすることを規定していますが、これに今回のけい肺関係の経理をもこの会計において行うことを追加した点であります。

第二点としては、現行法第三条においては、この会計の歳入歳出の内容を規定しておりますが、これに、今回のけい肺関係にかかる歳入歳出となる事項を追加した点であります。
第三点は、さきに申し上げました特別保護法案の施行後において最初に行われるべきけい肺健康診断、機能検査等に関する経費については、国が負担することになっていますが、これは経過的のものであるので、附則でこの会計の歳出とすることを定めた点であります。

次に、自動車損害賠償責任再保険特別会計法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回、政府は、自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、

被害者の保護をはかり、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的として、別途、自動車損害賠償保障法案を提出して御審議を願っているのですが、同法案によりますと、自動車の所有者は、特定のものを除き、その自動車損害賠償責任について保険会社と賠償責任保険契約を締結しなければならないことに定められており、政府は、右の保険者たる保険会社の保険責任を再保険することともに、自動車損害賠償責任保険の範囲から除外された自動車事故の被害者の救済の一方策として、自動車損害賠償保障事業をも行なうことになっているのであります。同法を実施することとなる場合には、政府の自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償保障事業の経理を明確にするため、一般会計と区分して新たに自動車損害賠償責任再保険特別会計を設けることが適当と考え、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概略について申し上げますと、この会計におきましては、保険勘定、保障勘定及び業務勘定の三勘定に区分し、保険勘定におきましては、再保険料、自動車損害賠償保障法第四十六条の規定による保険会社からの保険代位等による納付金、借入金その他をもって歳入とし、再保険金、再保険料の払い戻し金、借入金の償還金及びその利子、一時借入金の利子、保障勘定への繰入金その他の諸費をもって歳出とし、保障勘定におきましては、自動車損害賠償保障事業賦課金、他の会計からの繰入金、保険勘定からの繰入金、自動車損害賠償保障法第七十六条の規定による代位等による収入金、同法第七十九条の規定による過怠金、借入金その他を

もって歳入とし、同法第七十二条の規定による被害者等に対する支払金、業務勘定への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもって歳出とし、業務勘定におきましては、一般会計からの繰入金、保障勘定からの繰入金その他をもって歳入とし、自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償保障事業の業務の取扱いに関する諸費をもって歳出することとし、その他、この会計の予算及び決算の作成並びにその提出に関する手続等特別会計に必要な事項を規定しようとするものであります。

次に、昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案について、提案の理由を説明いたします。

所得税の改正につきましては、すでに所得税法の一部を改正する法律案を提出して御審議を願っているところでありますが、同法律案におきましては、本年七月から改正を実施することとし、本年分の所得税の予定納税につきましては、改正後の所得税法によることを予定しております。しかしながら、現行所得税法の規定によれば、予定納税額の通知は、毎年六月十五日までに行なうこととし、これに依りて予定納税に関する各種の期限が定められておりますので、本法律案は、この予定納税額の通知期限その他六月及び七月に行われる予定納税に関する各種の期限を変更して、減税後の所得税額により予定納税を行なうことができるようにしようとするものであります。

最後に日本専売公社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は次の二点を骨子といたして行なうものであります。

第一は、本年度の地方財政の状況にかんがみまして、本年度に限り、たばこ専売特別地方配付金として、三十億円を日本専売公社が政府の交付税及び譲与税配付金特別会計に納付すべきこととしたそうとするものであります。

第二は、たばこ専売法等において準用する国税犯則取締法に基づく通告の処分により納付される金銭及び物品の取扱いは、従来国が日本専売公社の役員に行わせていましたのを改めて、日本専売公社が国にかわってこれを行なうこととし、これに関する所要の規定を設けることといたしております。

その他所要の規定の整備をはかることといたしました。

以上、資金運用部資金法の一部を改正する法律案外十法律案の提案理由を説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十二日)

(厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律(昭三〇―法九九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月二十七日)

(関税率法等の一部を改正する法律(昭三〇―法二〇一)の委員長報告と一括して掲載)

◎証券取引法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一法二二〇)

一、提案理由(六月七日)

○政府委員(藤枝泉介君) 証券取引法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概要を説明いたします。

有価証券市場の機能をさらに強化するため、現存致しております証券金融会社について適正な規制を行って信用取引の円滑な運営を図り、もって有価証券市場における売買取引を公正にし、市場における有価証券の流通を円滑にする必要があり、併せて証券業者に対する監督規定について若干の整備を図る必要があると考えられますので、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の内容について申し上げますと、第一は、証券金融会社に対する監督規定を設けたことであり、この法律案におきまして、証券金融会社とは、証券取引所の会員に対し、信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、当該証券取引所の決済機構を利用して貸し付ける業務を営む会社をいい、その業務を営もうとするときは、大蔵大臣の免許を必要とすることとし、その資本の額も五千万円以上でなければならぬものとしております。又その商号の変更、貸出方法又は条件を変更する等の場合には、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力が生じないものとしておきますとも

に、取引の公正または流通の円滑に必要なものと認めますときは、大蔵大臣は、貸出方法又は条件について変更命令を出し得ることといたしました。その他監督のための所要の規定を設けております。

第二は、証券業者の監督規定についての若干の整備をはかつていることです。すなわち、証券業の名義貸を禁ずる規定を設けたこと、有価証券の割賦販売について規定の整備を行なったこと等であり、

何とぞすみやかに御審議の上御賛成あらんことを切望いたします。ただいま議題となりました証券投資信託法の一部を改正する法律案につきましても、提案の理由及びその内容の概要を説明いたします。

証券投資信託は、法律の制定以来、長期産業資金調達の有効な手段としての機能を發揮して参つたのでありますが、昭和二十七年六月から実施せられました追加型証券投資信託につきましても、追加信託を容易ならしめるため、その受益証券の記載事項を改めるほか、規定の整備をはかつて、この制度の確立に資する必要があると考えられますので、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の内容といたしましては、
第一に、現行法では、追加型証券投資信託の受益証券について、その発行の際までに追加信託された信託の元本の累計額を記載せしめることとなっておりますが、元本の追加信託を容易ならしめるた

めに、その受益証券の発行の日の属する計算期間の期首における信託の元本の額を記載せしめることに改正することといたしてしております。

第二に、現在信託約款に定めるべき事項として法律に規定しているものに加えて、追加型証券投資信託について追加信託をすることができる元本の限度額及び元本の追加信託についての公告に関する事項を約款に定めるべきことといたしてしております。

第三に、元本の追加信託については遅滞なく届け出ることといたしてしております。

その他規定の整備をはかつている次第であります。

何とぞ、すみやかに御審議の上、御賛成あらんことを切望いたします。

二、参議院大蔵委員長報告(六月二十二日)

○青木一男君 ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の概要を申し上げますと、第一点は、有価証券市場における信用取引の円滑な運営に資するために、現存の証券金融会社について新しく監督規定を設けようとするものであります。すなわち証券金融会社とは、証券取引所の会員に対し、信用取引の決済に必要な金銭または有価証券を、当該取引所の決済機構を利用して貸し付ける業務を営む会社と規定し、その業務を営もうとするものは大蔵大

臣の免許を必要とし、資本の額が五千万円以上の株式会社でなければならぬこととしようとするものであります。

なお商号の変更、貸し付け方法又は条件の決定と変更等は、大蔵大臣の認可を受けなければならないこととし、必要がある場合には、大蔵大臣は貸し付け方法または条件について変更を命ずることができることとするほか、監督のために必要な規定等を設けようとするものであります。

第二点は、証券業者についての監督規定を整備しようとするものであります。すなわち業者の名義貸しを禁止し、有価証券の割賦販売等を営業としようとするときは大蔵大臣の承認を要することに規定を整備する等、所要の改正をしようとするものであります。

委員会の審議に当りましては、既存の証券金融会社のうち、資本の額が五千万円以下のものについて、六カ月の猶予期間内における整備の見通し、貸付の方法、または条件について大蔵大臣が変更を命ずることができるとするのは、証券市場に対する不当介入となる危険はないか等について熱心な質疑がなされましたが、それらのうち、特に問題となった点を申し上げますと、「本案の第五十六条の四の規定によると、証券金融会社の免許申請があり、それが適格である場合には、大蔵大臣は免許しなければならぬことになり、数社の設立が予想されるが、他方これまでの政府当局の答弁によると、一取引所について一社以外のものは実際問題として認められないであろうとのことであって、この間に食い違いを生ずるかどうか。また、一社のみに限定した場合には、将来独占的弊害を生ずる

おそれがないか」ということでありまして、これに対して大蔵大臣より、「法律の規定上は一社に限定されるものではなく、二つ以上の証券金融会社が免許を受けることもあり得ることとなっているが、実際上は一取引所に一社が免許されることが、その業務の運営上適当であると思う。免許した会社については十分な監督をし、いわゆる独占的弊害のないよう適正な運営について留意したい」との答弁がありました。

右の詳細につきましては、速記録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

三、衆議院大蔵委員長報告(七月十三日)

○内藤友明君 ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案外一法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、証券取引法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、第一に、証券金融会社に対して新たに監督規定を設け、証券金融会社はその業務を営もうとするときは大蔵大臣の免許を必要とすることとし、その資本の額も五千万円以上でなければならぬものとするほか、その商号の変更、貸し出し方法、または条件を変更するなどの場合には大蔵大臣の認可を受けなければならぬこととするなど、所要の監督規定を設けております。第二に、

たところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。
右、御報告申し上げます。

証券業の名義貸しを禁ずる規定を設け、有価証券の割賦販売について規定の整備を行うなど、証券業者の監督規定について若干の整備をはかっております。

本法案につきましては、大蔵委員会に付託せられてから慎重に審議を重ね、本日春日一幸委員より各派共同提案の附帯決議が提出されました。その内容は、長期清算取引の実施の問題については、証券取引の現状と国民経済の実情にかんがみ、政府において積極的に検討せられたいというのであります。

続いて、質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、本案並びに附帯決議は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近、東南アジアを初めとして、海外からのプラント輸出などの引き合いは相当の額に上っており、その契約条件は依然として長期化の傾向にありまして、日本輸出入銀行の融資を必要とする事案は累増する見通しであります。従いまして、本法案は、昭和三十年代において新たに日本輸出入銀行に対して産業投資特別会計から百四十億円の資金を出資することとし、日本輸出入銀行の資本金を、百四十億円増加して、現在の二百十億円から三百五十億円にいたそうとするものであります。

この法案は、大蔵委員会に付託せられてから慎重に審議を続けましたが、本日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りました。

◎中小企業等協同組合法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、二法二二一)

一、提案理由(六月八日)

(石炭鉱業合理化臨時措置法(昭三〇—法一五六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院商工委員長報告(六月十七日)

(アルコール専売法の一部を改正する法律(昭三〇—法七〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(七月四日)

(商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(昭三〇—法五五)の委員長報告と一括して掲載)

◎北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、三法二二二)(衆)

一、提案理由(七月二十九日)

○川俣委員 ただいま提案となりました北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十九年五月及び九月の暴風雨によりまして北海道に生じた国有林野の未曾有の風害木の処理につきましては、おおむね二十九年以降三カ年に整理する計画に基きまして、その生産は比較的順調に進捗しておりますが、その消化につきましてはすこぶる低調でありますので、その需要面を喚起する意味から風害木の使用につきましては、一般災害復旧、公共施設等の用途にも広く充当して風害木の緊急処理の円滑をはかる必要があり、このためその買い受け機関としての地方公共団体等に対しましては風害木等の売り払いについて代金の延納期間等の特例を認めんとするものであります。

これは昨年十二月成立を見ました北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正いたしましたし、その用途面を拡大いたしましたし、風害木等の総合的な処理の完璧

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律

を期する目的をもって本法改正を提出する次第であります。

次に本改正案の内容の要旨を御説明申し上げます。まず現行法が風害木等の売り払いを受けるものの資格として、北海道における災害救助法に基き救助が行われたものに限定していること、及び買受機関が市町村としていることに対しまして、改正案におきましては北海道内地を含め、かつ災害救助法の適用以外の災害を受けたもの及び一部一般施設にまで拡大していること、及び買受機関につきましましては都道府県及びその地方公共団体並びに日本住宅公団に範囲を拡大したことであります。

なおこれが適用の期限は風害木の処理が搬出路の関係で一部三十二年にまたがって生産されるものに対処してさらに一年半の延長を行わんとするものであります。

以上が本改正案の理由並びに内容の概要でございます。

御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(七月二十九日)

(昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭三〇—法一三七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(七月三十日)

(愛知用水公団法(昭三〇—法一四一)の委員長報告と一括して掲載)

◎地方交付税法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、四法二二三)

一、提案理由(五月二十七日)

○川島国務大臣 ただいま提案いたしました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

御承知の通り地方交付税制度は、本年第二年度目に入るわけでありませんが、昨年実施されました都道府県警察の平年度化、昭和三十年度における国庫補助負担率の改訂等に伴って当然に道府県分警察費その他の経費にかかる単位費用について所要の改訂を加える必要が生じて参りますのと、警察職員の定員の減少等に伴う退職手当、奄美群島復帰善後処理費の廃止に伴う奄美群島に対する特別交付税の交付要因の増加等普通交付税の機械的算定方法によっては的確に捕捉し得ない特殊財政需要の増加が予想されることに加え、昨年度における交付税制度運営の結果にかんがみ、各地方団体について算定した基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合に交付税の総額の二％を限度として特別交付税の総額を減額して普通交付税に加える現行制度を維持することは技術的に交付税の算定を困難にすることとなりますので、この際むしるこの制度を廃止して、特別交付税の総額は、交付税の総額の

八％に相当する額としてその所要額を確保する措置をとることが必要であると考へるのであります。このほか、基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法になお若干の改正を加え、その合理化を推進する必要があるものと、さらに、地方財源の現況にかんがみ、昭和三十年度に限り、三十億円を日本専売公社より交付税及び譲与税配付金特別会計へ納付し、これを地方交付税の総額に加え、地方交付税と同様の方法によりたばこ専売特別地方配付金として各地方団体へ配付することいたしましたことに伴い、地方交付税法の規定に所要の改正を加える必要が生じて参つたのであります。これが、この法律案を提案する理由であります。

次に、改正の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一は、基準財政需要額の算定方法に関する事項であります。その一は、単位費用の訂正であります。昨年末行われました都道府県警察に要する経費の是正に伴い、平年度における道府県分警察費の単位費用を増額する必要があるほか、単位費用積算の基礎において職員の配置を規定しているものについては共済組合負担率の改訂により、国庫補助負担金を伴うものについては昭和三十年度の国庫予算案による補助負担率の改訂により算定の基礎に変動が生じて参りますので、これらの諸点について算定がえを行い、単位費用に改訂を加えたのであります。

その二は、経費の種類及び測定単位につき、特別都市計画法の廃止に伴い、道府県分、市町村分とも経費の種類から戦災復興費を削除し、これに伴い市町村分については都市計画費の測定単位に土地の結果から見ても、また、本年度以降においては、都道府県警察の平年度化、奄美群島復帰善後処理費の廃止等に伴い特別交付税において措置すべき経費が増加してくること等を考慮しても、交付税の算定を技術的に著しく困難にし、特別交付税そのものに十分な機能を發揮せしめるためには、交付税の総額の八％程度の額は、これを確保する必要があると考へられますので、今回この制度を廃止し、特別交付税の総額は、交付税の総額の八％に相当する額に一定することとしたのであります。

第二は、基準財政収入額に関する事項であります。基準財政収入額の算定は逐次合理化されておりますが、これをさらに推進するとともに、地方税制度の改正にも照応し、固定資産税等数種の税目における基準税額の算定の基礎を改正するほか、道府県民税中法人税割、法人に対する事業税及び市町村民税中法人税割の基準税額の算定について、当分の間、前年度における算定過小または算定過大と認められる額をその翌年度において精算することとしたのであります。

第三は、交付税の種類ごとの総額に関する事項であります。現行制度におきましては、各地方団体について算定した基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額の合算額が地方交付税の総額の九二％である普通交付税の総額をこえるときは、総額の二％を限度として、当該こえる額は、特別交付税の総額から減額してこれに充てることとされておるのであります。この制度は、昨年度における実施

地方交付税法の一部を改正する法律

第四は、たばこ専売特別地方配付金に関する事項であります。地方財政の現況にかんがみ、地方財源の充実をはかるため、明年度からたばこ消費税の税率を引き上げる案につきましては、別途地方税法の一部を改正する法律案を提出いたし御審議をわずらわしているのであります。本年度におきましては、暫定的に、これにかえて、たばこ専売益金のうち三十億円を交付税の総額に加え、交付税法で定める方法により、たばこ専売特別地方配付金として、各地方団体に配付することとしております。このため、この法律案の附則において、昭和三十年度に限り、日本専売公社より交付税及び譲与税配付金特別会計へ納付されることとなつた三十億円については、これをたばこ専売特別地方配付金として配付する旨を定めるとともに、本年度分の普通交付税の総額は、この三十億円を加えた総額すなわち一千四百十八億余円の九二％の額とし、特別交付税の総額は、一千四百十八億余円の八％の額から、たばこ専売特別地方配付金に相当する三十億円を控除した額とすることとし、たばこ

専売特別地方配付金は、特別交付税の交付の例により配付することとしております。これにより、本年度分の普通交付税の総額は、一千四百十八億余円の九二%、特別交付税の総額は、一千四百十八億余円の八%から三十億円を控除した額となり、別途、たばこ専売特別地方配付金が特別交付税の交付方法と全く同一の方法により配付されることとなるわけでありまして、その配分の実質は、交付税の総額が三十億円増加した場合と全く一致することとなるわけでありまして。

以上がこの法律案の内容の概略でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことを希望するものであります。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

昨年第十九回国会におきまして、地方制度調査会並びに税制調査会の答申の趣旨に沿って地方税制の大改正を行い、これによりまして、地方税制は一心の安定を得たものと認められますので、現政府としまして、現行地方税制についてさらに大幅の修正を加えることは考えていたものであります。従いまして、今回は、その後の国民負担の現況、改正法実施の状況等より勘案したところによりまして、若干の改正を行うにとどめております。

今回の改正の骨子となる考え方は、第一には、租税負担の均衡化をはかることとあります。負担の均衡化につきましては税制上常に留意すべきことでありまして、個人事業税の基礎控除額を引き上げることといたしましたほか、自動車税におきまして、揮発油を燃料化をはかったのであります。

を境として、新市町村は旧市町村の課税権を承継するものとし、これによって町村合併に際して生ずる課税上の紛議を避けようとしたものであります。

その二は、地方税の納付または納入の委託の制度を設けたこととあります。納税者または特別徴収義務者が地方税等の納付または納入を委託するために先日付小切手等地方団体の長が定める有価証券を提供した場合には、徴税吏員は、その委託を受け、有価証券が現金化されるときに納税者または特別徴収義務者にかわって納付または納入の手続を行うことができるよう規定して、納税の便宜、合理化をはかったのであります。

その三は、延滞金、延滞加算金及び還付加算金の額を計算する場合の率についてであります。これらのものは利子の性格を持つものであり、かつ、現在の一般金利水準から見ました場合に現行の日歩四銭の率はいささか高きに失するきらいがあると考えられますので、国税における改正と歩調を合せてこれを日歩三銭に改めるとしたものであります。

その四は、過納または誤納の税金を納税者に還付する場合においては、その過納または誤納の原因が納税者の責任であるときには、現在その還付金について還付加算金をつけないことといたしているものであります。これを改めまして、その原因がどのようなものでありまして、地方団体に納付または納入された税金を還付する場合には常に還付加算金をつけることとし、国税の場合とその取扱いを一にいたしましたのであります。

とする自動車と軽油を燃料とする自動車との間の税率の均衡化をはかるなどのことをいたしているものであります。

第二は、税務行政の簡素合理化を期することとあります。昨年の改正によりまして、事業税その他の税目につきまして相当徹底した措置がはかられたのでありましたが、なお改正法実施後の経過にかんがみまして、今回さらに若干の改正を行うことにより、従来ややもすれば税務行政が複雑なるがゆえに、住民の納税意欲をそこなつたような傾向のありました点を是正したいと考へたのであります。固定資産税の対象となる土地、家屋についての評価を、おおむね三年ごとに行うものとするほか、不動産取得税について免税点を新たに新設し、償却資産に対する固定資産税の免税点を引き上げるなどの措置をいたしているものであります。

第三は、国税の減税による地方税の減収を可及的に避けることとあります。地方財政はきわめて窮迫した状態に置かれていますので、国税額を課税標準とする道府県民税や市町村民税については、減税後の国税額を課税標準とするものから、税率を調整することといたしているものであります。

右のような考え方のもとに今回改正を行っているものであります。次にその具体的な内容について御説明申し上げます。

改正事項の第一は総則に関する事項であります。市町村合併に伴う措置については、最近非常に進捗しております。市町村合併に伴う措置のように承継されているかについて原則的な規定を設け、合併の時

その五は罰則についてであります。この点に関しましては、昨年第十九回国会における論議にもかんがみ、検査拒否、虚偽申告等の秩序犯に対する罰則の合理化をはかったものであります。

改正事項の第二は、道府県民税中法人税割の税率の改正に関する事項であります。先般提案されました法人税法の一部を改正する法律案におきましては、法人税の税率は従来の百分の四十二から百分の四十に軽減するものとされておりまして、法人税割の額を従前通り据え置くために法人税の税率の引き上げに相当する率だけ税率の引き上げを行うことといたしましたのであります。

改正事項の第三は事業税に関するものであります。

その一は法人の事業税についてであります。まず損害保険事業の課税標準を収入金額に改めたこととあります。損害保険事業にありましては、その事業の性質上、所得の相当部分を資産の運用による利益に求めているのであります。他面、法人税にあっては配当所得を益金に算入しないこととされていますので、法人税の課税標準たる所得を課税標準とする事業税の課税は、損害保険事業については必ずしも適正を得ていないのであります。そこで所得と収入金額の二方式を定める法人事業税の課税標準について、損害保険事業に對しましては、生命保険事業に準じ、収入金額方式をとることとしたのであります。

次に、現在各種協同組合等について、その法定準備金の額が出資総額の四分の一の額に達しないものは、配当金額のみを事業税の課税標準としているのであります。このような各種協同組合等の範

田を法人税の取扱いに準じて、積立金の額が出資総額の四分の一の額に達しないものと改めました。また、昨年の改正において年所得五十万円以下の部分については百分の十の軽減税率が適用されている点について、その後の実施の状況を見ますと、大法人特に分割法人の場合には納税手続が煩雑であるとの意見もありませんので、今回「三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行っている資本金五百万円以上の法人」については軽減税率を適用しないものとして、納税手続の簡素化をはかりましたほか、申告書についての法人の代表者等の自署押印の制度は、本店所在地の道府県に対する分のみに止めることとして、申告手続の簡素化をはかっているものであります。

その二は個人の事業税についてであります。昨年税率を従来の三分の二程度に引き下げるとともに基礎控除額を七万円とし、大幅の負担軽減の措置が行われたのであります。今回さらに中小個人事業者の税負担を軽減するため基礎控除額の引き上げを行うこととしたのであります。しかしながら、これによる収入の減少は相当額に上り、現在の窮迫せる地方財政にとっては莫大な負担となりまので、とりあえず昭和三十年十度十万円、昭和三十一年度以降十二万円としたのであります。なお、これによる減税額は昭和三十年十度三十二億円、昭和三十一年度五十億円、平年度六十億に上るのであります。

改正事項の第四は、不動産所得税に関するものであります。税務行政の簡素合理化をはかる見地から、新たに免税点制度を設

けることといたしましたほか、最近におけるビル建築の実情から、その主体構造部の取得者と造作その他の附帯設備の取得者が異なる場合がありますので、このような場合には主体構造部の取得者をその家屋の取得者と推定して不動産取得税を課することができるものとし、もって課税上の取扱いを明確にいたそうとするのであります。

改正事項の第五は自動車税に関するものであります。

軽油を燃料とする自動車は、揮発油税を負担しなことから道路の損傷度が高いことから、その税率を揮発油を燃料とする自動車の五割増に定められているのであります。しかるところ地方道路税の創設に伴い、揮発油に対する租税負担が増額され、軽油自動車と揮発油自動車との間における租税負担の不均衡がさらに拡大されることになりまので、軽油自動車の税率を揮発油自動車のその、昭和三十年十度においては七割五分増、昭和三十一年度以降においては十割増といたしたのであります。その結果、トラックのうち営業用のものについては、現行二万一千円が昭和三十年十度二万四千五百円、昭和三十一年以降二万八千円となるのであります。

改正事項の第六は市町村民税に関するものであります。

その一は、税率の調査をはかることとあります。すなわち個人の市町村民税の所得割のうち所得税額を課税標準とするいわゆる第一方式による場合について、昭和三十一年度から従来の課税限度額に関する規定を改め、新たに税率の定めを設けようとしたのであります。今般所得税の一部を改正する法律案にありますが、本年よのとしたこととあります。固定資産の評価は、従来毎年一月一日における時価によって行うものとされていたのでありますが、物価もほぼ安定した最近の経済事情のもとにおいては、土地及び家屋について毎年あらためて繰り返し評価することは、納税者に対し、不必要にその租税負担について不安定な感じを与えるのみならず、徴税上も多大の手数要する結果となってしまうおそれがあるのであります。このような事情のもとにおいては、土地及び家屋については、法定の基準年度において評価した価格を、原則として三年度間据え置くものとすることによって、税務行政の簡素化と合理化を期することが妥当であると考えられるのであります。従いまして、今回の改正においては昭和三十一年度、昭和三十三年度及び昭和三十三年度以降順次三年度ずつ経過するごとの年度を基準年度とし、この基準年度の土地及び家屋の価格を第二年度または第三年度においても据え置くものとするとともに、地目の変換、市町村の廃置分合等特別の事情のあるもの及び第二年度または第三年度において新たに固定資産税を課することとなるものについては、基準年度の価格に比準する価格によって評価するものとしたのであります。これによって固定資産税の課税は著しく安定し、かつ、合理化されることとなったものと考えられるのであります。

その二は、償却資産に対する固定資産税の免税点を昭和三十一年度から現行の五万円を十万円に引き上げ、課税事務の合理化をはかることとあります。

その三は、大規模の償却資産に対して市町村が課することのでき

り所得税の軽減がはかられるのであります。これに伴い所得税額を課税標準とする個人所得割の負担を従来程度に据え置くことにも、その税率を明らかにし、現行の課税限度額の規定を除くことによつて高額所得者と低額所得者との間の負担の均衡をはかろうとしているのであります。また法人税割については、道府県民税において御説明申し上げましたのと同趣旨により税率の改訂を行うものであります。

その二は、法人の均等割は、法人税割とあわせて申告納付の方法によつて徴収するものとしたこととあります。

その三は、給与所得者に対する市町村民税の特別徴収の方法について合理化をはかったこととあります。従来は、市町村がその条例で特別の定めを設けた場合に限って、給与所得者の給与所得にかかるとる所得割及び均等割のみを、特別徴収の方法によつて徴収することができるものとされていたのであります。が、徴税の合理化と納税の円滑化をはかるため、特別徴収の方法を不相当とするような場合を除いては、原則として特別徴収の方法によつて徴収するものとするとともに、市町村がその条例をもつて定めれば、納税者からの反対の申し立てがない限り、給与所得者の給与以外の所得にかかる所得割についても、特別徴収の方法によつて徴収することができるものとしたのであります。

改正事項の第七は、固定資産税に関するものであります。

その一は、固定資産のうち土地及び家屋の評価は、おおむね三年度ごとに行うものとし、原則としてその間はその価格を据え置くも

る課税限度額について、所在市町村の収入の激変を緩和するため、一定の年度間に限り、所要の措置を講ずることとしたことであり、現行の規定においては、大規模の償却算の所在する市町村は、その前年度の基準財政収入額が基準財政需要額の一・二倍に達しないものについては、基準財政需要額の一・二倍の額に達することとなるまで、その課税限度額を引き上げて課税することができるとなされておるのであり、特に昭和三十年度におきましては基準財政需要額の一・三倍の額まで保障することにより所在市町村の収入の激変を緩和しよう考慮されているのでありますが、なお、その額が、昭和二十九年年度の基準財政収入額の九割の額に達しない場合においては、その程度まで課税限度額を引き上げてその収入額を保障するものとし、以後三十一年度、三十二年度についてもこの割合を順次通減しながら同様の趣旨の措置をとることとしたのであります。また、このような激変緩和の措置を講ずることとなったのに伴い、町村合併促進法の規定によって合併した市町村についても、その合併によって課税限度額が従来より引き下げられないよう必要な措置を講ずることとしたのであります。

改正事項の第八は自転車荷車税に関するものであります。

その一は、原動機付自転車の標準税率を調整したことであり、本年四月一日から道路運送車両法の一部が改正され、従来軽自動車として自動車税を課されていたものうち一部が原動機付自転車となることとなりましたが、これらのものについて従来標準税率五百円をそのまま適用することは他のものとの間に負担の均衡を

失することとなりますので、その税率区分の調整をはかったのであります。

その二は、徴収の方法について証紙徴収の方法によることができるとしたことであります。すなわち、自転車または荷車の所有者は、市町村の条例の定めるところによって、その自転車または荷車に一定の標識をつけるものとした場合においては、その標識を交付する際、証紙徴収の方法によることのできるものとしたのであります。

改正事項の第九は、たばこ消費税に関するものでありまして、その税率を昭和三十一年度分から引き上げたことでもあります。すなわち、道府県については現行の百十五分の五を百分の六とし、市町村については現行の百十五分の十を百分の九としたのでありますが、この増率による増収は、道府県分三十九億円、市町村分八億円の見込みであります。

以上、今回の地方税法の一部を改正する法律案につき内容の概略を御説明申し上げたのでありますが、これらのほか、規定の整備をはかる意味合いから若干の条文の整理改正をいたしているのとあります。これらの改正によりまして本年度におきましては、改正前に比し二十九億円を減することとなるのでありますが、若干の自然増収に属するものもありますので、前年度に比し、五十億円を増し、地方税収入額は三千六百一十一億円となる見込みであります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに本法案の成立を見ますようお願いする次第であります。

二、衆議院地方行政委員長報告(七月二十五日)

(地方道路譲与税法(昭三〇―法一一三)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(七月三十日)

(昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭三〇―法一七六)の委員長報告を一括して掲載)

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、九法一二四)

一、提案理由(五月二十六日)

(資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭三〇一法一一九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十五日)

(地方道路税法(昭三〇一法一〇四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月三十日)

(地方道路税法(昭三〇一法一〇四)の委員長報告と一括して掲載)

◎女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律 (昭三〇、八、五法一二五)(参)

一、提案理由(七月二十一日)

○木村守江君 たいま議題となりました女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の主な点を御説明申し上げます。

今日国立、公立の高等学校以下の教育を担当しております教育職員は約六十三万人を数えますが、そのうち女教師の数は実に二十一万六千人であり、これらのうち、年々出産する人々は相当数に上るわけです。

これら女教師の産前産後の休暇については、現在労働基準法第六十五条において、十二週間の休暇を取り得ることになっております。これは、母体、胎児の健康並びに嬰兒の発育上、重要な規定でありまして、婦人の保護に関する条約である母性保護条約においても認めているところであります。

しかるに、これら女教師の休暇の実態は、十二週に満たない者が相当数に上っており、六乃至七週の休暇は珍らしくない有様であります。これに比して、昭和二十八年年度の一般事業場における婦人労働

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律

者の産前産後の休暇状況を労働省発表の資料についてみますと、産前休暇日数は平均三二・六日、産後休暇日数は平均四三・六日で合計いたしますと七六・二日、約十一週となっております。従って、これに関する労働基準法違反件数もきわめて少く、昭和二十九年度においては十九件であり、昭和二十四年度の八十五件を頂点として、逐次減少している状況であります。

思うに、これら両者の休暇日数の甚だしい差異は、教育職員の職場の特殊性に基づくものと考えられます。

即ち、第一に、女教師が休暇を取る場合に、他の事業場と異って適当なかわりをする職員が直ちに得難いこと、第二に、教育という仕事は一日も放置できない特殊性を持つものである関係上、当該教師は、合併授業、自習等の措置をできるだけ避けるように努めること、第三に、地方公務員である教育職員の場合、労働基準監督官の職務は、人事委員会若しくは地方公共団体の長が行うことになっていること、第四に、地方財政の一般的窮乏が、女教師の休暇のための補助教師を十分に採用する余裕がないこと等に基づくものと推察されます。然し、かような事態をそのままに放置しておくことは、女教師の母体、胎児を保護する立場からまことに遺憾であり、さらには教育の正常な実施の遂行が甚だあやまられるのであります。

この点に関し、国及び地方公共団体に対して、高等学校以下の学校教育の正常な実施についての必要な財政的措置を講ずるよう努めさせるとともに、女教師の産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中、当該学校の教育職員の職務を行わせるため教育職員の臨

時的任用に関し、規定を設ける等、教育の正常な実施の推進を期して、ここに本法案を提出いたしました次第であります。

次に本法案の内容のおもなる点について御説明申し上げます。

まず第一点は、この法律における「学校」とは、小学校・中学校・高等学校・盲学校・聾学校及び養護学校であること、「教育職員」とは、校長・教諭・養護教諭・助教諭・養護助教諭・常勤の講師及び寮母ということと明らかに定義いたしました。

第二点としては、国及び地方公共団体の任務といたしまして、国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、当該学校における学校教育の正常な実施を確保するため、必要な財政的措置を講ずるよう努めねばならぬという規定を掲げました。

第三点の規定は、国立又は公立の学校において女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合、任命権者はその休暇中において、学校教育の正常な実施が困難となると認める期間を任用の期間として、臨時的に教職員を任用しなければならないことにいたしております。

なお、都道府県が給与負担をいたしまする市町村立の学校におきまして、臨時的任用についての期間の認定は市町村教育委員会の申し出により、市町村教育委員会と都道府県教育委員会とが協議して行うということといたしております。

第四点といたしましては、臨時任用をされた教育職員は、市町村立学校職員給与負担法第三条に規定する都道府県定数条例による定

員の枠外にすることを明らかにいたしました。これは認定があつた場合、必ず任用するという建前から一応定数のワクをはずしたのでございます。なお関係法令につきまして所要の改正を加え、施行期日は昭和三十一年四月一日といたし、所要経費は来年度予算に計上されるのを持って施行することといたしておるのであります。

以上申し上げた通りでありまして、何とぞ委員の皆様方には慎重御審議の上、すみやかに御可決あられますようお願い申し上げます。

二、参議院文教委員長報告(七月二十二日)

○笹森順造君 ただいま議題となりました「女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案」につきまして、文教委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、本法律案の提案の理由とその内容の概要について申し上げます。

現在高等学校以下の学校教育を担当いたしております教育職員は約六十三万名を数えますが、そのうち約二十一万六千名は女教員であり、これらのうち年々出産をする人々は相当数に上るわけでありますが、これらの人々には出産のために、労働基準法に定める休暇さえも取り得ない状況にあり、一般事業場における婦人労働者の休暇の状況に比し、はなはだしい差異を示しておりますが、これは女教員が休暇を取る場合に、他の事業場と異なつて、適当なかわりを

する職員が、直ちに得がたいこと、女教育の休暇のための補助教員が十分に採用されていないことなど、教育の特殊性に基くものと考えられるのでありまして、事態をこのままに放置いたしておきまことは、女教員の母体、胎児を保護する立場から、まことに遺憾であり、さらには教育の正常な実施の遂行がはなはだ危ぶまれるのであります。以上の理由により、教育の正常な実施を確保するために本法案が提出されたのであります。

次に、本法案の内容のおもなる点について申し上げます。まず第一点は、この法律において対象となる学校と教育職員とを明らかにするとともに、国及び地方公共団体の任務として、国立または公立の高等学校以下の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、学校教育の正常な実施を確保するため、必要な財政的措置を講ずるよう努めねばならないという規定を掲げております。

第二に、女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合においては、任命権者はその休暇中、当該学校における学校教育の正常な実施をはかるために、その休暇の期間の範囲内において、学校教育の正常な実施が困難となると認める期間を任用の期間として臨時的に教育職員を任用しなければならないことになっております。なお都道府県が給与の負担をいたします市町村立学校の教育職員の臨時的任用につきましては、その任用の期間は市町村教育委員会と都道府県教育委員会とが協議して決定することとなっております。その他関係法律の適用除外、所要の改正等について規定いたしてあります。

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律

す。なお、本法案の施行期日は昭和三十一年四月一日となつております。

本法案は、昨日文教委員会に付託されましたが、本法案提出に至るまでの経過につきまして若干御報告いたしたいと存じます。女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する問題につき、去る七月六日及び七月十二日に、本院議員提案として参第一六号並びに参第一七号の両法案が文教委員会に付託されていたのであります。委員会において右の二法案につき、慎重なる審議と懇談を重ねました結果、昨日に至り右の二法案は、それぞれ発議者より撤回されることになり、委員会はこれを許可し、その後、各党各派間の懇談により了承された木村守江君外六名の発議にかかる本法案を審議いたすこととなつたのであります。

委員会の審議におきましては、以上述べましたような本案提出の経過により、別に質疑もございませんでした。そこで、国会法第五十七条の三、本院規則第五十条第二の規定によりまして、委員長より本案に対する政府の意見を求めましたところ、寺本文部政務次官より、「本法案については、いまだ十分研究していない。関係省庁面をよく協議をした上、政府としての意見を決定する予定である」という答弁がありました。かくて討論に入りましたところ、別に意見の開陳もなく、直ちに採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

三、衆議院文教委員長報告(七月二十九日)

(日本学校給食法(昭三〇―法一四八)の委員長報告と一括して掲載)

◎理容師美容師法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、五法一二六)

一、提案理由(六月二十三日)

○川崎国務大臣 理容師美容師法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

申し上げるまでもなく、理容、美容業は、国民の日常生活にきわめて密接した公衆衛生上重要な業務であります。近時理容所、美容所の増加並びにこれらの施設における従業員の漸増に伴い、施設に対する衛生措置の確保並びに開設者の従業者に対する業務管理が必要とせられるにいたしましたので、現行法を整備して理容、美容業の適正な運営を期するため本法案を提案いたしました次第であります。改正のおもな点は次の通りであります。

第一点は、理容所、美容所の開設者がその施設を使用するに際しては、事前に都道府県知事の検査を受けその確認を得なければならぬこととしたことであります。従来、理容所、美容所を開設してこれを使用しようとする者は、単に都道府県知事に届け出るだけで行なってきたのでありますが、このような届出のみによってはこれらの施設について十分な衛生措置を確保することが困難でありますので、使用前に検査を行い、もって施設における衛生措置の強化を期そうとするものであります。

理容師美容師法の一部を改正する法律

第二点は、理容所、美容所の開設者に対し、当該施設内で行う理容、美容の業務につきまして適正な管理を行わせるようにするとともに、その責めを明らかにするようにいたしましたこととあります。現行法は、個々の業務を行う理容師、美容師に対してのみ衛生上の規制を行い、施設の開設者に対しては何ら業務に関する措置を考慮していないのでありますが、これらの従業者に対する適正な業務管理を開設者に行わせることが特に必要となつて参つたのであります。よつて、開設者が当該施設内で無免許もしくは業務停止を受けている者に業務を行わせた場合、または当該施設内で業務を行う者が法定の措置を講じなかつた場合に、その施設の閉鎖を命ずることができるようになりました。公衆衛生上の措置の確保をはかることといたした次第であります。

第三点は、都道府県知事が免許取消し、業務停止または閉鎖命令の行政処分をするに当りましては、その処分を受ける者に弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えることとしたこととあります。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(七月十四日)

(労働者災害補償保険の一部を改正する法律(昭三〇―法一三二)の委員長報告と一括して掲載)

二、参議院社会労働委員長報告(七月二十五日)

○小林英三君 たいま議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会の審議の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

去る第十三国会におきまして、優生保護法の一部が改正されまして、受胎調節実地指導の制度が設けられたのでありますが、現在これらの指導員が指導に際しまして、受胎調節のために必要な用具の購入を取り次ぎ、あるいは販売することはできることになっていないのでありますが、避妊薬の販売は、薬事法の規定によりまして、可能な状態にありますので、薬務局長の緩和通牒によりまして、避妊薬の購入のあっせんを便宜的に認められておるにすぎないのであります。本改正原案は、実地指導員が実地指導を受けるものに対して、受胎調節のために必要な医薬品で、しかも厚生大臣が指定するものに限り、薬事法の手続によらないでも販売ができることとしたのであります。なお、受胎調節実地指導員がその医薬品を販売する場合には、薬事法に規定されております厚生大臣及び都道府県知事の監督の権限をそのまま準用するとともに、薬事法、その他の薬事に関する法律に違反した場合におきましては、都道府県知事は、必要に応じましてその者の医薬品の販売を停止し、または禁止する行政処分を行い得るものとしたのであります。

本案の審議に当りましては、本案が現行薬事体系の例外的業態を認めることとなりますので、薬事監視員による立ち入り検査の問題

題、行政上の監督方法等につきまして熱心なる質疑が行われましたが、山下委員より次の要旨による修正案が提出せられたのであります。それは、一、実地指導員による受胎調節指導のために必要な指定医薬品の販売は、当分の間に限ること。その二は、実地指導員の販売品が、いわゆる薬律に違反した場合、または指定医薬品を受胎調節の指導を受ける者以外に販売した場合には、都道府県知事は、実地指導員の指定を取り消すことができること。その三は、実地指導員の指定を取り消す場合には、都道府県知事は聴聞を行わなければならないということ。その四は、従って改正原案の罰則規定が削除されることとしたのであります。

かくいたしましたして、質疑を打ち切りまして討論に入りましたところ、竹中委員より、社会党第四控室を代表いたしましたして、医薬品の例外的販売業態を認めるという改正原案並びに修正案に反対の意を表せられたのであります。討論を終了いたしましたして、まず修正案について採決を行いました。多数をもって可決すべきものと決定いたしました。次いで修正の部分を除く原案につきまして採決を行いました。多数をもって可決すべきものと決定いたしました。よって本案は、多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

三、衆議院社会労働委員長報告(七月二十九日)

○山花秀雄君 たいま一括して上程になりました三法案について

御報告を申し上げます。

まず、優生保護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の要旨は、受胎調節のために必要な医薬品に限り、また受胎調節の実地指導を受ける者に限って当分の間実地指導員が必要な医薬品の販売ができる道を開いて、受胎調節の実行を容易にし、その効果を高めようとするものであります。

本案は、七月十四日予備審査のため本委員会に付託せられ、同二十五日日本付託となり、提出者より提案理由の説明を聴取し、審査に入り、本日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、各派共同提案による修正案が提出せられ、自由党の大橋委員よりその趣旨の説明がありました。その要旨は、本法案の性質にかんがみ、本法の有効期間を昭和三十五年七月三十一日までに限定せんとするものであります。

ついで、討論を省略し、修正案並びに修正部分を除く原案の他の部分を一括して採決に入りましたところ、本案は全会一致修正案及びこれを除く原案の他の部分通り可決すべきものと議決した次第でございます。

次に、歯科衛生士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の要旨は、歯科衛生士が、看護婦または准看護婦と同様、歯科診療の補助業務を行うことができることとするともに、主治の歯科医師の指示があった場合のほか、診療器械を使用し、また歯

優生保護法の一部を改正する法律

科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならないこととしたのであります。

本案は、五月二十三日予備審査のため本委員会に付託され、六月二十三日提案理由の説明を聴取し、七月十五日日本付託となり、本品質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、歯科技工法案について申し上げます。

改正の要旨は、第一に、歯科技工士については現在何ら法的規制が加えられておらず、その技術内容も千差万別で、国民の歯科医療を確保する上に欠ける点が多いので、新たに歯科技工の資格を定め、その免許は都道府県知事の行う試験に合格した者に対して都道府県知事が与えることとしたのであります。第二に、歯科医師または歯科技工士でなければ業として歯科技工を行なってはならないこととしたのであります。第三に、病院または診療所内において患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基いて行う場合のほか、歯科医師の指示書によらなければ業として歯科技工を行なってはならないこととしたのであります。第四に、歯科技工所につきまして、開設の届出義務、管理者の設置義務、広告の制限等、必要な規制をすることとしたのであります。

本法案は、六月二十一日予備審査のため本委員会に付託せられ、同二十三日提案理由の説明を聴取し、七月十五日日本付託となり、審議に入りましたが、慎重を期するため、本日特に文教委員会と連合審査会を開き、歯科技工士試験の受験資格に関する学校、養成所の

問題について質疑を行い、さらに引き続いて開かれた本委員会において、質疑終了の後、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は多数をもって原案通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告を申し上げます。

◎母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

(昭三〇、八、五法一二八)(衆)

一、提案理由(七月二十五日)

○植村委員 たいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案は、各党共同提出にかかるものでございまして、私は提案者一同にかわりまして、その提案理由を簡単に御説明申し上げます。

わが国におきます母子家庭は、御承知の通りその生活能力はきわめて乏しく、しかも、おおむね幼少の子女をかかえ、一家の生計を営みつつ、母としてその子女の養育をはからなければならぬという社会的、経済的重圧にあえいでおるのが実情でございます。これが福祉対策といたしましては、昭和二十七年母子福祉資金の貸付等に関する法律が実施せられまして、ややその光明を見出し得たのでございますが、最近における一般経済情勢の悪化は、母子家庭に対しての影響は特に著しくなっておりますので、今回その法律の一部を改正し、不遇な母子家庭の福祉を少しでも増進し、もってその生活の意欲を助長せしめ、経済的自立の助成に寄与せんとするのがその提案の趣旨でございます。

改正の第一点は、修学資金のうち、大学に就学している者に対し

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

の貸付額は、現行法では、二千元以内となっておりますが、これを三千元以内とした点であります。母子家庭がその子弟を教育することによって、将来自立更生する機会を与えることは、最も望ましいこととありますが、現行の貸付額では、実際の就学に際し容易でないものがありますので、特に必要がある者に対して、三千元以内を貸し付けて、これの有効な活用をはかることとしたものであります。

改正の第二点は、事業継続資金に対して六カ月の据え置き期間を設けた点であります。事業継続資金は、その資金の性質上、現行法では据え置き期間を設けていないのでありますが、一時的に思わしくない事業に従事している母子家庭が、この資金を借り受けて事業の立て直しをはかる事例が多いためです。このような場合には、事業が再び軌道に乗るまで最小限度の据え置き期間を設けて、これの適正な運用をはかることとしたものであります。

以上が改正案の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(七月二十六日)

(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭三〇―法一五四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(七月三十日)

○常岡一郎君 たいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に

関する法律の一部を改正する法律案外一案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この改正法律案は衆議院提出の法案でありまして、その要旨は第一に、修学資金のうち、大学に就学した又は医師法に規定する実地修練を受けている者、すなわちインターンに対する貸付額は、現行法では月額二千円以内となっておりませんが、これを月額三千円以内としたことでございます。

第二に、事業継続資金に対しまして、六カ月の据置期間を設けることといたしましたこと等であります。

委員会におきましては、まず提案者たる植村衆議院議員から提案理由の説明を聴取いたしましたから、慎重に審議をいたし、提案者並びに政府当局に対しまして、各委員から活発な質疑が行われたのでありますが、その詳細は、速記録によりまして御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、クリーニング業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法が制定公付されてから五年になりますが、その後の実態に即した公衆衛生上の措置を講じ、クリーニング業の適正な経営を期す

ることが必要となりましたので、今回の改正となった次第であります。

改正の第一は、従来のドライ・クリーニング師の制度を廃止して、新たにクリーニング師の制度を設け、常時五人以上の従業員を使用するクリーニング所ごとに一人以上のクリーニング師を置かなければならないこととしたのであります。第二は、クリーニング所の施設の構造、設備及び管理について、都道府県知事が現状及び地方の実情に沿うような衛生上必要な事項を定めることができることとしたのであります。第三は、クリーニング所における営業違反につきましては、まず、都道府県知事が措置命令を出し、その措置命令に従わないときに、初めて営業停止または閉鎖処分を行うことに改めたのであります。第四は、クリーニング師の試験科目に、新たに洗たく物の処理に関する技能を加えたこととあります。

以上が改正の要旨であります。本案については、質疑を終了し、討論を省略し、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、五法二一九)

一、提案理由(五月二十五日)

○紅露政府委員 たいま議題になりました未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

改正の第一点は、留守家族手当の月額を本年十月分より二千三百五十五円に増額することとあります。すなわち、従来より未帰還者の留守家族に毎月支給しております留守家族手当の年額と、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定に基く先順位者たる遺族に支給する遺族年金の額とは、留守家族と遺族とに対する処遇の均衡をはかる意味からしまして、同額を支給することと成りまして今日に及んでおりますので、今回、遺族年金の額が本年十月一日より二万八千二百六十五円に引き上げられることに伴いまして、留守家族手当についても同様に月額五十五円の増額を行うことといたす次第であります。

改正の第二点は、帰還患者に対する療養の給付期間を三年間延長することとあります。すなわち、未帰還者留守家族等援護法の施行前に帰還した方々で、旧未復員者給与法または旧特別未帰還者給与法により、国が療養の給付を行なっていましたものにつきまして、未帰還者留守家族等援護法の制定後は、この法律によりまして

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律

て、引き続き療養の給付を行なう今日に及んでおりますのであります。法に定められた七年間の療養の給付期間が、本年十二月二十八日をもって満了することとなりましたので、政府といたしましては、その期間満了後の措置につきまして種々研究いたしました結果、今回療養の給付期間を、さらに三年間延長することが適當であると考えられますので、このように措置する次第でございます。

以上提案理由につきまして御説明申し上げますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第でございます。

それでは引き続きまして、たいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法が昭和二十七年四月一日より実施され、自來各方面の御協力のもとに二百九万件をこえる裁定を行い、それぞれ援護の措置が及びましたことは、まことに喜ばしいことと存じております。今回、援護の措置をさらに強化するため、この法律の一部を改正することにいたしました。ここにその概要につきまして御説明を申し上げます。

改正の第一は、先順位者の遺族年金額を、本国会に別途提案されております恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律による旧軍人の公務扶助料の増額に対応して、二万八千二百六十五円に引き上げたこととあります。

第二は、遺族年金または恩給法による公務扶助料は、戦没者が公

務上の傷病により死亡した場合において支給されるのであります。が、太平洋戦争中の戦地で受傷し、罹病し、これで死亡した軍人につきましても、太平洋戦争の特殊事情、特に戦争末期における戦地の特殊事情によりまして、果してその傷病が公務によるものであるか、いなかの判定に相当の困難を感じるものもあり、また、軍人の戦地において生じた傷病は、その勤務の特殊事情から、そのほとんどが公務上の傷病として取り扱うのが妥当であると考えられますので、これらの者が戦地勤務中死亡した場合または戦地の勤務を離れてから原則として一年以内に死亡した場合におきましては、公務以外の事由で死亡したことが明らかであるものを除き、援護審査会の議決により、公務上死亡したものと取り扱おうとすることであり、

第三は、現在弔慰金を支給する遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹に限られておりますが、弔慰金支給の趣旨にかんがみまして、これらの遺族がないときは、他の三親等内の親族で、戦没者と生計関係を有していたものにも支給し得ることにいたしましたのであります。

第四は、軍人恩給が停止された日、すなわち昭和二十一年二月一日以後に遺族以外の者の養子となつたもので、遺族援護法公布の日、すなわち、昭和二十七年四月三十日前に縁組を解消したものに つきましては、右の期間の縁組をもって年金の失格あるいは失権の事由とすることは必ずしも適当でないと考え、この改正法の施行後は、遺族年金を支給しようとするものであります。

第五は、いわゆる雇用人等の軍属につきましても、従来昭和十六

年十二月八日以後における戦地勤務の者のみについで本法を適用しておりますが、日華事変中、事変地で勤務していた者も、本法の対象に加え、それぞれの規定に従いまして、障害年金、障害一時金または遺族年金を支給することにいたしましたのでございます。

第六は、軍人につきましても、死亡の原因が公務によるものでない場合におきましても、事変または戦争の勤務に関連する傷病によるものでありますときは、遺族に対し弔慰金を支給することになつておりますのであります。太平洋戦争における戦地勤務の軍属につきましても、軍人の場合と同様に、弔慰金を支給する措置を講じました。

第七は、太平洋戦争の終結に際しまして、いわゆる単純な憂国の至情の発露として、敗戦の責を痛感して自決した者が相当ありますが、当時、これらの者の置かれた立場等を考えますと、その事情まことに拘すべきものがありますので、援護審査会において、公務死亡したものと同視すべきものと議決したときは、その遺族に対し、遺族年金及び弔慰金を支給することにいたしましたのであります。

以上が今次改正の概要であります。そのほか、これらの措置に伴う所要の調整もあわせて行なつたのであります。

以上提案理由につきまして御説明いたしました。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

二、衆議院社会労働委員長報告(七月十九日)

(日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律(昭三〇一法一一六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(七月二十九日)

(あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭三〇一法一六一)の委員長報告と一括して掲載)

◎私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、五法一三〇)(衆)

一、提案理由(七月二十二日)

○赤城委員 ただいま上程になりました私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合法は、御承知の通り第十六回特別国会において、私立学校教職員の福利厚生対策について、教育基本法第六條第二項の趣旨に基づき、国・公立学校の教職員と均衡を保つような施策を講ずることを目的として、全会一致の御賛成を得て制定せられたものであります。

この法律の公布によって私立学校教職員共済組合は昭和二十九年一月に発足し、以来堅実に運営され、その目的を果しつつありますが、その対象たる私立学校は財政的な制約があり、従って教職員の給与は国・公立学校の教職員に比して著しく低い現状でありますので、全国の私立学校並びにその教職員はひとしく掛金の軽減を熱望いたしております。

本法制定当時、両院の文部委員会において政府原案に対し、国庫の補助は少くとも百分の二十程度まで引き上げることが強く要望されましたが、当時母法ともいべき厚生年金保険法の国の補助率が

百分の十でありましたために本法の修正が厚生年金保険法の改正に影響することを理由として、衆議院の文部委員会においては、「国庫及び都道府県の負担は、できるだけ大巾に補助するよう要請すること。」というのを、また、参議院文教委員会においては、「第三十五條第一号の国庫補助率は、早急にさらに引き上げるよう、法律の改正を考慮すること。」ということを附帯決議いたし、補助率は政府原案通り百分の十にとどめたのであります。

しかしながら、厚生年金保険法は、第十九回国会において、改正が行なわれ、国庫の補助率は給付に要する費用の百分の十から百分の十五に引き上げられたのであります。

このため、本法の附則第二十二項によって適用除外を受けている私立学校教職員は厚生年金保険法の改正により、国庫より百分の十五の補助を受けることとなったにもかかわらず、特別法である私立学校教職員共済組合の加入教職員は百分の十の補助であるため、私立学校教職員相互に国庫補助に差異を生ずる結果となり、さらに本法はその附則第十三項以下において、厚生年金保険法の被保険者から私立学校教職員共済組合に引き継がれた教職員約一万五千余については、私立学校教職員共済組合法の給付事由が生じたときは、厚生年金保険の被保険者であった期間がこの組合の組合員であった期間に合算され、私立学校教職員共済組合より給付されることとなっておりますが、この場合厚生年金特別会計から一定率の費用負担を受けるに際し、給付の条件、内容の相違及び厚生年金保険法の改正によって、従来の厚生年金保険の被保険者であったときに納入した

用を受けている教職員は助教諭、傭人のみであります。私立学校教職員共済組合は大学の学長より幼稚園の保母に至るまでその適用を受けておりますから、教職員の身分的比較においても考慮を払わなくてはなりません。これらのことは社会保険制度上からも一般勤

労者の標準給与以下にあるわけでありますから、これら教職員には国庫の補助率を高めに掛金の低減に意を注ぎ、教職員の教育意欲を奨励し、もって私学振興のいしづえとすべきであると考えるところであります。またそうすることが社会保障制度の理念にも合致するところであると思われま。ここにおきまして、本改正案は、国の補助率を百分の十から百分の十五に引き上げようとするのであります。

以上本法制定の趣旨及び両院の附帯決議に基づき、かつは他の社会保障制度との均衡を勘案して本法律案を上程いたしました次第でありま。すが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下されんことを御願いたします。

二、衆議院文教委員長報告(七月二十六日)

(危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律(昭三〇一法一四六)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院文教委員長報告(七月二十九日)

(危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律(昭三〇一法一四六)の委員長報告を一括して掲載)

保険料はその大半が政令によって掛捨ての状態となり、これがため、私立学校教職員共済組合はこれに見合う財源を負担しなければならぬことになっております。

また、他方本法がその内容を全面的に準用しております国家公務員共済組合と比較いたしますとき、給付費の国庫負担は、同率の百分の十であります。社会保険制度の財政組織上、長期給付にあっては、平準保険料方式を採用いたしております。共済組合の収支は未来永遠にわたって相等する原則が定まっております。この場合の収入は、掛金、国庫負担金及びこれを蓄積運用して生ずる利息の三つの要素から成り立っております。国家公務員共済組合とは、この三つの要素のうち特に予定利率が異なっております。国家公務員共済組合の予定利率は四分五厘で、私立学校教職員共済組合の場合には五分五厘で計算されておりますので、両者の利率には一分の相違があります。両者の間の国庫補助率は同率であります。が、実際には私立学校教職員共済組合への国庫補助率の方が少額となつて参ります。掛金率は反対に高額となることとなります。

なおまた国家公務員共済組合法の適用を受けている公立学校教職員と比較いたしますと、その平均給与は公立学校の教職員が基本給のみで、一六、三〇二円となつており、私立学校の教職員は、総収入の平均給与が一、八九七円となつております。また国・公立学校の教職員の大部分は、恩給法の適用を受け、毎月俸給の百分の二に相当する額を納入するのみで、残りの給付に要する費用は、国または都道府県が全額を負担しており、国家公務員共済組合法の適

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律

◎労働者災害補償保険法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、五法一三二)

一、提案理由(五月三十一日)

○高瀬政府委員 ただいま議題となりました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

このたびの改正は、漁業を新たにこの保険の強制適用事業に加えること及び土木、建築等の事業にいわゆるメリット制度を適用することをその主要点といたしております。

最初に、強制適用事業の範囲を拡大し、総トン数五トン以上の漁船による水産動植物の採捕の事業を加えた点について申し上げます。御承知のように、労働者災害補償保険は、労働者の業務上の災害についての事業主の災害補償責任の裏づけとして設けられた制度でありまして、そのねらいとするところは、業務上の災害をこうむった労働者に対して、迅速かつ公正な補償を行い、あわせて労働基準法に定められた事業主の災害補償責任に基く負担を分散軽減させようとするところにあるのであります。

この目的に沿いますために、この保険制度におきましては、比較的災害が発生するおそれの多い事業を強制適用事業として保険に加入させることにより、災害の危険にさらされる労働者の保護の万全

を期するとともに、他方、保険に加入している事業主からは、その事業の属する産業の災害率に応じた保険料を徴収する等の方法によつて、負担の公平をはかるよう考慮されております。しかしながら、従来労働基準法の適用を受けております三十トン未満の漁船による水産動植物の採捕の事業につきましては、災害発生の際に危険が相当に高く、また災害が発生いたしましたときは、往々にして相当大規模な災害となるのでありますが、その事業の特殊性及びその特殊性に基く保険技術上の制約もありまして、現在まで任意適用事業として取り扱われて参つたのであります。それにもかかわらず、漁場等の関係よりこれらの小型漁船の活動範囲は著しく拡大され、これに従いまして災害発生の際に危険性もますます増大する傾向にありますので、政府といたしましては、かねてこの点につき何らかの措置を講ずる必要を認め、その実情の把握に努めますとともに、当保険におきまして、特に災害発生のおそれのある遠距離水面における漁撈に従事する漁船につきましては、保険に任意加入をするよう強く要望いたして参つたのであります。

たまたま昨年初頭以来北海道近海を初めとして所々に相次いで起りました台風等による大規模な災害の発生を契機といたしまして、関係者の間に漁業を強制適用事業にするようにとの強い要望が高まってきたのであります。このような事情より、このたび特に災害発生のおそれのある水面において漁撈に従事する総トン数五トン以上三十トン未満の漁船による水産動植物の採捕の事業について、これを強制適用事業に加えることとし、漁業労働者の保護をはかると

ともに、事業主の負担の分散軽減をはかることといたしたわけでございます。

次に、いわゆるメリット制度を、土木、建築等の事業に適用する点でございますが、過去の災害の実績に基きましてその事業についての保険料の額を増加しまたは軽減する制度でありますところのメリット制度は、適用事業の事業主の保険料負担の公平をはかる上に効果があつたのみでなく、過去の災害率が保険料に反映されることに刺激され、事業主の災害防止の関心を高めさせ、この方面におきましてもきわめて大きい成果をあげて参つたのであります。しかしながら、現在行われておりますメリット制度は、過去三年ないし五年の災害の実績に基き、個々の事業の翌年度の保険料率を変更するというものであります。土木、建築等の事業のごとく、期間の定めのあるいわゆる有期事業につきましては、これを適用することができなかつたのであります。しかるに、一昨年以來電源開発工事等の進捗に伴い、土木、建築等の事業における災害は顕著に増加いたし、昭和二十九年度におきましては、当該産業における収支の均衡は著しく破れ、本年度において大幅に保険料率を引き上げざるを得ない結果となつたのであります。かかる事態に即応して、政府といたしましては、従来メリット制度実施の成果にかんがみ、保険料負担の軽減と公平をはかり、あわせて災害防止の実をあげるため、一般の事業に適用された従来メリット制度の方式とは異なり、土木、建築等の事業の実態に応ずるよう、保険給付の額と保険料の割合により、確定保険料の額を更正いたし、その差額を追徴または還

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

付する方法によつて、新たに土木、建築等の事業にメリット制度を実施することといたしたのであります。

以上二点のほか、保険事業の運営の合理化するために、このたびあわせて改正することといたしました点につきまして、次に簡単に御説明申し上げます。

第一に、数次の請負によつて行われます事業につきましては、従来その元請負人のみをこの保険の適用事業主として参りましたが、保険料負担の資力のある下請負人がある場合には、この下請負人を事業主として取り扱う方がより合理的と認められる場合もありませんので、かかる下請負人が元請負人と書面による契約で保険料を負担することを引き受けましたときには、政府の承認に基きまして、その請け負う事業について別個の保険関係を成立させるよう取り扱うことといたしたのであります。

第二に、従来強制適用事業が任意適用事業になつた場合に、その保険関係を申請によりまして消滅させるのには、保険関係成立後一年を経過することを要するものと取り扱われていたのでありますが、この制度をはずすこととし、保険加入者の便宜をはかることといたしました。

第三に、漁業を強制適用にすることに関連して沈没、滅失、行方不明となつた船舶、航空機に乗り組む労働者の生死が三カ月以上わからない場合等に、民法の失踪宣告を待たずに死亡の推定を行うことといたしまして、本法の遺族補償費等の規定をすみやかに適用することができるよういたしました。

第四に、保険料の報告及び納付の手續を合理化いたしますために、その期限を調整いたしました。

第五に、追徴金及び延滞金の徴収免除に関する規定を整備するほか、その他法規定を整備いたしましたのであります。

以上がこの改正案を提案いたしました理由及びその内容の概略でございます。なお、この改正案につきましては、労働者災害補償保険審議会及び社会保障制度審議会に法案要綱により諮問いたしましたところ、満場一致で異議なく賛成の答申を得ました次第でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(七月十四日)

○中村三之丞君 たいま議題となりました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案及び理容師美容師法の一部を改正する法律案の、社会労働委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

初めに労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について申し上げますと、本案は、総トン数五トン以上の小型漁船の活動範囲が著しく拡大され、これに従って災害発生の危険性も増大する傾向にあるため、今まで任意適用事業として取り扱われておりました漁業を新たに強制適用事業に加えること、次に、一昨年以来電源開発工事等の進捗に伴い土木、建築等における災害が増加いたして参

た状況にかんがみまして、一般の事業に適用されるメリット制の方式と異なり、この種事業の実態に応ずるメリット制度を設けること、以上二点のほか、保険事業運営の合理化のため、あわせて若干の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る五月三十日内閣より提出、同日付託せられたのであります。本委員会は、五月三十一日政府より提案理由の説明を聴取いたしましたして、以来慎重審議を続けて参りましたが、七月十三日質疑が終了いたしましたので、討論を省略し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもってこれを可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に、理容師美容師法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず改正のおもなる点について申し上げます。第一は、理容所、美容所を開設してこれを使用しようとする者は、その構造、設備について都道府県知事の検査を受け、その確認を得た後でなければ、これを使用してはならないこととしたこととあります。第二点は、理容所、美容所の開設が、当該施設内で無免許もしくは業務停止を受けている者に業務を行わせた場合、または当該施設内で業務を行う者が法定の措置を講じなかった場合に、その施設の閉鎖を命ずることができるとしたこととあります。第三は、都道府県知事が免許取り消し業務停止または閉鎖命令の行政処分をするに当たっては、その処分を受ける者に弁明及び有利なる証拠の提出の機会を与えることとしたこととあります。

本法律案は、六月十六日本委員会に付託せられ、同二十三日提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行なったのであります。政府より、本法公布とともに関係省令においてすみやかに所要の改正を行うとの言明がありました。

かくて、七月十三日質疑を終了し、討論を省略し、採決に入りましたところ、本法案は全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(七月二十九日)

(あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭三〇一法一六一)の委員長報告と一括して掲載)

◎失業保険法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、五法一三二)

一、提案理由(五月二十七日)

○高瀬政府委員 失業保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

失業保険法は、昭和二十二年第一回国会において、経済緊急対策の一環として制定され、その後数次の改正によって制度の整備拡充が行われ、戦後の困難な経済状況に対処して、今日までよくその機能を果してきたところであります。しかるに、一昨年より実施せられました緊縮政策に伴い、失業情勢は悪化し、これが急速な改善は今直ちに見込まれないのでございますが、これに対処する方策の一として、給付日数の合理化等を中心とする失業保険制度の整備拡充をはかり、失業対策事業等の拡充と相俟って一層効果ある失業保障を行い、もって失業者の生活安定に資したいと存する次第でございます。これがこの法律案を提出いたしました理由であります。次にその概要を御説明申し上げます。

第一に、被保険者の当然適用の範囲を医療、看護その他保健衛生の事業、社会事業、更生保護事業等に及ぼして、社会保障制度の拡充をはかった点でございます。失業保険の適用範囲は、できるだけ拡大して、雇用関係にある労働者の失業時の生活の保障を広めるこ

とが望ましいところであり、この観点より、すでに昭和二十四年の改正において大幅の適用範囲の拡大を行なったのでありますが、今回の改正においては、さらに原始諸産業を除く事業のうち医療、看護その他保健衛生事業、社会福祉事業、更生保護事業等に対して、新たに適用範囲の拡大を行うとするものであります。

次に、長期にわたり被保険者であった者に対する失業保険金の給付日数を二百七十日または二百十日とする一方、季節的労働者等が主体となっており短期被保険者に対しては、その給付日数を九十日とすることとした点でございます。従来、被保険者が離職した場合に、離職前一年間における被保険者期間が六カ月以上であれば、離職後一年間に一律に百八十日の給付が行われたのでありますが、長期間同一事業主に雇用された者は、離職した場合において、すみやかに再就職することが比較的困難である場合が多く、また長期間保険経済に貢献したという点をも考慮して、十年以上同一事業主に被保険者として雇用されていた者に対しては二百七十日、五年以上同一事業主に被保険者として雇用された者に対しては二百十日分支給し得ることにいたしましたのであります。また、最近季節的労働者等短期労働者の失業保険の乱用が目立って参りましたので、この際乱用の余地を残さないよう、一般的に短期被保険者すなわち離職前一年前間に被保険者期間が九カ月までである者に対しては、給付日数を九十日とし、一律百八十日の給付制度より生ずる不合理を是正する措置をとった次第であります。

次に、失業保険法施行の実情にかんがみて、被保険者の資格の取

得、喪失についての政府の確認の制度を設け、被保険者としての権利の保護を厚くするとともに、不正受給の防止、保険料収入の確保に資することといたしました。

また、今回の改正に当り、被保険者または被保険者であった者の福祉の増進をはかるため必要な施設を設置することについて、明確な規定を設けることといたしました。これは従来も失業保険特別会計法の規定等からして設置し得るものとされていたのであります。が、今回これを明確にいたしましたわけでございます。

以上が今次改正の主眼とするところでございますが、このほか必要な注文的事務的整備を行い、一層適正な法の運用をはかりたいと存する次第でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(七月十九日)

(日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律(昭三〇—法一一六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(七月二十九日)

(あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭三〇—法一六一)の委員長報告と一括して掲載)

◎国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、五法一三三)

一、提案理由(五月二十八日)

○藤枝政府委員 たいま議題となりました国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案の理由並びに改正の要点を御説明申し上げます。

国家公務員等退職手当暫定措置法によれば、国家公務員等が退職後失業している場合において、すでに支給を受けた退職手当の額が失業保険法に定める給付に相当する額に達していないときは、その差額を失業者の退職手当として支給することとなっておりますが、今回失業保険法の一部を改正する法律案が提案されますので、これに伴い、失業者の退職手当について所要の改正を加え、あわせて規定の整理をはかることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、その改正の要点を御説明申し上げます。

第一に、失業保険法の一部を改正する法律案により、従来一律に百八十日であった失業保険金の給付日数が、長期被保険者については二百七十日または二百十日に、季節的労働者等短期被保険者については九十日に改められることとなりますので、失業者の退職手当につきましても、これにならない、その支給の基準となる日数を職員

の勤続期間に応じて区分することとし、勤続期間六月以上十月未満の者は九十日、勤続期間十月以上五年未満の者は百八十日、勤続期間五年以上十年未満の者は二百十日、勤続期間十年以上の者は二百七十日に改めることにいたしましたのであります。

第二に、退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、一年未満の端数を切り捨てまたは切り上げて計算することとなっておりますが、失業者の退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算につきましても、端数計算を行わないものとする必要がありますので、これに必要な規定を設ける等第一の改正に関連する規定の整備を行うことといたしました。

第三に、職員が死亡した場合において、退職手当の支給を受ける遺族の順位につきましても、養父母と実父母の順位等を明確にする等若干の規定の整備をはかるとともに必要な経過規定を設けることといたしました次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十二日)

(厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律(昭三〇—法九九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(七月三十日)

(運輸省設置法の一部を改正する法律(昭三〇—法一五三)の委員長報告と一括して掲載)

◎自動車損害賠償責任再保険特別会計法

(昭三〇、八、五法一三四)

一、提案理由(五月二十六日)

(資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭三〇―法一一九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十二日)

(厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律(昭三〇―法九九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月二十九日)

(糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案(昭三〇―法一七五)の委員長報告と一括して掲載)

◎少年院法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、五法一三五)

一、提案理由(五月十八日)

○小泉政府委員 ただいま上程になりました少年院法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

この法律案の要旨は、少年院の在院者に対し、死傷手当金を支給できるようにすること、逃走した少年の連れ戻しについての措置を明らかにすること及び最近の少年院の状況にかんがみ、暴行、逃走等のおそれがある場合においては、やむを得ないときに限って、在院者に対して手錠を使用できるとすること並びに若干の事務手続の簡素化をはかるとともに、同法中の用語の整理をしておることの四点であります。

第一の死傷手当金について申し上げますと、従来、少年院の在院者が職業の補導等を受けるに際して、負傷し、なおったとき、障害を残すような場合に、何らの手当金を支給できなかったものであります。このような場合には、たとわずかでありましたが、何らかの措置を講じてやる必要があると思っておりますので、今後はこのような場合には、その災害の程度に応じて若干の手当金を給与できることとし、その支給の範囲、金額及び方法等は、すべて法務省令に譲る

少年院法の一部を改正する法律

こととした次第であります。

第二に、少年院の在院者が逃走した場合の連れ戻しについては、従来、その方法及び時間的な制限等について明確な規定を欠いていたため、連れ戻しについて、機宜の措置を敏速かつ適切にたることが困難であり、連れ戻しの時期を失して、逃走者が犯罪に陥り入れます。社会不安の一因となるとともに、他面、逃走した少年の前途をますます暗くさせることにもなりますので、この際、逃走者を連れ戻す場合の措置を明確にして、少年院の在院者が逃走した場合に、敏速かつ適切な措置によって、社会と本人の利益のために、なるべく早く連れ戻しができるようにしたのであります。

第三点としましては、最近の少年院の状況を申し上げますと、在院者には、反社会性の非常に強い者が多いのでありますが、そのため往々にして集団的な逃走や騒擾等が起る場合があるのであります。これらの場合におきまして、それを防止する適切な方法がないため、少年院の適正な運営に著しく支障を来たす傾きがありますので、この際、在院者が逃走、暴行または自殺をするおそれがある場合に、それを防止するため、やむを得ないときに限って、手錠を使用できることとしたのであります。しかしながら、少年院の性格から、手錠の使用はできるだけ避けなければなりませんので、その使用については、原則として、院長の許可を受けなければならぬこととして、特に慎重を期したのであります。いやくも乱用することのないよう厳重に監督する方針であります。

第四点としましては、従来、少年院に収容された者の所持する金

品を預かる場合には、本人にそれぞれ受領証を交付しなければならぬこととされており、現実には領置手続を煩雑にするのみで実益に乏しいので、この際、その手続を簡素化し、受領証を交付しなくてもよいこととするともに、その他少年院法中の字句について、若干の整理を加えたのであります。

以上が提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

二、衆議院法務委員長報告(六月二十一日)

(裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭三〇一法五六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(七月二十二日)

○成瀬幡治君 たいま上程されました少年院法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

この法律案の内容は、第一に、少年院の在院者が矯正教育を受けるに際して死傷した場合に、手当金を支給できるようにすることであり、従来在院者が矯正教育を受けるに際して、負傷または病気が残った場合、これによって死亡したとき、またはなおつても身体に障害が残るような場合には、何の手当金も支給できなかったため、このような場合には、何らかの措置を講ずる必要があると思っておりますので、その災害の程度に応じて、手当金を給与

することができることとし、その支給の範囲、金額及び方法等については法務省令に譲ることとしたのであります。

第二に、少年院から逃走した者の連れ戻しをする場合に、必要あるときは警察官に連れ戻しをさせることができるとし、逃走したときから四十八時間を経過した後の連れ戻しは、家庭裁判所の裁判官が発する連れ戻しによることとするのであります。現行法では少年院の在院者が逃走した場合の連れ戻しについての方法及び時間的制限等について、明確を欠いていたため、連れ戻しについて機宜の措置を敏速かつ適切にとることが困難であり、連れ戻しの時期を失して逃走者を犯罪に陥れ、さらに社会不安の一因となるとともに、他面逃走した少年の前途をますます暗くさせることとなりますので、この際、逃走者を連れ戻す場合の措置を明確にして、少年院の在院者が逃走をした場合には、敏速かつ適切な措置によって、すみやかに連れ戻すことができるようにするものであります。

なお、連れ戻し及び連れ戻状について、少年院法第四条及び第三十六条の規定を準用して、連れ戻状と同様家庭裁判所の判事補も単独で発付できることとし、また連れ戻し及び連れ戻状に關して必要な事項は最高裁判所がこれを定めることとしたほか、少年院法第七七条の二の規定を準用して、少年院から逃走した者の連れ戻しに際し、やむを得ない事由が生じたときは、もとよりの少年鑑別所または拘留監の特に区別した場所に仮に収容することができることとするのであります。

第三に、在院者が逃走、暴行または自殺のおそれある場合、手錠

の使用ができるようにしようとするものであります。最近の少年院の在院者には、反社会性の非常に強い者が多いので、そのため往々にして集団的な逃走や騒擾等が起る場合があります。このような場合に、それを防止する適切な方法がないため、少年院の適正な運営に著しく支障を来たす傾きがありますので、この際、在院者が逃走、暴行または自殺をするおそれがある場合に、これを防止するため、やむを得ないときに限って、手錠を使用することができるとするのであります。しかしながら少年院の性格から、手錠の使用については原則として院長の許可を受けなければならないこととして、特に慎重を期することにいたしましたのであります。

第四に、現行法では在院者の所持品を領置したときは、在院者に対しその受領証を交付しなければならないことになっておりますが、現実には領置手続を繁雑にするのみで実益に乏しいので、この際その手続を簡素化し、受領証を交付しなくてもよいことに改めようとするのであります。その他連れ戻し及び手錠の使用の規定を少年鑑別所に準用することとし、少年院法中の字句に若干の整理を行おうとするものであります。

当委員会におきましては、五月十九日より七月二十一日までの間、前後九回にわたって法務省当局より提案理由の説明及び逐条説明を受け、参考人より意見を聴取し、各委員より関係当局に対して適切かつ熱心なる質疑がなされましたが、その詳細は会議録に譲ることといたしまして、そのうち重要と思われるものを要約いたします。すなわちまず本法案に關連する一般問題として、河内特別少年

院における少年に対する職員等の暴行等汚職事件の真相及び職員に対する処置、少年院の集団逃走の原因とその対策、地方矯正管区と少年院運営との関係等について質疑がなされ、これに対して関係当局より、それぞれ応答及び説明がありました。

次いで本法案の改正点中、第一、少年院在院者が逃走した場合の連れ戻し及び連れ戻状について、少年院法第十四条に連れ戻しの規定が設けられた法意、裁判官の連れ戻状を請求する手続を新設することの必要、このような令状による強制連れ戻しは、少年法の精神にそむくものではないか等の質疑に対して、少年院法第十四条の規定は、少年院の在院者が逃走した場合において職員に強制連れ戻しの権限を認めた規定であつて、本条によらず任意連れ戻しをするのが原則であり、また現にそのように努めているが、必要やむを得ない場合に本条によるのである。しかし強制力を使うには一定の手続が踏んで慎重にすべきであるから、令状主義を採用しその手続を定めたのである。従つてこれは少年法の精神にそむくものではなく、むしろ少年の人権尊重の趣旨に出たるものである旨の応答がなされました。

第二に、少年院の在院者が逃走、暴行または自殺をするおそれがある場合における手錠の使用について、少年院において手錠を使用することの必要、現実に手錠を使用しておる法的根拠いかん、手錠使用の規定を設けることは、少年法の精神を逸脱することにならぬか等の質疑に対して、近年少年院法の対象者に相当の変化を来たし、これに対応するため、または少年の年齢が引き上げられた結

果、高年者の自傷行為、暴行等に対しては現在のところ他に手段がなく、手錠使用の必要がある。現在その使用されているのは、少年院処遇規則第七十六条の規定によるやむを得ざる場合の措置として
いるのであって、今回これを少年院法に法文化して、その使用の適
正を期せんとするものであって、決して少年法等の精神に反するも
のではなく、むしろ少年を守るため必要な立法である旨の応答がな
されました。

なお、在院者の矯正教育中の死傷手当金給与についても質疑応答
がありました。

かくて七月二十一日、質疑を終了して討論に入りましたが、宮城
委員より、原案中第十四条第二項の連戻状の規定に関し、これを援
助を求められた警察官が連れ戻しに着手する場合にのみに限る趣旨
の修正案、及び手錠の使用については、「政府は、少年院及び少年鑑
別所が少年の健全な育成を期し、これに矯正教育を授けることを目
的とするものであることにかんがみ、その処遇にあたっては、慈愛
を旨とすべきであって、手錠の使用は、必要な最少の限度に止め、
少年を受刑者視して、いたずらにやすきについてみだりに手錠を使
用し、少年法の精神にもとることなきよう厳にいましむべきであ
る。右要望する。」との付帯決議をなすべきとの動議が提出せられ、
羽仁委員より、修正案及び修正部分を除く本案に反対、赤松委員よ
り、修正案及び修正部分を除く本案に賛成の討論があり、終つて採
決の結果、修正案及び修正部分を除く本案は、いずれも多数をもつ
て可決せられ、次いで付帯決議は、提案通り本委員会の決議とする

旨、全会一致をもって可決せられました。
以上、御報告申し上げます。

◎天災による被害農林漁業者等に対する 資金の融通に関する暫定措置法

(昭三〇、八、五法一三六)(衆)

一、提案理由(七月八日)

○綱島委員 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関
する暫定措置法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく、わが国は年々暴風雨、暴風浪、地震、高潮、降
霜、降ひょうまたは低温等の自然災害によりまして、農林水産業に
しばしば甚大な損害をこうむり、ために農林水産業経営の維持安定
に多大の支障をもたらしている現状であります。この現状に対しま
して従来政府は災害の都度特別立法の措置を行ひまして経営資金ま
たは事業資金の融通をはかり、もつて、被害農林漁業者の経営の維
持安定をはかつてきたのでありますが、最近かかる災害の頻発は特
にはなほだしく、毎年このための立法措置を講じ、その後さらにそ
の年度中に続発した災害のため、一部改正等を行なっている次第で
あります。もしその災害の発生が国会開会中でありましたら直ちに
立法措置を講じてこれに対処することもできるのでありますが、万
一、国会が休会中の場合は、直ちに立法措置を講ずることができま
せず、対策も自然遅延いたし、被害農林漁業者の経営の安定回復も

それだけおくれ、ひいては、農林水産業生産力の維持向上にも多大
の障害を及ぼすことと相なるのであります。

従いまして、かくのごとく災害発生のごとく立法を行う措置のかわ
りに恒久的な基本立法を行う必要がございますので、従来の立法措
置にならい、農林水産系統金融機関またはその他の金融機関が、こ
れらの資金融通を行います場合、国と地方公共団体において利子補
給及び損失補償を行い、もつてその資金融通が円滑かつ低利に行わ
れますことを目的といたしまして、ここに本法案を提案いたしました次
第であります。

次に本法案の内容について概略御説明いたしますと、第一に暴風
雨、地震、暴風浪、高潮、降霜、低温または降ひょう等の天災で、
その被害が著しく、政令で指定を受けた場合において、農作物また
は藪の減収量が平年収穫量の三割以上であり、かつその減収による
損失額が、平年の総収入額の一割以上である被害農家、薪炭、また
は林業用種苗について、著しい損害を受けた被害林業者及び魚類、
貝類、海草類等の流失、またはその所有する漁船、漁具の流失、損
壊による著しい損害をこうむった被害漁業者であつて、それぞれ当
該市町村長から、その旨の認定を受けたものを対象として、経営資
金の融通をすることとあります。

第二に、被害が特に著しく、政令で指定された災害の場合におき
まして、農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、または水
産業協同組合が天災によりその所有したまたは管理する施設、在庫品
について被害を受けた場合には、これら被害組合に対し、事業資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

三九六

を融通することあります。

第三に、これら資金の償還期間は三年以内、利率は年六分五厘以内としたし、経営資金においては、貸付の最高額を五万円とし、事業資金におきましては、連合会の場合は一千万円、その他の場合は、五百万円を限度といたしております。

第四に、地方公共団体が融資機関に対し、利子補給または損失補償を行なった場合、政府は予算の範囲内で都道府県に対し、国庫補助をいたすこととしたし、利子補給につきましては、当該利子補給の二分の一に相当する額、または当該利子補給の対象となった貸付金の総額につき年二分五厘(開拓者に貸し付けられた場合は年三分)の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とし、また損失補償につきましては、当該損失補償額の二分の一に相当する額、または当該損失補償の対象となった貸付金の総額の百分の二十に相当する額のどちらか低い額の範囲内とすることあります。

第五に、国庫補助の対象となる融資の総額につきましては、天災ごとに政令で定める額を限度とするのであります。

以上が、この法案提案の理由並びにその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(七月二十二日)

(養ほう振興法(昭三〇―法一八〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(七月二十九日)

(養ほう振興法(昭三〇―法一八〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律 (昭三〇、八、五法一三七)(衆)

一、提案理由(七月二十七日)

○綱島委員長 昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

本年六月及び七月に東北並びに北海道を襲いました水害によりまして、その保有している米麦が流失、埋没もしくは腐敗等により、あるいは水害による著しい減収により飯用食糧に事欠く農家が多数生じている状態でありますので、これら飯米不足の被害農家に対しまして、飯用食糧確保の方途を講じまして、安んじて生業に精励することができるよういたす必要がございますので、昭和二十八年六月及び七月の大水害、または同年並びに翌二十九年の冷害等の場合にとられました米麦の売り渡しの特例措置にならしまして、政府所有の米穀、麦及び麦製品を特別価格で売り渡し、もって、被害農家の再生産確保に寄与いたす目的をもった、本法案を提出いたす次第であります。

次に本法案の内容の要旨を御説明申し上げます。まず第一に、この法律に基き米麦の売り渡しを受ける被害農家とは、本年六月及び

七月の水害により、その生産にかかる所有米麦を流失、埋没もしくは腐敗し、または著しい減収のため、その農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものとする事。

次に政府は、その必要とする米麦を都道府県に売り渡し、都道府県は、市町村を通じて被害農家に米麦を売り渡すこととする間接的な方法をとりましたこと、及び政府の売り渡し価格は、被害農家の購入価格がおおむね生産者が政府に売り渡した場合の基本価格となるように定められましたことであります。

以上が本案の提出の理由並びに内容の概要でございます。慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(七月二十九日)

○綱島正興君 ただいま議題となりました昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案その他二法案について、一括して御報告申し上げます。

まず、昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案につきまして御報告いたします。本年六月及び七月に東北並びに北海道を襲いました水害により、その保有している米麦が流失、埋没もしくは腐敗等により、あるいは水害により著しい減収により、飯用食糧にも事欠く農家が多数生じている状態でありますが、御承知のごとく、東北、北海道とも、一昨昭和二十八年及び昨二十九年の両年にわたり、冷害によりまして激甚な被害をこうむりまして、被害農家の疲弊はなほだし

昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律

三九七

く、創痍なおいておりません折柄、本年の水害を受けたのでございます。従つて、この際、これら飯米不足の被害農家に対しまして、飯用食糧確保の方途を講じまして、安んじて生業に精励することとができるようにいたす必要がございますので、昭和二十八年六月及び七月の大水害、または同年並びに翌二十九年の冷害等の場合にとられました米麦の売り渡しの特例措置にならいまして、政府所有の米穀、麦及び麦製品を特別価格で売り渡し、もつて被害農家の再生産確保に寄与いたす目的をもつて本法案が提出されたのであります。

本法案は、七月二十五日付託、同二十七日提案理由の説明があり、二十九日に政府当局に質疑を行い、引き続き吉川農林政務次官より本案の趣旨については異議がない旨の内閣の意見が述べられた後、討論を省略して採決を行いましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案について御報告いたします。

昭和二十九年の暴風雨により北海道に生じた国有林の未曾有の風害木の処理につきましては、おおむね三年間に整理する計画であります。特にその消化面におきまして今なおはなはだ低調な状態であり、風害木の需要を喚起する意味から、現行特別措置法を改正して風害木の用途面の拡大をはかるため、本案が提出されたのであります。すなわち、広く全国の一般災害復旧に対し風害木の

売り払いを行うこと、買受機関に都道府県及び日本住宅公団等を加え、範囲を拡大すること、現行法の期限を一年半延長すること等の措置を講じようとするものであります。

本案は、七月二十八日付託となり、二十九日提案者を代表して提案理由の説明があり、同日、井出委員より、地方公共団体が公共用等以外の施設資材についてもその代金支払いの責任を負うこととした規定を削除し、また、都道府県に対する資材の円滑な流通を促進するための規定を加えることを内容とした修正案が提出されて、この修正案及び原案を一括採決の結果、修正案の通り修正議決されたものであります。

次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について御報告いたします。

御承知のごとく、東北、北海道は本年六月及び七月の水害により農林水産業施設に多大の被害をこうむつたのであります。昭和二十八年、二十九年の両年にわたり冷害を受けて困窮はなほだしい一般農家にとりましては、現行の国庫補助をもつていたしては十分なる復旧が不可能でありますので、この際これら農地等の復旧事業に対する補助の程度を高める措置を講ずるため本案が提出されたのであります。すなわち、現行法では一カ所の工事費十万円以上のものに対して補助することになっておりますのを、七万以上に改め、補助範囲を拡大するとともに、補助率を引き上げたものであります。

本案は、七月二十九日付託、同日提案理由の説明があり、引き続き政府の意見を求めた上、討論を省略して採決に入つたのであります。

すが、この間の詳細は速記録に譲ることといたします。

採決の結果は、全会一致をもつて本案は原案通りこれを可決すべきものと決した次第であります。

右、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告(七月三十日)

(愛知用水公団法(昭三〇―法一四一)の委員長報告と一括して掲載)

◎日本輸出入銀行法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、五法一三八)

一、提案理由(五月十二日)

○藤枝政府委員 たいま議題となりました日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

日本輸出入銀行は、昭和二十五年十二月二十八日に設立されて以来、プラント輸出を中心とする輸出入金融を適切に行い、わが国貿易の振興に格段の寄与をいたして参っておりますことは、御承知の通りであります。

本年三月末における日本輸出入銀行の融資残高は、二百四十七億円に達しておるのでありますが、なお、東南アジアを初めとして、海外からのプラント輸出等の引き合いは、現在すでに相当の額に上っているほか、最近のプラント輸出契約の事例を見ますと、その契約条件は、依然として長期化の傾向にあり、従いまして、日本輸出入銀行の融資を必要とする事案は、累増する見通しであります。

昭和三十年度における日本輸出入銀行の融資見込み額といたしましては、年度内融資四百八億円、年度末融資残高見込み五百五億円と推算しておりますが、現在の資金量は資本金二百十億円、借入金八十億円、合計二百九十億円でありまして、この資金量をもつては、当然不足を来いたしますので、本年度中に新たに産業投資

特別会計から百四十億円、資金運用部から八十億円、合計二百二十億円の資金を供給することといたしたのであります。この産業投資特別会計からの百四十億円は、同特別会計からの出資金とするこゝとになっておりますので、日本輸出入銀行の資本金を、百四十億円増加して三百五十億円といたしたのであります。これがこの法律案を提出する理由であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(七月三十日)

(証券取引法の一部を改正する法律(昭三〇―法一二〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月三十日)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭三〇―一七九)の委員長報告と一括して掲載)

◎日本海外移住振興株式会社法

(昭三〇、八、五法一三九)

一、提案理由(六月二十五日)

○園田政府委員 日本海外移住振興株式会社法案の提案理由及び内容を説明いたします。

まず提案理由を説明いたします。

戦後中南米諸国に対する移住者の送出国は、昭和二十七年末より開始され、政府が送出しましたいわゆる計画移民の数は、昭和二十七年五十四名、二十八年一千四百九十八名、二十九年三千七百四十一名と、年とともに増加しており、昭和三十年度は約五千五百名を送り出す予定であります。このように海外移住事業が進展して参りました直接の原因は、戦後中南米諸国の対日感情が好転し、単にブラジルのみならず、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア等もわが移民を歓迎するに至ったためであります。政府が昭和二十七年移住者送出開始とともに渡航費の貸付を行なったことも、あつて力があつたことと考えます。

しかしながら、わが移住者受け入れに対する国際情勢の好転に即応して大量移民送出を可能ならしめるためには、戦後の中南米諸国の工業化の傾向に呼応し、最近独伊等が中南米移民政策の重点を資本と技術を持つ企業移民の育成強化に向けている趨勢にもかんが

み、移住者の行う事業及び移住者を受け入れる事業の助成拡大にま

で乗り出すことが必要となつてきたのであります。

政府は、かねてより米国の民間三銀行との間に、移民借款の交渉を進めて参つたのでありますが、話し合ひは有利に展開し、三行は借款を供与する意向を表明して参りました。よつて予算の許す範囲内でなし得る財政出資を基とし、これに民間資本を加え、海外移住振興業務を行う機関を設立し、これに目下交渉中の移民借款を受け入れ、もつて移住促進のため移住者が現地渡航後の事業資金に事欠かぬよう、移住者及びその団体の行う事業に資金を貸し付けるほか、必要あるときは、移住者を受け入れる現地事業に投融资し、さらにまた場合によつては、移民を受け入れる現地事業を経営できるようにして、移住者受け入れの現地側の基盤を積極的に拡大し、培養する必要があらます。

かかる見地から、移住振興業務を行う機関の形態としては、各方面の御意見を十分に承わつた上、移住振興の国家的事業への奉仕を確保するため、政府の監督のもとに資金を効率的に使用できる組織とすることを適当と認め、これがため、この組織を特別法に基づく株式会社とする方針のもとに、ここに会社設立の根拠法として日本海外移住振興株式会社法案を作成した次第であります。

以上が、本法律案提案の理由であります。

次に、本法律案の内容を説明いたします。

まず第一に、日本海外移住振興株式会社を設立する目的とその業務の範囲であります。

先ほど提案理由の説明で申し上げました通り、この会社は、海外移住振興のための業務を行う株式会社であります。その業務とは、渡航費の貸付、移住者及びその団体が現地で行う事業に資金を貸し付けること、必要のあるときは、移住者を受け入れる現地の事業に投融資し、または会社みずからもかかる事業を経営すること、なお、渡航費貸付の事務は外務大臣の指定する団体に委託できると等になっております。

第二に、資本関係の規定であります。

政府の出資額は予算の範囲内となっており、三十年度においては政府は一億円出資することを規定してあります。

第三に、役員に関しては、取締役四名以内、監査役二名以内とする規定になっております。

第四に、社債発行額の限度は、資本及び準備金総額または純財産額いずれか少ない額の五倍以内と規定してあります。

第五に、政府は会社の外債償還を確保するため、会社振り出しの外貨手形をその満期前一日までに、政府が相手方外国銀行から買い取る旨の契約をなすことができ、また、会社の利息債務を政府が保証する規定となっております。

第六、監督関係の規定を申し上げますと、外務大臣が会社を監督することとなっておりますが、社債募集、定款の作成変更、毎営業年度の事業計画、一年以上の資金借入れ、重要財産の処分等については、外務大臣は大蔵大臣と協議して認可をすることになっております。

最後に、本会社は、一般的に本法律案に規定する場合のほかは、もとより株式会社として商法その他の民事法の適用を受けるわけであり、社債の業務の公共性にかんがみ、会社に対する政府の監督は業務にまで及び、また役員その他の職員の不正行為に対しては重く罰する規定となっております。

以上をもちまして、本法律案の提案理由及び内容の概要の説明を終ります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採択あらんことを御願いたします。

二、衆議院外務委員長報告(七月二十一日)

○植原悦二郎君 たいま議題となりました日本海外移住振興株式会社法案につきまして、外務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法案は、六月二十二日閣から国会に提出、同日本委員会に付託されましたので、六月二十五日から七月二十日まで八回にわたる外務委員会を、また外務委員会農林水産委員会連合審査会を開き、最も慎重に審議を重ねました。

政府側の説明によりますれば、戦後、中南米諸国に対する移住者の送出は昭和二十七年末から開始されましたが、政府が送出いたしましたいわゆる計画移民の数は逐年増加いたしました。二十九年には三千七百四十一名に達し、本年度は約五千五百名を送り出す予定であります。このように海外移住事業が進展いたして参ります。

た直接の原因は、ブラジルを初めとし、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア等の対日感情が好転し、わが移住者を歓迎するに至ったためであります。政府が進んで渡航費の貸付を行なったことも大いにあずかって力あるものと考えます。しかしながら、わが移住者受け入れに対する国際情勢の好転に即応して、大量移民送出を可能ならしむるためには、農業移民に加うるに、資本と技術を持つ企業移民の育成強化にも常に留意し、移住者の行う事業及び移住者を受け入れる事業の助成拡大にまで乗り出すことが必要となつたものであります。

政府はかねてより米国の民間三銀行との間に移民借款の交渉を進めていたのであります。話し合ひは有利に展開し、三銀行が千五百万ドルの借款を与うる意向を表明いたして参りました。よって、とりあえず予算の許す範囲内でなし得る財政出資をもととし、これに民間資本を加え、海外移住振興業務を行う機関を設立、これにたいま述べました移民借款を受け入れ、もつて移住者及びその団体の行う事業に資金を貸し付けるほか、必要あるときは移住者を受け入れる現地事業に投融資し、さらに場合によっては移住者を受け入れる現地事業を経営できるようにして、移住者受け入れの現地側の基盤を積極的に拡大培養せんとするものであります。かような見地から、移住振興業務を行うため、特別法に基づく株式会社を組織しようとするので、この法案が作成された次第であります。

この法案は特殊な会社組織と重大な国家的意義を有する移民事業とを規制せんとするものでありますから、この際簡単にその内容を説明しておきたいと思ひます。

まず第一に、この法案に規定されました会社の業務の範囲は、前に述べました移住者のためにする資金の貸付、投融資、事業経営のほかは渡航費の貸付をいたすことになっておりますが、これは外務大臣の指定する団体に委託できることになっております。

第二に、資本関係につきましては、政府の出資額は予算の範囲内となっており、三十年度においては政府は一億円出資することを規定してあるのであります。

第三に、役員に関しては、取締役四名以内、監査役二名以内とする規定になっております。

第四に、社債発行額の限度は、資本及び準備金総額または総財産額、いずれか少ない額の五倍以内と規定してあります。

第五に、政府は、会社の外債償還を確保するために、会社振り出しの外貨手形をその満期前一日までに政府が相手方外国銀行から買い取る旨の契約をなすことができ、また会社の利息債務を政府が保証する規定となっております。

第六に、監督関係の規定において外務大臣が会社を監督することになっておりますが、社債募集、定款の作成変更、毎営業年度の事業計画、一年以上の資金借入れ、重要財産の処分等については、外務大臣は大蔵大臣と協議して認可することになっております。

最後に、本会社は、一般的に本法律案に規定する場合のほか、もとより株式会社として商法その他の民事法の適用を受けるわけであり、社債の業務の公共性にかんがみ、会社に対する政府の監督は業務にまで及び、また役員その他の職員の不正行為に対しては

重く罰する規定となっております。

以上は本会社の内容の概略であります。

次に、政府と外務委員との間に活発な質疑応答が行われました。

また、参考人、日本海外協会連合会副会長上塚司君、鳥取県海外協会事務局長大久保毅一君を招致し、意見を聴取したのであります。その詳細については委員会議事録によって御了承を願います。

ここにおもなる質疑応答をあげますれば、次の通りであります。

まず、委員から、この会社の総資本額及び経理について質疑があり、これに対して、政府側は、この会社に対する政府出資は本年度において一億円でありまして、民間資本を大体五千万円を想定し、総資本額一億五千万円をもって会社は設立せられるはずであります。この金額は国内において諸経費に充てることになるはずで、三銀行から借り受ける外貨一千五百万ドルは外国において移民に関連する事業並びに移民自体に貸付使用される構想であるとの答弁でありました。

委員から、渡航費の貸付は大体政府の事業であり、かつこれが回収もなかなか困難である、この会社は採算を基礎とする株式会社であるので、これを会社の業務の一つとするのは不適當であるので、他の機関にまかすべきではないかとの質問があり、これに対し、政府側は、現在渡航費の貸付は海外協会連合会がこれを行なってくるのであります。国家資金の回収を必要とする面から考慮して、この会社の業務とすることが妥當であるとの意見がありまして、かように定められた次第であります。しかしながら、渡航費貸付の業務

だけは会社は海外協会連合会に委託することができるよう規定されたわけであるとの答弁でありました。

また、委員から、移民の渡航費支出は戦前においては政府の補助で行われたが、これを貸し付けることは当該移民に過重な負担ではないかとの質問があり、これに対し、政府側は、当中南米への渡航費は一家族当り五十万円を要し、予算の関係上政府の全額負担とすることは困難であるので、据置期間付長期貸付の形式をとっており、かつ、これが回収に当たっても、移民個々の事情を十分考慮し、貸付期間をさらに延長することができるよう措置するつもりであるとの答弁でありました。

また、委員から、本法案に関連して外務、大蔵、農林、通産、労働の各省間に意見の相違があつて、移民政策の一本化に支障を来たしたようなうわさがあるが、その真相いかんとの質問があり、これに対し、政府は、各省の所管事務からそれぞれの主張があつて、十分論議を尽くしたが、結局海外移住に関する事務調整についての閣議決定その他各省次官間の了解事項等の作成によって調整せられ、そのうち重要なものはこの法案中に織り込まれるに至つたのであるとの答弁でありました。

質疑終了に続いて、大橋委員から、各派共同提案として、日本海外移住振興株式会社法案に関する附帯決議の動議が提出されました。

すなわち

本会社設立の上は、政府は左の事項につき充分留意せられた

りであります。

- い。
- (一) 政府は会社の指導に当り、会社の活動が移民受入国の利益及び需要に合致し誤解を招かないよう万全の配慮を加うること。
 - (二) 外務省は円滑なる運営のため、つねに関係各省と連絡を密にし、ことに事業計画及び資金計画に関する認可を与えるときは農林、通産、労働その他の関係各省に事前に諒解を求めると。
 - (三) 本会社の配当は、如何なる場合に於ても一割を超えないこと。

以上の通りでありました。

最後に、討論に入り、日本民主党大橋忠一君、自由党北澤直吉君、日本社会党左派穂積七郎君及び日本社会党右派戸叶里子君から、それぞれの党を代表し、本案及び附帯決議案に対し賛成の意見を表明されました。

採決の結果、本法案は附帯決議を付して全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告(七月二十九日)

○石黒忠篤君 たいま議題となりました日本海外移住振興株式会社法案について、外務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

まず本法案の提案理由及び内容の概要を申し上げますと、次の通

戦後中南米諸国への移民の数は年々増加をいたしており、かつ受け入れ国側の対日感情も好転をいたしておりますので、政府は予算の許す範囲内で、財政出資をもといたしまして、これに民間資本を加えて、本件海外移住振興株式会社を設立することといたしました。初年度資本といたしましては、政府資金一億円、民間資金五千万円を予定をいたし、これに目下米國三銀行と交渉中のいわゆる移民借款一千五百万ドルを事業資金として加えまして、ここに発足せんとするものであります。そのために必要な本法案を作成して国会に提出するに至つた次第でございます。

この会社の目的は、海外移住事業の振興にあるのでございますが、その行う業務は、移住者に渡航費を貸し付けること、移住者が外国で行う農業その他の事業に対しまして資金を貸し付けること。また必要あるときは移住者受入促進事業に投資せんとするものであります。

委員会は、農林水産委員会との連合審査会をも合せまして五回にわたつて本案の審議を慎重に行いました。委員会においては、会社の業務が公共性と営利性とを含んでおつて、いずれに重点がおかれるか判明しないという点、渡航費の貸付と回収との問題、会社運営の根幹たるべき業務方法、事業計画等の具体案がいかなるものであるかという点、移民業務に関する農林省等と外務省との連絡調整の問題、移民借款の交渉の経緯及びその条件、本会社と既存の海外協会連合会との関係等について、熱心かつ適切な質疑が行

われたのでありますが、詳細は時間の都合上、会議録によって御承知を願います。

委員会は、七月二十七日質疑を了しまして、討論に入りましたところ、曾根委員より、希望条件を付して本案に賛成する旨の陳述があり、その条件は、「委員会の審議の過程において多数委員が表明せられた意見にも合致するものと信ぜられ、かつ、先に農林水産委員長よりの申し入れがあった希望条件をも考慮に入れたものであるから、本法案に関する付帯決議として取り扱ってもらいたい」という陳述があったのであります。そうして付帯決議案を読み上げられました。その付帯決議は、
本法案について政府は左記諸点を慎重注意の上実施すべきである。

一、移民の受け入れ及び定着を個人のコンセッションのみにゆだねることなく、機をみてすみやかに関係国との間に移民協定を締結する等、移民の保護と外交の円滑化に遺憾なきを期すること。

二、我が国移民事業の特質並びに現状にかんがみ、本会社はその主目的が多数農業移民の送出国と、その定着のための営農資金の貸付とにあることに十分留意として経営すること。

三、本会社の業務の運営に対する指揮、監督については、当面農業移民が最も重要な割合を占めることに顧み、外務省は特に農林省と十分連絡を行うこと。

四、移民の募集、送出国の世話、その他移民問題に関する国内啓

発等は公共性濃き事業なるにかんがみ、これを民間法人に委託する場合には法令による監督制度を明確にするはもちろん、その構成、運営等についても十分指揮監督を行い、改善の実をあげることに。

右決議する。

こういふのであります。引き続き、羽生、梶原、鹿島の各委員より、それぞれ原案並びに付帯決議案に賛成の意見が述べられたのであります。次いで採決に入りましたところ、全会一致をもって原案を、次いで付帯決議案も可決せられました。

右、御報告を申し上げます。

◎輸出入取引法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、六法一四〇)

一、提案理由(六月十六日)

○島村政府委員 輸出入取引法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

輸出入取引法は、昭和二十七年八月に制定されまして以来、今回が第二回目の改正になるわけでありまして、現行の輸出入取引法の沿革をたずねますと、最初は輸出入取引法として、不公正な輸出入取引を防止するとともに、一定の範囲において輸出入業者の協定の締結及び輸出入組合の設立を認めることにより、輸出入取引の秩序の確立をはかることを目的として昭和二十七年八月に制定され、次いで翌昭和二十八年八月に至り、その一部を改正して、輸出入業者の協定の締結の範囲を拡大するとともに、輸出入取引についても、輸出入取引の場合に準じて、一定の要件のもとに、輸出入業者の協定の締結及び輸出入組合の設立を認め、さらにこれらの協定の実効を確保するため、いわゆるアウトサイダー規制に関する規定を設け、その題名も輸出入取引法と改めたのであります。

ところがこの改正案を施行いたしましたから今日に至るまで約二年を経過するうちに、わが国をめぐる変転きわまりない貿易取引の現実、なお一段とこの法律の規定の強化拡充を要するような事態

輸出入取引法の一部を改正する法律

を少なからず生ぜしめるに至ったのであります。すなわち、最近の輸出入貿易の現状は、お互いに無用の競争を行ういわゆる過度競争の結果、必要以上の安値輸出を行う傾向がますます強くなり、一面においてわが国輸出品の声価を失墜させると同時に、相手方の関係業界に不測の損害を与えることともなり、他面わが国としては得べかりし外貨の喪失という二重の国家的損失をこうむっているわけであり

ます。
日本の貿易業界が輸出振興に涙ぐましい血のにじむような努力を払っておられる姿には深く感謝と敬意の念を禁じ得ないのでありますが、しかしながら、最近国際貿易の流れに顧み、かかる現象が続く限りにおいては日本の貿易の今後の発展にきわめて困難の度を加えることは必至であって、貿易を中心とする経済自立計画に重大なる支障を与えるものと深く憂慮せられるものであります。従いまして、この際わが国の貿易の健全な発展をはかるのみならず、国際貿易に大いに寄与するためにも、今日のごときいたずらに無用の競争は極力避け、合理的なお互いの自主的協調によって輸出入秩序の確立をはかることは焦眉の急務であると思われるのであります。このたび提案いたしました輸出入取引法の一部を改正する法律案は、このような事態に対処し、かかる協調輸出の確保をより一層容易ならしめようとするものであります。その主要な改正点は次の通りであります。

第一に、不公正な輸出入取引をした輸出入業者に対し、その行為がわが国の輸出入業者の国際的信用を著しく害すると認められるときは、

通商産業大臣は、直ちに、貨物の輸出の停止を命じ得ることとした。

第二に、輸出業者の協定に対する制限を大幅に緩和し、特に狭義の輸取出引に関する協定につきましては、現行の認可制を廃して届出をもって足りることとし、その効果の急速なる実現を期することとしたしております。

第三に、輸出業者の協定の締結が困難であり、あるいはその協定をもってしても、なおかつ輸取出引の秩序の確立が困難である場合には、必要な最小限度におきまして、生産業者または販売業者が輸出すべき貨物の国内取引に関する事項につき、協定を締結する道を開きました。

第四に、特定の地域との輸出入の円滑な調整をはかるため、特に必要があると認められる地域、たとえば、中共とかインドネシアとの貿易についてはそうであると考えられますが、その地域との輸出入の調整を主たる目的とする輸出入組合の設立を認めることといたしました。

第五に、輸出及び輸入に関するアウトサイダー規制命令につきましては、規制の範囲を若干拡大するとともに、その機動性を高めるよう所要の改正を加えました。なお右に述べました輸出入の調整につきましても、これらに準じてアウトサイダー規制ができるようにいたしております。

これを要するに、この法律案はわが国貿易の特質と実情に即応するよう、輸出入取引法の規定を一段と整備拡充しようとするもので

ありまして、これが成立を見ますれば、必ずや公正にして秩序ある輸取出引の体制を確立し、わが国貿易の対外的信用を高め、もって外国貿易の健全なる発展に寄与することを確信しております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

二、衆議院商工委員長報告（七月十五日）

○田中角榮君 たいだいま議題となりました輸出入取引法の一部を改正する法律案外二件につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

まず、輸出入取引法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近のわが国輸出入貿易の現状は、輸出商社等においてお互いに無用の競争を行ういわゆる過度競争の結果、必要以上の安値輸出を行う傾向がますます強くなり、一面において、わが国輸出品の価値を失墜させると同時に、相手方の関係業界に不測の損害を与えることともなり、他面、わが国としては得べかりし外貨の喪失という二重の国家的損失をこうむっているわけであります。しかるに、最近、国際貿易の潮流に顧み、わが国の輸出入貿易の現象が現在のまま続く限りにおいては、貿易の今後の伸展にきわめて困難の度を加えることは必至でありまして、貿易を中心とするわが国経済自立計画に重大なる支障を与えるものと深く憂慮せられるのであります。従いま

して、この際わが国の貿易の健全な発展をはかるのみでなく、国際貿易に大いに寄与するためにも、今日のごときいたずらな無用の競争は極力避け、合理的なお互いの自主的協調によって輸出秩序の確立をはかることは焦眉の急務であるのであります。以上が本法律案の趣旨であります。

次に、本案の要点を申し上げます。第一に、不公正な輸取出引をした輸出業者に対し、その行為がわが国の輸出業者の国際的信用を著しく害すると認められるときは、通商産業大臣は直ちに貨物の輸出の停止を命じ得ることといたしました。第二に、輸出業者の協定に対する制限を大幅に緩和し、その効果の急速なる実現を期することとしたのであります。第三に、輸出業者の協定の締結が困難であり、その協定をもってしても、なおかつ輸取出引の秩序の確立が困難なる場合には、必要な最小限度におきまして、生産業者または販売業者が輸出すべき貨物の国内取引に関する事項について協定を締結する道を講じました。第四に、特定の地域との輸出入の円滑な調整をはかるため、特に必要があると認められる地域には、その地域との輸出入の調整を主たる目的とする輸出入組合の設立を認めることとしたのであります。第五に、輸出入に関するアウトサイダー規制命令につきましては、規制の範囲を若干拡大することとしたのであります。以上が本法律案の骨子であります。

本法律案は、六月十五日当委員会に付託せられ、翌十六日、政府委員より提案の趣旨説明を聴取したのであります。越えて六月二十二日質疑に入り、二十九日、七月六日、七月十三日と熱心な質疑応

答が当委員と政府委員との間に行われたのであります。なお、七月八日には参考人を招致し、本案に対し意見の開陳を求め、六月二十二日には貿易特別委員会との連合審査を行なったのであります。質疑の内容の詳細は会議録を御参照願うことといたします。

十三日質疑を終了し、十四日、民主党山手満男君、社会党を代表し帆足計君より、それぞれ修正案が提案せられました。よって、修正案につき質疑に入り、提案者と委員との質疑が行われたのであります。

修正案につき質疑終了後、討論に付しましたところ、社会党片島港君より、山手満男君の提出修正案に反対、その修正部分を除く原案にも反対する。帆足計君提出修正案には賛意を表するとの意見の開陳があり、民主党首藤新八君より、社会党提出修正案に反対、山手満男君提出修正案に賛成、並びに修正部分を除く原案に賛成の意を表されたのであります。

引き続き採決いたしましたところ、社会党帆足計君提出修正案は否決せられ、民主党山手満男君提出修正案並びに修正部分を除く原案は多数をもって可決、よって本法律案は修正議決いたされました。

なお、本法律案の議決後、民主党小笠公韶君より、本法律案の施行に当っては、公正取引委員会の意見を尊重するとともに、独禁法の精神をそこなわざるようにとの趣旨の附帯決議案が提案されましたので、本決議案を議題として採決いたしましたところ、多数をもって本法律案の附帯決議を議決した次第であります。

次に、中小企業安定法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業安定法は昭和二十七年制定せられ、その施行後の経験と、最近における日本経済がいわゆる正常化の方向に進むにつれて、中小企業のいわば慢性的不況の状態は放置することを許さなくなつてきておりますのみならず、過度の競争の結果、輸出産業の面においても国家的に多大の損失を見ているような状態であり、この法律の適用の要件につき、いわゆる不況要件を緩和するほか、輸出貿易の振興のためにも適用し得るようにして、機宜に依り、かつ弾力的に運用し得るようになしたのであります。

その主要な改正点は次の通りであります。第一は、第一条の目的及び第二条の業種指定の要件について、その法律適用の範囲を従来国内不況の場合に加えて輸出貿易の阻害せられる場合を加え、さらにこれらの場合について適用要件の緩和をはかったのであります。第二は、第二十九条のいわゆるアウトサイダー規制命令につきまして発動要件の緩和をはかりましたことと、第二十九条二項に基く命令の期間に関する規定は、第一項に基く命令と同様の取扱によることといたしました。第三は、調整組合及び同連合会の事業範囲を拡張しまして、調整活動の強化をはかったのであります。

以上が提案の趣旨並びに要点であります。

本法律案は、民主党小笠公昭君より提出せられ、六月二十一日当委員会に付託になり、六月二十八日、提出者小笠公昭君より提案の趣旨説明を聴取したのであります。本法案は七月十一日質疑を終了

いたしましたのであります。七月七日には、中小企業に関する小委員会において、本法律案に関し参考人を招き、意見の聴取を行いました。内容については会議録に譲ります。

引き続き、七月十四日自由党南好雄君より修正案が提出せられ、その提案趣旨を聴取いたし、続いて討論に付し、社会党田中武夫君より賛成意見の開陳が行われました。

次に、採決に入りましたところ、南好雄君提出修正案並びに修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、よって本法律案は修正議決いたしました。

なお、本法律案議決後、民主党首藤新八君より附帯決議案が提出せられ、その趣旨弁明が行われました。本決議案を議題として採決いたしましたところ、全会一致をもって本法律案の附帯決議と議決した次第であります。

次は、繊維製品品質表示法案について申し上げます。

化学繊維の増産によりまして、繊維全体の中において化学繊維の占める比重が増加して参つておる実情でありますことと、また新しい合成繊維等が統々と生まれてきていることは、最近の世界的繊維事情の著しい特徴をなしておるのであります。わが国におきましても、特に天然繊維に恵まれない事情もあり、最近の世界的傾向と軌を一にして、化学繊維の増産は著しいものがあるのであります。このような実情のもとにおいて、繊維の種類が増加いたしますとともに、各種の繊維の混紡あるいは交織製品が生まれ、繊維製品の種類は複雑となり、その識別がはなはだ困難になつてきております。そ

の上、各種の繊維はおのの特色を持ち、そのすぐれた特質を生かすことは、繊維製品の消費者にとって最も大切なことであります。このためには、消費者が容易に繊維製品の内容を知り得ることが必要であります。以上のように、繊維製品の識別が困難な実情にありますので、繊維製品の内容を適当な方法によって表示することが消費者の利益を保護するゆえんであります。

次に、本法律案の骨子を申し上げます。第一に、重要な繊維製品について、その品質を示す名前と、その名前の示す繊維製品の内容を明らかにしております。第二に、繊維製品の製造業者、販売業者等が、きめられた名前を使用して繊維製品を表わす場合には、必ずきめられた内容のものでなければならぬこととし、正しくない表示をなすことを禁止しております。第三に、繊維製品の表示につきましては、業界の自主的な措置のみによつては表示が励行されず、あるいは正しくない表示が横行する等、表示の秩序が混乱して消費者に不測の損害を与えるというような場合には、表示を強制し、あるいは表示者を限定する等の措置を講じたのであります。

以上が本法律案の趣旨並びに要点であります。本法律案は、六月三十日当委員会に付託せられ、翌七月一日、政府委員より提案の理由を聴取いたしました。七月十一日質疑に入り、十二日、十三日と三日間にわたり質疑応答があり、十三日質疑は終了いたしました。内容の詳細は会議録に譲りますので、御参照願います。

越えて十五日、各党を代表し社会党加藤清二君より修正案が提出

輸出入取引法の一部を改正する法律

せられ、その趣旨説明を聴取し、討論を省略し、修正案及び修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、全会一致をもって可決され、よって本法律案は修正議決いたしました。

本法律案議決後、自由党江崎真澄君より附帯決議案が提案せられましたので、本決議案を議題として採決いたしましたところ、全会一致をもって本法律案の附帯決議と議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(七月二十九日)

○吉野信次君 たいだいま議題となつております法律改正案の趣旨は、最近輸出商社間の競争が非常に激しくて、必要以上に打ち崩し競争をやるものでありますから、せつかく外国に輸出しまして得べかりして外貨を失うのみならず、輸出先の商人にも不測の損害を与えることにもなりますので、この際、業者間の自主的協調によつて、輸出の秩序を立てようというのが大体の趣旨でございます。

この改正点のおもなる点を申し上げますと、第一に、不公正な輸出入取引をした輸出業者に対し、通産大臣は、従来の戒告にかえて貨物の輸出の停止を命ずることができるようにした点、第二は、輸出業者の輸出入取引に関する協定についての制限を大幅に緩和し、現行の認可制を廃して届出をもつて足りることとした点、第三、生産業者または販売業者が輸出すべき貨物の国内取引に関する事項につきましても、通商大臣の認可を受けて協定を締結することができるようにいたしました点、第四、特定地域との輸出入の円滑な調整を

はかるため、通産大臣の認可を受けまして輸出入組合の設立ができるようにいたしました点、第五、輸出及び輸入に関するアウトサイダー規制命令につきましては、規制の範囲を若干拡大するとともに、その機動性を高めるよう所要の改正を加え、なお輸出入の調整につきましても、これらに準じてアウトサイダー規制ができるようにした点でございます。

この改正案に対しましては、衆議院において修正が施されております。衆議院の修正の点を要約いたしますと、第一点、輸出業者が国内取引について協定を締結する場合、政府原案よりもその条件を著しく緩和したる点、第二点は、生産業者または販売業者が協定を締結することができる場合を拡大して、政府原案では相当ごまかい条件をつけておりましたのを、全部これを撤廃して、必要がある場合は輸向け貨物について直ちに協定の認可を申請することができるようにいたしました点、第三点は、前述の二つの場合において認可の申請があった場合には、行政庁は二十日以内に処分しなければならぬものとし、その期間を経過したときは認可があったものとみなす規定を設けまして、すみやかに行政処分を行うように二十日という期限を付した点、第四点は、輸出に関する命令を制定する条件が協定の順序をつけて制限してあったものを大幅にはずした点、第五点は、政府原案によりますと、協定の認可に際して、行政庁は公正取引委員会の同意を必要といたしましたものを、公正取引委員会に協議すれば足りるものとした点、その他、輸出組合におきまして組合員の守るべき規約を定めることにつきましても、輸出業者の

協定と同様に運用できるというように修正をいたしましたのであります。

委員会におきましては、参考人の意見などを聴取し、いろいろ熱心に質疑が行われたのであります。その詳細は会議録を御参照願うことといたしまして、そのうちのおもなるもの二、三を御披露申し上げますと、「本改正案によると独禁法は骨抜きとなって、認可に当っては通産大臣は公正取引委員会に協議すれば足りることになっているが、公正取引委員会としてはその使命を十分に果たすことができるか、」こういう質問に対しまして、公正取引委員長からは、「要は、通産大臣の認可に当って、公正取引委員会の意向が十分に尊重されればよろしいので、そのことは通産大臣も了解しておられるし、また、たとえ認可になりましても、その協定が不正取引の条件に触れるようになると、独占禁止法を適用し得るようになっておりますから、法の運用上は差しつかえない」と、こういう趣旨の答弁がありました。また通産大臣からも、「公正取引委員会の意見は、同意の場合と同様に、協議であっても尊重する」という答弁がございました。輸出入組合と日中貿易に関する点、「輸出入の均衡をとるための輸出入組合による調整は拡大均衡にならずに、かえって縮小均衡になるおそれはないか」という質問がございました。これに対して政府側から、「対中共貿易のような場合は、現在バーター方式による均衡をねらっておるのであるが、これを総合的に調整して、できるだけ拡大均衡の方向に持って行く必要がある、その意味ではココムによる制限の緩和につきましても今後熱心に要

請し、運用としては縮小均衡に陥ることがないように努力する」という趣旨の答弁がございました。また、「生産業者の協定が容易に認められることは、関係事業者特に中小企業者に対し悪影響を及ぼすのではないか」との質問に対し、「輸出における過度競争が、少なれば中小企業者もかえって利益する場合があります、関係事業者に不利益を与えることのないよう運用して行くつもりである」との答弁がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、三輪委員から、「修正案を提出し、修正部分を除く原案に賛成する」と前提し、「輸出振興の必要は認めるが、ただし政府原案においても独禁法に穴をあけるものであり、衆議院の修正はさらにこれをはなはだしくするものであって、カルテルは強化され、ますます中小企業者並びに消費者の利益を圧迫するものである。輸出入組合による輸出入の調整を対中共貿易に適用することは、既存の日中貿易業者の利益を圧迫することでもあり、縮小均衡となるおそれがある。従って修正の必要がある」との趣旨の意見が述べられ、大要次のごとき修正案を提出されました。

- 一、輸出業者の国内取引に関する協定の認可条件及び生産業者または販売業者の協定の条件を政府原案にもどす。
- 二、協定締結の認可申請から処分まで二十日の期限を付したものを削除する。
- 三、認可に際して行政庁が公正取引委員会に協議すれば足りるものとなっているのを、政府原案に戻して同意に改める。

輸出入取引法の一部を改正する法律

四、輸出入組合設立は特定地域との貿易について政府間の取りきめが実施されている場合に限定する。

五、アウト・サイダー規制命令制定に際し、中小企業者に意見を述べる機会を与へなければならぬこととする。

この趣旨の趣旨でございました。

また小松委員から、右修正案並びに修正部分を除く原案に賛成の意見が述べられ、次いで古池委員から次のごとき趣旨の修正案が提出され、修正部分を除く原案に賛成する旨の意見が述べられました。その修正案の趣旨は、

一、届出または認可の条件の中に、特に関係中小企業の利益を不当に害さないことの規定を入れる。

二、通産大臣が認可申請を処分する二十日の期間中に申請者に報告を求めている期間は入れないこととする。

三、その他関係条文の整理でございます。

最後に加藤委員からは、古池委員の修正案並びに修正部分を除く原案に賛成する旨の発言があり、加えて「政府原案は微温的であり、かつ貿易の実体に遊離しており、いまだ不満であったが、衆議院送付案の方が一歩前進している」旨の発言が述べられました。

かくて討論を終り、採決に入りましたところ、まず三輪委員提出の修正案は、賛成者少数をもって否決され、古池委員提出の修正案並びに同修正部分を除く原案は、多数をもって可決すべきものと決定し、かくて本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

輸出入取引法の一部を改正する法律

なお討論の際、本法案に關しまして古池委員より、

一、通商産業大臣は、本法の実施に當つて公正取引委員會の意見を尊重し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律」の精神を害せざるよう留意すること。

一、政府は本法による認可等の処分をなすに當つては、消費者並びに關係事業者特に中小企業者の利益を害せざるよう充分なる配慮を加へること。

一、政府は輸出入組合の設立並びに運営については充分に關係業界の意見を聴き、指導上万全の措置を講ずるとともに、特定地域との輸出入不均衡の原因が、わが国産業にとって重要な原料ないし国民生活上重要な貨物の輸入に係る場合においては、第二十三条第一項第一号の適用に關し充分なる配慮を加へること。という付帯決議案が提出されましたが、これまた多数をもって本法律案についての本委員會の付帯決議とすることに決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

◎愛知用水公団法 (昭三〇、八、六法一四一)

一、提案理由(六月二十九日)

○吉川政府委員 たいいま上程されました愛知用水公団法案の提案理由を御説明申し上げます。

あらためて申し上げるまでもなく、国土を総合的に開発し、その利用の高度化をはかり、食糧の増産と農業経営の安定をはかることは、現在わが国におきまして最も緊要な事柄であります。

農林省は、このような観点に立つて、農地の改良、開発を総合的かつ効率的に行う計画を検討いたして参りました結果、今回愛知用水事業を取り上げることとした次第であります。

愛知用水事業は、名古屋市東方に位する平野及びこれに接続する知多半島の一帯が氣候、産業立地条件に恵まれてはいるにもかかわらず、雨量少く、灌漑用水はもちろん、飲料用水、工業用水等の不足が農業その他の産業の発展を阻害する要因となっている現状にかんがみまして、木曾川水系の水を高度に利用し、これら地域の総合的開発をはかるうとするものであります。その計画の概要といたしましては、木曾川支流王滝川にダムを新設し、ここに貯溜された水を岐阜県兼山から取水し、新設水路を通じて知多半島に導水し、用水不足に悩む水田の補水を行うとともに新たな農地の開発を行い、畑地灌漑をも大規模に実施しようとするものであります。またそれにあわせて地域内市町村の飲料用水、工業用水を供給するとともに、貯

水池の下に新たに設置される発電所や下流の既存十数個所の発電所の発電にも利用せようとするものであります。

このような事業によりまして、水田に補水されるもの約一万六千五百町歩、二毛作可能となるもの約六千八百町歩、新たに開田されるもの約三百町歩、新たに開畑されるもの約二千九百町歩、畑地灌漑されるもの約一万六千三百町歩に及び、その結果米麦約二十七万一千石の増産が達成されるのみならず、年間約九千七百万キロワット・アワーの電力が発生し、また約三十一万四千人に対する飲料水の供給が可能となるのであります。

本事業は、かかるきわめて大規模な事業でありますので、事業を合理的に行うためには、短時日の間に急速に工事を行う必要があり、このためこの事業の資金といたしましては、国家資金のほか、特に国際復興開発銀行からの融資及び余剰農産物見返り円資金をもってこれに充てることにいたしまして、従来の土地改良事業の施行の方式とは異なった新たな構想をもちまして、愛知用水公団を設立してこれに事業を効率的に行わせることといたした次第であります。以上が愛知用水公団法案を提出いたしましたゆえんであります。

以下法案の内容について簡単に御説明申し上げます。

この法案は、愛知用水事業を施行する団体として設立される愛知用水公団の組織、業務等について定めますとともに、これに必要な監督の規定を設けたのであります。

その第一は、この愛知用水公団には、公社に準ずる性格を付与することといたしまして、その役員を選任や欠格条項に關する規定を

設けずとも、公団に對しましては、所得税、法人税等の諸税を課さないこととしたのであります。

第二に、公団の業務は、前述の事業を施行いたすことであり、この施行に當りましては、農林大臣が関係大臣の同意を得て定めます事業基本計画に基いて関係県知事と協議して定める事業実施計画または施設管理規程により実施すること等、総合開発の見地から遺憾のない措置を講じますとともに、その費用につきまして、おのおの現行の土地改良事業に準じ、受益者及び県から地元負担金を徴収することにいたしております。

第三に、公団の財務及び会計につきまして、その収支予算及び資金計画につきましては、農林大臣が認可することとしたし、さらに借入金金の借入、余裕金の運用、財産の処分につきましても一定の制限を付する等、その経理に公正を期しますとともに、その事業に必要な経費に充てるための政府の補助金及び国際復興開発銀行からの外貨資金の借入に伴う政府の保証等の規定等を設けたのであります。

第四に、監督の点であります。事業の実施につきまして、公団の自主的運営を尊重いたします反面、その事業の重要性にかんがみ、役員、業務及び会計の全部面にわたりまして、農林大臣が厳正なる監督を行うほか、その業務の内容によりましては、農林大臣が関係大臣とともに監督を行うこととしたしまして、その適正なる運営を確保することにいたしましたのであります。

以上が同法案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたす次第であります。

二、衆議院農林水産委員長報告(七月二十八日)

○綱島正興君 たいま議題となりました、内閣提出、愛知用水公団法案、農地開発機械公団法案及び自作農維持創設資金融通法案につきまして、農林水産委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

まず、愛知用水公団法案について申し上げます。

愛知用水事業は、雨量少く各種用水の不足な名古屋市東方の平野及び知多半島一帯の開発のため、木曾川水系を高度に利用しようとするものであります。その概要は、木曾川支流王滝川にダムを新設いたし、ここに貯留された水を岐阜県兼山から取水し、新設水路を通じて知多半島に導水して、灌漑用水、飲料用水、工業用水の供給を行うとともに、新設及び既設の発電所にも利用させようというものであります。その結果は、米麦約二十七万石余の増産と、年間九千七百万キロワット・アワーの電力、また三十万人余の飲料水の供給が可能となるのであります。かかる大規模な事業でありますので、事業資金としては、国家資金のほか、国際復興開発銀行からの融資及び余剰農産物見返り資金を充てることにも、愛知用水公団を設立いたしまして、農林大臣及び関係大臣の監督のもとに効率的な事業を行わせますため、本案が提出されたのであります。

本案は、去る六月二十一日付託、同二十九日吉川農林政務次官より提案理由の説明があり、その後数回委員会において審査を行なつた後、七月二十二日より四日間にわたりまして委員長初め各党の委

員を現地に派遣して調査を続け、帰京後直ちに、二十六、七、八の三日間を費して、農林大臣及び関係大臣、政府当局に對して熱心な質疑を行い、また商工委員会との連合審査を行い、審議に慎重を期することとしたのであります。

二十八日に至りまして質疑が終了いたしましたので、討論を省略して採決を行いましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、その際各党共同提案の附帯決議案を付したのであります。が、この際この附帯決議の案文の朗読は省略いたしますけれども、これは会議録に登載したいと存じておる次第であります。

〔参照〕

愛知用水公団法案に対する附帯決議

一、本案は、世界銀行よりの借款及び余剰農産物見返り資金という不確定財源を主要財源とするのみならず、工事完成までに六ヶ年以上を要し、且つ、明年度以降の所要円資金も巨額にのぼるのであるから、本事業を計画通り進捗せしめるためには他の一般土地改良事業に重大な悪影響をもたらすおそれなしとしない。よって、政府は、わが国全体の食糧増産事業の重要性に徴し、これが所要資金の確保につき毫も支障なきよう万全を期すること。特に小規模土地改良事業の促進を図ること。

二、従来の電源開発が金銭補償に重点を置き、水没農家の厚生対策に欠けることがあったが、愛知用水計画については牧尾橋ダム建設のため水没する農家等に対し物心両面より完全なる補

償措置を講ずるとともに残存地域の住民及び被害を受ける地方公共団体その他の団体に對しても本事業の実施前よりさらに安定した民生福利を保障しうるよう各般の助成措置を講ずることとし、個々の具体的事項について地元公共団体に予め完全なる了解を求めるよう努めること。

三、国有林運輸施設の被害については、速やかに付替工事を完成し運材機能の保持及び労務者の完全雇傭に万全を期すること。

四、木曾川下流における既得水利権が愛知用水事業のため悪影響を受けることのないよう十分なる対策を講ずるとともに木曾川の河床低下にもとづく既存用水の改修工事については別枠財源を拡大確保すること。

五、ダム、幹線水路の共同部分の費用の振分については発電及び水道の事業主体の受益度を再検討し農業が過重の負担を受けることとならないように措置すること。

六、愛知用水受益地区内の農民が本事業完成後公団に納付すべき負担金は他の国営地区の例に比し著しく負担過重と認められるので、政府は、徒らに従前の規程にとらわれず、農民の實際負担能力を勘案の上、適正なる償還額を決定すること。

七、牧尾橋ダムの集水区域内の治山治水については本事業の目的完遂に重大関連を有するから、国及び関係者は之が実施に万全を期すること。

八、愛知用水公団の機構は極力簡素なるものとし、運営及び施設

物件の管理につき公正を期すること。

九、本事業は公団、県、市町村、土地改良区等関係機関がそれぞれ事業主体となつて事業を実施するから、総合統一された運営を期するため、これら関係機関の協議機構を設置すること。
十、外国技術者の雇傭については、これに委託する調査及び設計を必要最少限度に止め、極力経費の節約に努めるとともに国内技術者を本事業のため過度に集中して他地区の事業に支障をきたすことのないよう敵に注意し、あわせて機械器具類については、つとめて国産品を優先購入すること。

次に、農地開発機械公団法案について御報告いたします。

農地の造成及び改良の事業は、特にその規模の大でありますものは、高効率な機械に依存しなければ急速かつ合理的な施行が望み得ないことは御承知のごとくでありまして、このため、優秀な機械を

購入管理し、また開発事業を行う農地開発機械公団を設立しようとして、本案が政府より提出せられたのであります。

公団は、愛知用水公団と同じく、農林大臣等の監督を受けるものでありまして、その業務は、農地の造成及び改良の事業を行う者に機械を貸し付け、またはこれらの者から委託を受けて事業を行うこととなつており、さしあたりは北海道の根釧原野の床丹地区及び青森県の上北地区の開発事業並びに北海道の篠津地区の灌漑排水事業を行う計画と相なつております。なお、機械の購入に当つては、国際復興開発銀行から融資を受け、また余剰農産物見返資金融通特別会計からの借入金をもつて政府の委託による工事の費用に充てるこ

とができることとなつております。

以上が本案の内容でありまして、本案は去る七月八日付託となり、同十五日吉川農林政務次官より提案理由の説明がございました。その後は愛知用水公団法案と並行して審査を続け、二十八日に至り質疑を終了いたしましたので、討論を省略して採決の結果、これまた全会一致をもって本案は可決すべきものと決し、なお、各党共同提案の附帯決議案を附したのであります。なお、決議案はこの際省略いたしますが、これまた会議録に登載したいと存じております。

〔参照〕

農地開発機械公団法案に対する附帯決議

一、本案は、世界銀行よりの借款及び余剰農産物見返円資金という不確定財源を主要財源とするのみならず、且つ、明年度以降の所要円資金も相当額にのぼるのであるから、本事業を計画通り進捗せしめるためには他の一般土地改良事業に重大な悪影響をもたらすおそれなしとしない。よつて、政府は、わが国全体の食糧増産事業の重要性に徴し、これが所要資金の確保につき毫も支障なきよう万全を期すること。特に小規模土地改良事業の促進を図ること。

二、受益地区内の農民が本事業完成後公団に納付すべき負担金は他の国営地区の例に比し著しく負担過重と認められるので、政府は、徒らに従前の基準にとらわれず、農民の実際負担能力を勘案の上、適正なる償還額を決定すること。

三、農地開発機械公団機構は極力簡素なるものとし、運営及び施設物件の管理につき公正を期すること。

四、本事業は、公団、開発局、道又は県、市町村、土地改良区等関係機関がそれぞれ事業主体となつて事業を実施するから総合統一された運営を期するため、これら関係機関の協議機構を設置すること。

五、外国技術者の雇傭については、これに委託する調査及び設計を必要最少限度に止め、極力経費の節約に努めるとともに国内技術者を本事業のため過度に集中して他地区の事業に支障をきたすことのないよう敵に注意し、あわせて機械器具類については、つとめて国産品を優先購入すること。

六、機械開墾については入植農家の営農安定が最終目的であるから、単に未墾地の開墾をもつて終ることなく入植農家の経営安定のため営農計画の確立、所要経営資金の確保等に関し万全の措置を講ずること。

次に、自作農維持創設資金融通法案について申し上げます。

近年、農村における資金難から、自然災害はもちろん、疾病その他の個人的災害、あるいは相統等による臨時支出をまかなうために、農地または採草放牧地等を売却するのやむなきに至る自作農が逐年増加いたしてあり、特に経済的に弱い農家は転落の危険にさらされております。従つて、この際新たに農業経営の安定、農家の転落の防止のための措置をいたしまして、農地を抵当として農林漁業金融公庫がその取得、維持または細分化防止のために必要

な資金を貸し付けることにより農家の経営の安定をはかる目的をもつて、本案が提出されたのであります。

本案は、去る五月二十日付託となり、六月十四日吉川農林政務次官より提案理由の説明があり、その後数回の審査を行いました。特に七月二十六日には専門学識者を参考人として招き、その意見を聴取しました。

七月二十八日質疑を終了しましたが、日本社会党より、抵当権の強制的設定規定を削除し、貸付金の返還を確保する方法については公庫の業務方法書で定めるものとすること、利率五分五厘を五分とし、償還期間十五年を、据置三年を含んで償還期間二十年とすること、以上二点を主たる内容とする修正案の提出がございました。

右の修正案及び原案を議題として討論に付しましたところ、労働党久保田委員より反対意見が述べられ、社会党の淡谷委員より賛成意見が述べられ、次いで採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案は多数をもって可決され、よつて本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、詳細は、この三法案に関するものとごとく、会議録を御参照願ひたいと思ひます。

以上、報告を終わります。

三、参議院農林水産委員長報告(七月三十日)

○江田三郎君 ただいま議題になりました農林水産関係の四つの法案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告い

たします。

最初公団関係両法案についてまとめて申し上げたいと存じます。まず愛知用水公団法案についてであります。本法律案の提案の理由については、その説明の冒頭において大要次のように述べられております。すなわち「国土を総合的に開発し、その利用の高度化をはかり、食糧増産上、農業経営の安定をはかることは、現在わが国において最も緊要な事柄であつて、かような観点に立つて農林省は農地の改良及び開発を総合的かつ効率的に行う計画を検討し、その結果愛知用水事業を取り上げることとした。愛知用水事業は、名古屋市東方に位する平野及びこれに接続する知多半島一帯に木曾川水系の水を高度に利用し、これら地域の総合的开发をはかるうとするものであつて、木曾川支流王滝川にダムを新設し、ここに貯溜された水を岐阜県兼山から取水して、新設水路を通して知多半島に導き、用水不足水田の補水、農地の開発及び畑地灌漑を行い、あわせて地域内市町村の飲料用水及び工業用水を供給するとともに、貯水池の下に新たに設置される発電所や下流の既存の発電所の発電にも利用しようとするものであつて、この事業によつて補水される水田約一万六千五百町歩、二毛作の可能となるもの約六千八百町歩、開田約三百町歩、開畑約二千九百町歩、畑地灌漑約一万六千三百町歩に及び、その結果米麦約二十七万一千石が増産され、年間約九千七百万キロワット・アワーの電力が発生し、約三十一万四千人に対して飲料水を供給することができることとなる」というのであります。しかして本事業の資金といたしましては、国家資金のほか、国際

復興開発銀行からの融資及び米国余剰農産物見返り円資金をもってこれに充てることとし、所要資金総額は、公団事務費を含みて、昭和三十年から三十五年まで六十年間に三百二十一億二千八百万円でありまして、そのうち三十六億円は国際復興銀行融資に期待し、その融資は、輸入を必要とする建設機械及び開墾機械の資金とし、残り二百八十五億二千八百万円の円資金は、米国余剰農産物見返り円資金その他に待つこととして、従来の土地改良事業の施行の方式とは異なつた構想のもとに愛知用水公団を設立して、これに事業を効率的に行わしめることにしようとするものであります。

しかして本法律案は、愛知用水事業を施行する機関として愛知用水公団を設けることとし、その公団の組織及び業務並びに必要な監督の規定を設けたものでありまして、その大要は次のようであります。

すなわち第一は、公団の性格及び役員等についてでありまして、公団は法人とし、公社に準ずる性格を与え、主たる事務所を名古屋市内に置き、役員は総裁及び副総裁を各一人、理事五人以内、監事二人以内とし、総裁及び監事は農林大臣が任命し、副総裁及び理事は、総裁が農林大臣の認可を受けて任命し、これら役員任期は五年とし、しかし再任は妨げないことになっております。

第二は、公団の業務についてであります。公団はその設立の目的に従つて前に述べましたような事業を行うのであります。公団が事業を行うに当りましては、農林大臣が関係大臣並びに自治庁長官及び経済企画庁長官の同意を得て定めて指示するところの事業基本

計画に基づき、関係知事と協議して定めた事業実施計画、または施設管理規程によつて実施しなければならないこととし、その費用としては、大体現行の土地改良事業に準じ公団が受益者及び関係県から賦課金あるいは負担金として賦課徴収することになっております。

第三は、公団の財務及び会計についてでありまして、その収支予算及び資金計画は毎年度農林大臣の認可を受けなければならないこととし、借入金の借入れ、余裕金の運用、財産処分等について一定の制限を加え、また事業費に対する国の補助及び国際復興開発銀行からの資金の借入れに対する政府の保証等についても規定が設けられております。

第四は、公団に対する監督についてでありまして、その役員、業務及び会計等の全面にわたつて農林大臣が監督を行い、業務の内容によりましては、農林大臣が関係大臣とともに監督することになっております。

第五は、公団の役職員の普通恩給の特例についてでありまして、国家公務員及び地方公務員を通じ、公団の在職年限の加算について特例が設けられております。

第六は、公団の税法上の特例についてでありまして、公団に対しては所得税、法人税及び固定資産税等の諸税を課さないことになっております。

以上が、本法律案の内容の概要であります。

委員会におきましては、まず農林当局から提案の理由及び法律案の内容等について説明を聞き、質疑に先立って、本法案によつて施

行されることになってくる事業の実態を確かめるため、特に議長の承認を受けて委員を派遣して、愛知用水事業地帯の現地調査を行つたのでありまして、その調査の結果について大要次のように報告せられたのであります。

すなわち「七月二十三日、朝六時十一分名古屋に到着、現地の概要を聞き、直ちに受益地である知多半島に向い、横須賀町を経て東浦町に至り、知多半島脊梁地帯の幹線予定地及び本用水の完成によつて開墾される地帯を視察、さらに用水幹線予定地を北上して三好村に至り、用水不足による一毛作田地帯の実情を視察した。この地帯では全水田の一五％しか二毛作ができない現状にあるが、用水が完成すれば九五％は二毛作田となり、反当二千円の地元負担がかかるとしても、麦三俵六千円の収入増は確実であるから、ぜひ実現してもらいたいと熱心な要望があり、次いで華母の開拓村を経て本原の開拓地を視察、高蔵寺町、小牧市、犬山市を経て中仙道に入り、今渡発電所を経て兼山ダムの用水取入口の現地を視察、愛知用水のダム方式であるロックフェール・ダムとして最初に竣工した可児川水系久々利村丸山防災ダムを視察、多治見・瑞浪を経て中津川に至り、第一日の日程を終り、第二日は、中央線を木曾福島につき、用水のダム予定地である長野県西筑摩郡の牧尾橋地点及び水没予定の王滝村の中心部まで車を進めて現地を視察したが、長野県では全面的にダム建設に反対の機運にあり、水没地にもダム反対の看板を掲げており、木曾福島で県議会、地方事務所、町村長、林野庁等の反対陳情を聞き、その日に帰京した」と報告されております。

続いて質疑に入りましたが、その当初において、本法律案並びに別途提案されている農地開発機械公団法案によって提示されているこの種の事業の性格、その他、これら法律案に関連する基本的な問題について究明するため、農林大臣、大蔵大臣、経済企画庁長官の出席を求めて、これら両事業は国内における食糧増産のため、他の土地改良事業あるいは干拓事業に比べて最も効率的なものと認められた結果によるものか、あるいは特別に根拠はなくて決定したものであるか。事業資金について世界銀行の融資は少く、米国余剰農産物の今後における受け入れは、いまだきまらず、国の財政には余裕がない状態においてこれらの事業を施行することは、その結果が一般的な土地改良事業等にしわ寄せられることが気ずかわれるが、かような心配はないか。かような心配がないということをかかして保証するか。米年度経済企画庁において予定されている食糧増産事業費六百八十億円については財務当局も承認したはずであるが、その中には今回の両公団法案による事業の分も含まれているか。米国余剰農産物の受け入れは、国内食糧増産上弊害があるので、重ねて交渉することは避くべきではないか。本事業が当局から述べられているようにきわめて有効適切なものであるならば、将米の見通しの確でない外資などを当てにしないで、なぜ国内資金で実行することにならないか。アメリカの必要からくる要請をわが国に押しつけられたのではないか。しかし本法案による措置は、今後の余剰農産物の受け入れを必然化せしめるものではないか。牧野改良並びに自給飼料の改良増産を事業計画の中に取り入れるべきではないか、本

事業による経費負担区分に関する基本的な考え方はどうか、特に工業及び農業のおおの長期にわたる利益をどのように見ているか、提供された資料によるアロケーションは決定的なものか、それとも一つの試案として例示的なものであつて、今後さらに検討して改訂する考えのものであるか、見返り資金運用による利子その他の利潤は農業関係に再投資すべきではないか、これらの工事によつて被害をこうむる地元の住民、特に水没者に対する取扱方針はどうなつているか、本事業の経済効果及び受益者たる農民の借返り能力をどう見込んでいるか、本事業にアメリカの機械や技術はどの程度導入することになつているか、そうしてそれは借款のひもつき条件であるか、この程度の事業は日本の技術でできないのか、日本技術の向上のための科学技術研究の振興についてどんな方針を持つていられるか等の問題についてただされましたところ、三大臣から大要次のような趣旨の答弁がなされたのであります。

すなわち、「わが国財政の現状では、すでに計画した食糧増産事業の実行さえも困難であつて、本事業のようにまとまつた事業を行うことは至難であるが、今回このような資金を手に入れることができただので、他の事業は国内の資金でまかない、このような大規模な事業は見返り資金等の外資によつて着手することが適當であると認められた、前内閣において話が進んでいたもので、現内閣もこれに賛成して引き継いだのである。余裕さえあれば国内資金でやるべきであつて、今後は政府部内の一一致した方針として総合経済六カ年計画の一環として、食糧玄米換算千三百万石余を増産することとし、これが

ため昭和三十一年度に愛知用水関係を含めて六百八十億円の資金が必要であるが、これについて目下関係各省で打ち合せ中であり、ぜひ実現したい、従つて愛知用水公団の事業は今後の外資導入のいかんにかかわらず、政府はぜひともこれをやりとげたい、しかも規定の事業には影響のないように努力したい、今後の米国余剰農産物の受け入れについては目下検討中であるが、今後米は断わり、とうもろこし等の飼料を入れたい、受け入れは本年よりは減るかもしれない、見返り資金の半分くらいは余剰農産物受け入れの犠牲となる農業の開発に支出したい、経費のアロケーションは一心の案であり、再検討して農家の負担を低くするように努めたい、見返り資金運用など公団經理に予定されている利潤は、今後の事業の經理の安全のために残してあるのであるが、最終的に余裕がつけば農業関係に回したい。工事による被害者に対しては、一応佐久間ダムの補償を基準としていくつもりであるが、金銭的補償をもって足れりせず、そ

の後の農業経営の確立について、ある部分は愛知用水で開発される地区に移住を勧め、水没地区にとどまる者もその後経営の安定ができるよう指導したい。アメリカの技術及び機械の利用については、世銀借款の関係上、その信頼する技術コンサルタントの審査を必要とし、ダムと主要幹線水路の設計はアメリカの技術によることになつてゐる、この種事業については、これをテスト・ケースとして日本の技術者に新しい技術を習得させ、今後の国内技術の向上をはかりたいと思ふ」云々と述べられたのであります。続いて事務当局に対していろいろな事項について詳細な説明が求められ、それらの

結果から、重ねて政府首脳に対して総合的な質疑が行われる等、きわめて慎重な審議が遂げられたのであります。これが詳細については会議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。

次に、農地開発機械公団法案についてであります。農地の造成及び改良の事業は、特にその規模が大きい場合においては、高効率の機械によらなければ、これを急速かつ合理的に行うことができないのであります。かような点にかんがみ、農地の造成及び改良の事業を効率的に行うため、ここに農地開発機械公団を設立し、国際復興開発銀行等から融資を受けて、優秀な機械を買い入れ、これを管理し、農地の造成及び改良事業を行う者に貸し付け、あるいはこれらの者から委託を受けてその事業を行うこととし、さしあたりは北海道の根釧原野にある床丹第二地区及び青森県の上北区における開墾事業、並びに北海道の篠津地区における総合灌漑排水事業についてこの公団の保有する開発機械を利用することにしようとするのが、本法律案が提出された理由であるとされております。

しかし法律案の内容の概要を申し上げますと、大体次の通りであります。

すなわち第一は、農地開発機械公団の仕組みについてであります。公団の性格、組織、役員、財務及び会計その他について形式的及び規模等には多少の相違がありますが、実質的には大体愛知用水公団法案等における愛知用水公団に似かよつた規定が設けられております。

第二は、この公団の業務についてであります。これは国、地方

公共団体その他農地の造成または改良事業を行う者に対し、かかる事業に使用する機械の貸付を行い、あるいはこれらの者の委託を受けてかかる事業の工事を行うこととし、これらの業務の実施については、あらかじめ事業の方法を定めて農林大臣の認可を受けなければならないこととなっております。

なお、政府はこの公団に対して、北海道及び青森県の区域内において行う国営土地改良事業の工事の一部の施行を委託することができることとし、公団は余剰農産物見返資金特別会計からの借入金をもって政府の委託による工事に要する費用に充てることができることとしてあります。

委員会におきましては、この法律案につきましても、さきに申し述べました愛知用水公団法案と同時に慎重な審議が行われたのでありまして、その内容につきましても会議録によって御了承を願いたいのであります。

かくして質疑を終り、両法律案を一括して討論に付しましたところ、重政委員から次のような附帯決議を付して両法律案に賛成すると述べられました。すなわち、

愛知用水公団法案に対する附帯決議
本法に關し政府は次の事項について遺憾なく措置すべきである。

一、米国余剰農産物の受入は慎重な検討を要するところであるが、真に曰むを得ず之が受入をなす場合においては、その見返円資金は少くともその二分の一以上を国内農業関係のため優先且つ

き負担金については農民の負担能力を勘案し適正なる額とすること。

八、余剰農産物資金融通特別会計及び愛知用水公団会計に余剰金を生じたときは、これを農業に優先的に且つ効率的に使用するよう考慮すること。

九、牧尾橋ダムの構築については、苟しくも遺漏のないよう万全を期し、且つその集水区域内の治山治水については国及び電力会社その他の関係者は之が実施に最善を尽すこと。

十、外国技術の受け入れについては、必要最小限度に止め、国内技術の高度活用に努め、併せて機械器具類についてはできる限り国産品を購入使用すること。

次に、農地開発機械公団法案に対する附帯決議
本法に關し政府は次の事項について遺憾なく措置すべきである。

一、本法に基づく事業の実施に当っては、既に計画され或いは予定されている国内農業開発事業及び食糧増産対策に必要な経費を削減する等、これ等事業に苟しくも支障を来たすような事態を絶対に惹き起さないこと。

二、受益区内の農民が本事業に關し公団に支払うべき金額は、農民の負担能力を勘案して、適正なる額に定めること。

三、外国技術の受け入れについては、必要最小限度に止め、極力国内技術の活用に努め、併せて機械器具類についてはできる限り国産品を購入使用すること。

重点的に支出すべきである。

二、本法に基づく事業実施に當って、既に計画し、或いは予定されている国内事業開発事業及び食糧増産対策に必要な経費を削減する等、これらの事業に苟しくも支障を来たすような事態を絶対に惹き起さないこと。

三、本法の事業による水没その他の被害者に対し、各権利者の納得を得て個人については金銭補償と併せて移住適地の供与等、農業経営の維持に關しても遺憾なく措置するとともに、長野県西筑摩郡王滝村等においてみるように、村の相当部分を水没喪失する町村については、かかる町村が今後も存続發展できるような各級の助成等特段の措置を講ずること。

四、国有林運輸施設の水没等については速やかに代替工事を完成し、運輸機能に遺憾なからしめるとともに、木曾谷地区の産業構造に変化を来たし、地元住民に不安を与えることのないよう充分に留意すること。

五、本事業によって木曾川下流における既得水利権に悪影響を及ぼすことのないよう十分なる対策を講ずるとともに、木曾川の河床低下にもとづく既存用水の改修工事についても万全を期すること。

六、ダム幹線水路の共同部分の費用の振分については発電及び水道の事業主体の受益度合を再検討し、農業の負担軽減について特段の考慮を払うこと。

七、愛知用水受益地区内の農民が本事業完成後公団に納付すべき

四、入植農家の営農の確立及び生活の安定のため資金の確保及び国の助成等に関し万全の措置を講ずること。

五、営農に當っては、穀作に偏することなく、草地を活用し、家畜の導入に努める等、総合的方式を確立すること。

次いで森委員から、「両法案によって行う事業は、わが国農業上面期的なものであるから、これが実施に遺憾なきを期するため、公団の人事に特に慎重を期されたい」との希望を付して賛成があり、東委員から「機械開墾について開拓事業を完璧ならしめるため、開墾と同時に道路、電燈、学校、病院等の文化厚生施設についても、十全を期すべきである」旨の希望を付して賛成があり、千田委員から、「付帯決議の実行に遺憾なからしめるとともに、機械開墾地帯は冬期その事業を休止するから、その間の機械の活用について善処すべきである」旨の希望を付して賛成がありました。

続いて採決に入り、両法律案とも全会一致をもって、重政委員提出にかかる付帯決議を付して原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、右の付帯決議に対して、農林大臣から「よくその趣旨を体して実施に當る」旨発言のありましたことを申し添えて報告を終わります。

続いて、北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に關する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。昭和二十九年五月及び九月の暴風雨によって、北海道において生

じた国有林野の風害木は、未曾有の数量に達したのでありまして、これが処理はおおむね昭和二十九年度以降三カ年間に整理する計画に基いて、伐採及び運搬等、その生産は比較的順調にはかどっておりますが、その消化についてははなはだ低調でありますので、これが需要を増進しその消化を促進する意図から、昨年十二月成立を見ました北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正し、その適用対象を拡大して風害木等の総合的な処理の完璧を期することしようとするのが本法律案が提出されました目的でありまして、その内容の要は次のようであります。

第一は、風害木等の売り払いを受けるものの資格を、現行法では北海道における市町村で昭和二十九年四月一日以降災害救助法の発動が行われたものにおける農林漁業用施設等の復旧の用に供するものに限定されておりますが、これを改めて、北海道のほか内地を含め、一般の災害における復旧資材並びに災害以外の特定の施設の用に供するものにまで拡大し、また買受機関として、地方公共団体並びに日本住宅公団に範囲を拡大することでありまして、
 第二は、売払代金の延納の期限についてでありまして、現行法ではその期限が昭和三十一年三月三十一日までとなつておりますが、これを昭和三十三年九月三十日まで一年六カ月延長しようとするのであります。

第三は、都府県への国の直営輸送販売材の売払代金の延納についてでありまして、風害木の国による直営輸送販売材の円滑なる処理

を促進するため、すでに契約を結び、いまだ延納期限が到来していないものについては、その契約を変更して、延納期限を三カ月以内延長することができることにしようとするものであります。
 委員会におきましては、提案者代表から提案理由の説明を聞き、続いて質疑に入り、本法案の内容及び運用等に関する諸般の事項についてただされ、慎重審議せられたのでありまして、その詳細は会議録に譲ることを御了承願いたいのであります。
 次に討論に入り、別に発言もなく、続いて採決の結果、全会一致をもって、衆議院提出案通り可決すべきものと決定した次第でございます。

最後に、昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案について申し上げます。

本年六月及び七月、東北地方及び北海道に起つた水害によって、その所有している米麦が流失、埋没または腐敗し、あるいは非常な減収のため飯用の食糧にはなはだしく事を欠く飯米不足被害農家に対して、すでに昭和二十八年六月及び七月の水害あるいは昭和二十八年及び同二十九年の冷害等の際にとられた措置にならつて、政府が所有している米、麦類及び麦製品を特別価格で売り渡し、もつてこれらの被害農家が安んじて生業に精励することができるようになしうとするのが本法律案が提出された目的でありまして、これが内容は大要次のようであります。

すなわち第一は、この法律案に基いて食糧の売り渡しを受けることができる被害農家でありまして、それは本年六月及び七月の水害

によつてその生産して所有している米や麦類を流失あるいは埋没し、もしくは腐らせまたは著しい減収のためその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものとなつており、第二は、売り渡しの方法でありまして、それは政府からその必要とする米麦を都道府県に売り渡し、都道府県は市町村を通じて被害農家に売り渡すこととし、間接的方法によることとなつており、第三は、売渡価格でありまして、それは被害農家の購入価格がおおむね生産者が政府に売り渡したときの基本価格となるようにきめてあります。

以上が本法律案の提出の理由及びその内容の概要でありまして、なお本法律案施行に要する経費としては約二百五十万円を必要とする見込みであるといわれております。

委員会におきましては、審議の結果、全会一致をもって、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。
 右、報告いたします。

◎農地開発機械公団法

(昭三〇、八、六法一四二)

一、提案理由(七月十五日)

○吉川政府委員 ただいま上程されました農地開発機械公団法案の提案理由を御説明申し上げます。

農地の造成及び改良によりまして食糧の増産と農家の経済安定をはかることが、わが国の経済の安定上緊要であることは今さら申し上げるまでもありません。

政府は、さきに愛知用水事業を実施するため愛知用水公団法案を提出して御審議を願っているわけですが、このたび農地の造成及び改良の事業の効率化に資するため、農地開発機械公団を設立し、その保有する機械の効果的な運用によつて急速に農地の造成及び改良事業を完成したいと存じ、この法案を提出いたしました次第であります。

農地の造成及び改良の事業は、特にその規模の大でありますものは、高効率な機械に依存しなければ、その施行が急速かつ合理的に行い得ないのであります。この点にかんがみ、この公団は、国際復興開発銀行等から融資を受けて優秀な機械を購入し、これを管理し、農地の造成及び改良の事業を行う者に貸し付け、またはこれらの者から委託を受けて当該事業を行うことといたしまして、その事

業の効率的な遂行に資したい所存であります。差あたりは、北海道の根釧原野にある床丹第二地区及び青森県の上北地区における開墾事業並びに北海道の篠津地区における総合灌漑排水事業について、この公団の保有する開発機械の全機能を發揮されたい所存であります。この公団の機動的活動によりまして、従来の工事の方法によつては避け得られぬ種々の困難を排除いたしまして、著しい成果を期待できるものと確信いたすのであります。

以上が本法案を提出いたしましたゆえんでありますが、以下簡単に法案の内容を御説明申し上げます。

第一に、この農地開発機械公団は、さきに提出いたしました愛知用水公団法案の愛知用水公団と同じ性格を付与いたしまして、その役員を選任や、欠格条項等その組織に関する規定を規程、公団の財務及び会計につきましても、その収支予算及び資金計画につき農林大臣が認可することとし、さらに借入金、余裕金の運用、財産の処分についても、一定の制限をいたし、その経理に公正を期する等の規定を設けたこととあります。

第二に、農地開発機械公団の業務であります。が、国、地方公共団体その他農地の造成または改良の事業を行う者に対し、機械を貸し付け、またはこれらの者の委託を受けて当該事業の工事を行うこととし、これらの業務の実施につきましても、あらかじめ業務の方法を定めて農林大臣の認可を受けることとしたのであります。

第三に、政府は、北海道及び青森県の区域内において行う国営土地改良事業の工事の一部の施行を公団に委託することができるもの

とし、公団は、余剰農産物資金融通特別会計からの借入金をもつて、政府の委託による工事に要する費用に充てることができることといたしたのであります。

以上が本法案の主要な内容であります。が、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望いたす次第であります。

二、衆議院農林水産委員長報告(七月二十八日)

(愛知用水公団法(昭三〇一法一四二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(七月三十日)

(愛知用水公団法(昭三〇一法一四二)の委員長報告と一括して掲載)

◎恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (昭三〇、八、八法一四三)(案)

一、提案理由(六月二十七日)

○高橋(等)委員 ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。本案は自民両党の共同提案にかかるものであります。戦没者遺家族戦傷病者老齢旧軍人の人々は、今次戦争の犠牲者中最も気の毒な方々であります。国家が英霊の祭をおごそかにいたし、遺家族を初め、これらの人々の処置を厚くすることは、平和国家、道義国家の建設発展の重大要件であることは申すまでもありません。従って、わが国の独立とともに弔慰金及び遺族年金の支給をなし、引き続き恩給の復活を実現し、予算総額の八%強に当る金額をこれに充てておるのであります。しかもなお、これらの人々の恩給給与は一般文官に比較してはなほだしく均衡を失しておる現状であることを遺憾といたします。国民の間に不平等があり、ことに戦争に当り国民にかわつて犠牲となつた人人が、終戦後十年に及ぶ今日まで、一般国民と不当な差別待遇を受けておるといふ事実を十分認識するときは、温情と誠意をもつて事の解決に当ることが民主主義の鉄則であることは申すまでもありません。以上の見地に立ちまして、国家財政の現況を勘案しつつ先般来自

民両党によって予算等の修正をなし、ここに文官との不均衡是正を中心としてその他必要な改正を加えて本改正法案を上程いたしました次第であります。

この法律案におきまして、改正を加えようとするおもなる点につき御説明申し上げます。その第一点は、旧軍人及び旧軍人並びにこれらの人々の遺族の恩給の年額の増額に関するものであります。これらの人々の恩給金額計算の基礎となる仮定俸給年額は、現在、遺族のそれに比べて少く、従つて、その恩給支給水準も低くなつておりますので、一般公務員との間のかような違いをなくするため、旧軍人及び旧軍人並びにこれらの人々の遺族の受ける恩給金額計算の基礎となつてゐる仮定俸給年額をいわゆる一万二千円ベースの支給水準に引き上げ、かつ号俸についても、上に薄く下に厚くする精神をもつて一般文官との調整をはかり、原則として四号俸、一部のものについて三号俸または二号俸を引き上げ、その恩給金額を一般公務員及びその遺族の恩給支給水準の程度まで増額いたそうとするものであります。

ところで、その実施につきましては、国家財政に及ぼす影響を緩和する目的をもつて、本年十月分から昭和三十一年六月分までの間の恩給については、現行の恩給金額にこの改正による増額分の五割に相当する金額を加えたものを支給することとし、昭和三十一年七月分からの改正通りの金額を給することとしたそうとするものであります。昭和二十八年法律第百五十五号附則表第一の改正規定

並びに附則第一項及び附則第七項から第十項までの規定がこれに関するものであります。

第二の点は、旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の恩給の基礎在職年に引き続き一年以上七年未満の实在職年を通算することに關するものであります。現行法におきましては、これらの人々の在職年は、軍人恩給廃止前に裁定された恩給の基礎在職年に算入されていたものを除き、引き続き七年以上の实在職年に限り恩給の基礎在職年に算入されることになっておりますため、二年、三年、四年というふうに入らぬ回数も併召し、前後を合しますと、普通恩給についての所要最短在職年数に達するの年金額たる恩給を給せられない場合も少くありませんので、少くとも最短在職年数に應ずる年金額たる恩給を給する道を開く趣旨をもちまして、旧軍人、旧軍人または旧軍属の恩給につきましては、一年以上七年未満の在職年をもその恩給の基礎在職年に通算することとしたそうとするものであります。しかし、国家財政の現状にかんがみ、現行法によつて普通恩給を受ける権利を取ることができる人々及びその遺族につきましては、この通算措置をしないこととし、またこの措置により恩給の基礎在職年が旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の普通恩給についての所要最短在職年数をこえることとなる場合には、これを最短在職年数で押えることとし、この措置により、新たに普通恩給または扶助料を給せられることとなる人々がすでに一時恩給または一時扶助料を給せられていた場合におきましては、重複給付になることを避ける趣旨をもちまして、その金額を普通恩給または扶助料の年額から控除する等相当の調節をはかる

うとするものであります。昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十四条の二、附則第一項、第三項及び第四項の規定がこれに関するものであります。

第三の点は、いわゆる戦犯者として拘禁された人々の拘禁中の期間及び傷病に關する恩給法上の取扱に關するものであります。

ソ連、中共に抑留されているいわゆる戦犯中、旧軍人軍属であつた未復員者、その他については、恩給法上未帰還公務員という制度を設け、抑留中の期間は恩給の在職期間に通算されております。よつて、連合国最高司令官により抑留または逮捕せられ有罪の刑に処せられ拘禁された公務員であつて、在職中の職務に關連して拘禁された者についても、恩給法上、右に準じて取り扱い、その人々の公務員としての在職年を計算するに當つては、当該公務員の普通恩給についての所要最短在職年限に達するまでを限度として、拘禁中の期間を加えることとし、この措置により、初めて普通恩給または扶助料を給せられることとなる者につきましては、第二の点で申し上げましたと同じ趣旨により、一時恩給または一時扶助料を給せられた場合におきましては、その金額と年金恩給との調節をはかることとし、また、拘禁されている間に自己の責に帰することのできない事由によつて傷痍を受けまたは疾病にかかった公務員につきましては、これらの者の拘禁されるに至つた事情等にかんがみ、裁定庁が在職中に公務のため傷痍を受けまたは疾病にかかった場合と同視するを相当と認めたときは、その人々またはその遺族に対し、いわゆる公務傷病恩給または公務扶助料と同額の恩給を給しようとする

ものであります。昭和二十八年法律第五十五号附則第二十四条の三、第二十九条の二、附則第一項及び附則第三項から第五項までの規定がこれに関するものであります。

第四の点は別途国会に提出されております戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正法律案におきまして、いわゆる公務死の範囲が拡張せられることになりましたので、これに伴う公務扶助料に関する規定の改正であります。

別途国会に提出されております右援護法の改正法律案におきましては、戦地において負傷し、または疾病にかかり死亡したものであつて、援護審査会の議決により公務上負傷し、または疾病にかつたものとみなされるものについては、その遺族に遺族年金または弔慰金を給せられることとなつておりますので、これらの措置に對しては、恩給法においても公務扶助料を給するよう措置しようとするものであります。昭和二十八年法律第五十五号附則第三十五条の二の改正規定並びに附則第一項、第二項及び第三項の規定がこれに関するものであります。

第五の点は、今次の終戦に関連する非常事態におきまして、いわゆる責任自殺をした者の遺族に給する扶助料の特例に関するものであります。

前述の援護法の改正法律案におきましては、今次の終戦に関連する非常事態に當つていわゆる責任自殺をした旧軍人、旧準軍人または旧軍属につきまして、その死亡が公務による傷病によるものと同視すべきものと援護審査会において議決された場合には、これらの

者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給することになっておりますので、これに對応いたしましたして、これらの者の遺族に對し、昭和二十八年四月分から、公務扶助料の年額に相当する金額の扶助料を給することとしたそうとするものであります。昭和二十八年法律第五十五号附則第三十五条の三、附則第一項、第四項及び第六項の規定がこれに関するものであります。

第六の点は、新警察法の施行に伴い、自治体警察職員から新警察法のもとにおける警察職員となつた者等の恩給の特例に関するものであります。

昨年、警察法の改正によりまして、自治体警察職員であつた者が引き続き新制度の警察庁もしくは都道府県警察の職員となつた場合、五大市警察の職員が五大市警察の廃止に伴い新制度の府県警察の職員となつた場合及び新制度の地方公務員たる警察職員が国家公務員たる警察職員となつた場合におきまして、身分切りかえ前の俸給と身分切りかえ後の俸給とを比較いたしますと、後の俸給は必ずしも前の俸給よりも多額となつておらない場合もあり、従ひまして、身分切りかえ後退職して受ける恩給がかえつて身分切りかえの際退職して受ける恩給よりも少くなるという結果が生じますので、身分切りかえ後に退職した者について、恩給的に不利な取扱ひを受けることのないように措置をいたそうとするものであります。附則第一項及び第十一項の規定がこれに関するものであります。

第七の点は、昭和二十三年三月の自治体警察設置前の警視庁または道府県警察部の吏員としての在職期間の通算に関するものであり

ます。

昭和二十三年三月に自治体警察が設けられたのでありますが、その際警視庁または道府県警察部に勤務していた吏員が、自治体警察の設置に伴ひ引き続きその職員となりさらに引き続き新警察制度のもとにおける警察職員となつた場合におきましては、現行法ではこの自治体警察設置前の警視庁または道府県警察部に勤務する吏員としての在職期間は恩給法上の公務員としての在職年に通算されることになつておりませんので、この期間について都道府県の退職料に関する条例の規定による退職給付を受けた場合は別としまして、この期間を恩給法上の公務員としての在職年に通算することといたそうとするものであります。附則第一項及び第十二項の規定がこれに関するものであります。

なお、以上のほか総理府恩給局の旧軍人恩給事務処理要員二十名増員のため行政機関職員定員法の一部を改正することとし、その他以上の法律改正に伴う字句整理をいたそうとするものであります。附則第十三項及び第十四項の規定並びに昭和二十八年法律第五十五号附則第二十六条、第二十九条及び別表第二から第五までの改正規定がこれに関するものであります。

以上が、この法律案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(七月八日)

○高橋禎一君 ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

法律の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

本案は、その裏づけとなる予算的措置を遂げ、民主、自由両派の共同提出にかかるものでありますことは、御承知の通りであります。改正の眼目は、旧軍人関係の恩給と一般公務員の恩給との間における不均衡を是正しようとするものであります。

本案において改正しようとするおもなる点について申し上げますと、第一は、旧軍人の仮定俸給年額を一般公務員並みに一万二千円ベースに引き上げるとともに、号俸の引き上げを行なつたことであり、第二は、旧軍人の号俸の引き上げに當つては、上に薄く下に厚くする趣旨を加味しまして、将官については二号俸、佐官以下については三号俸ないし四号俸を引き上げることといたしております。この措置は本年十月分から実施するのでありますが、国家財政に及ぼす影響を緩和するため、その完全支給は明年七月から行うこととし、それまではその半額を支給することといたしております。

第二は、新たに一年以上七年未満の在職年をも恩給の基礎在職年として合算することとしたこととあります。これは、旧軍人、旧準軍人または旧軍属としての引き続く一年以上七年未満の実在職年を合算すれば普通恩給についての所要最短在職年数に達する場合でありまして、現行法では年金たる恩給を給せられない事実にかんがみまして、これらの人々に支給の道を開こうとするものであります。しかし、国家財政の現状にかんがみまして、現行法によつて

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

も普通恩給を受ける権利を取得できる人々及びその遺族につきましてもこの合算措置をしないこととし、また、この措置により恩給の基礎在職年が所要最短在職年数をこえることとなる場合には、これを最短在職年数で押えることとし、この措置によりまして新たに普通恩給または扶助料を給せられることとなる人々が、すでに一時恩給または一時扶助料を給せられていた場合におきましては、その金額について調節することといたしております。

第三は、いわゆる戦犯の拘禁中の期間を在職年に合算することとしたこととあります。すなわち、公務員が在職中の職務に関連しまして連合国最高司令官によって拘禁された場合には、未帰還公務員に対する処遇との均衡上、拘禁前の公務員としての在職年が普通恩給についての所要最短在職年限に達していない者について、その年限に達するまでを限度といたしまして、その拘禁中の期間を恩給の基礎在職年に計算することといたしております。また、公務員が拘禁されている間に自己の責めに帰することができない事由によって負傷しまたは疾病にかかった場合、裁定庁がこれを公務傷病と同視することを相当と認めましたときは、これを公務傷病とみなして、その者またはその遺族に対し相当の恩給を給することといたしております。

第四は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正に対応するものであります。その一は、いわゆる公務死の範囲の拡張に伴い、すなわち、戦地において負傷しまたは疾病にかかり、それが原因となって死亡した者で、援護審査会の議決によって公務死亡とみなされた者

については、同法の改正により、その遺族に対して遺族年金または弔慰金が給せられることとなることに対応しまして、恩給法におきましても、これらの遺族に対して公務扶助料を給することといたすものであります。その二は、旧軍人、旧軍人または旧軍属が、今次の終戦に関連する非常事態に当って、いわゆる責任自殺をした場合、その死亡が援護審査会において公務死と同視すべきものと議決した場合には、これらの遺族に対し遺族年金及び弔慰金が給せられることとなることに対応しまして、これらの遺族に対して、昭和二十八年四月分から、公務扶助料の年額に相当する金額の扶助料を給することといたすものであります。

第五は、警察制度の改正に伴いまして、恩給法の規定の準用を受けている者が退職した場合には、一定の条件のもとに、本人の選択によって有利な恩給を給し、また、自治体警察設置前警視庁等に勤務した吏員としての在職期間を、一定の条件のもとに、公務員としての在職年に計算することとするなど、警察職員に関する恩給の特例を認め、これを昭和二十九年七月一日から適用することといたすものであります。

以上のほか、恩給局に旧軍人恩給の事務処理要員として二十名を増員することに伴いまして、行政機関職員定員法に所要の改正を行うことといたしております。

以上は本案の要旨であります。これが施行に要する経費は、昭和三十一年度において二十四億六千万円、三十一年度において約百二十億円、三十二年以降平年度において約百六十億円となっております。

ます。

本案は、六月二十五日本会議に上程の後当委員会に付託され、提出者及び政府に対し熱心に質疑が行われたのであります。その質疑のおもなるものにつきましてその要旨を申し上げますと、軍人というものが存在しない新憲法のもとにおいては、旧軍人に対する恩給は、これを国民年金制度とすべきではないか、国家総動員法による勤労学徒、徴用工員、満州開墾団、満州少年義勇軍等の犠牲者に対して公平な取扱いをすることが先決ではないか、恩給の理念をもつてするならば、強制されて応召した兵の仮定俸給年額は応召当時における収入を基準として定めるべきではないか、今回の改正による月額わずか六千六百五十円は、現在の経済実情に即した合理的なものとして認められた結果か、未帰還公務員のうち若年停止によって恩給を支給せられない者に対しては留守家族手当を支給すべきではないか、恩給費が増大するため恩給亡国となるおそれはないか、明年度以降の予算に多額の負担を伴うこのような法案を妥当なものと思うか、旧軍人または旧軍属としてわが国に尽した台湾人、朝鮮人等の外国人及びその遺族に対していかなる処置を考えているか、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた一般公務員の恩給は、この法律によって旧軍人に比較しても均衡を失することとなるが、この不均衡を是正する用意があるか等でありまして、その答弁その他質疑の詳細については、会議録によって御承知を願います。

七月四日左派社会党より修正案が提出されましたが、六日撤回され、七日あらためて両派社会党の共同修正案が提出されたのであり

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

ます。その修正の要旨は、一、旧軍人の仮定俸給年額につきまして

は、下に厚くする趣旨をもって、准士官以下を一律に九万七千八百円とすること、二、時効により増加恩給または傷病年金を受ける権利を失った者については、終戦時の混乱事情にかんがみ、その時効は完成しなかったものとして取り扱うこと、三、在職年の計算については、一カ月以上の実在職年をも算入すること、四、未帰還公務員については、その特殊性にかんがみ、若年停止の規定の適用を排除するとともに、その遺族に給する公務扶助料は、公務員が死亡した日の属する月の翌月から支給すること等でありま。

この修正案について質疑を行なった後、修正案と原案とを一括して討論に入りましたところ、長谷川委員は、日本社会党を代表して、旧軍人恩給の復活については、根本的に疑義があるばかりでなく、実際上も問題がある、恩給の理念をもってするならば、旧憲法下の徴兵制度によって応召した兵のほとんど全部は職業軍人ではないから、兵の仮定俸給年額一カ月当り六千六百五十円は不合理であり、当然応召したときの収入を基礎として定めなければならない、一方、国民年金制度は近き将来において実施されるべきものであるが、それが実施される場合において妨げとなるべきものを除去する用意が肝要であって、修正案は国民年金制度が実施されるまでの過渡的なやむを得ない措置であるとして、修正案に賛成、原案に反対の意見を述べられたのであります。また、眞崎、田中の両委員は、日本民主党、自由党をそれぞれ代表して、いずれも原案に賛成、修正案に反対の意見を述べられたのであります。

恩給法の一部を改正する法律

採決の結果、修正案は否決、原案は多数をもって可決されたのであります。

次いで、各派共同提案によりまして、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた公務員の恩給は、それ以後のものと比較して低きに失するにより、政府は、急速にこれを検討するとともに、その具体的措置を講ずべきことを要望する旨の附帯決議が全会一致をもって可決されたのであります。

なお、本案審議の過程におきまして、予備付託となっておりました参議院議員山下義信君外三名の提出にかかる恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、提案理由の説明を聴取して質疑を行い、また、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会より、未帰還公務員については、その特殊性にかんがみ、若年停止の規定の適用を排除するとともに、その遺族に対する公務扶助料は公務員の死亡の翌月から支給することとする旨の修正申し入れがあったのであります。これらの詳細につきましては、会議録によって御承知をお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(七月二十七日)

○新谷寅三郎君 たいだいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

でに普通恩給を受ける権利を取得できる人々及びその遺族につきましても、この通算の措置を行わないこととし、また、この措置により、恩給の基礎在職年が旧軍人、旧準軍人または旧軍属の普通恩給についての所要最短在職年数をこえることとなる場合には、これを最短在職年数で押えることとし、この措置により、新たに普通恩給または扶助料を給せられることとなる人々が、すでに一時恩給または一時扶助料を給せられていた場合におきましては、重複を避ける趣旨から、その金額について調節することとしたしております。

その第三は、いわゆる戦犯者の拘禁中の期間を在職年に合算することとした点であります。すなわち、公務員が在職中の職務に関連して、連合国最高司令官によって抑留または逮捕せられ有罪の刑に処せられ拘禁された場合には、未帰還公務員に対する処遇との均衡上、拘禁前の公務員としての在職年が普通恩給についての所要最短在職年限に達していない者について、その年限に達するまでを限度として、拘禁中の期間を恩給の基礎在職年に計算することとしたしております。また、公務員が拘禁されている間に、自己の責めに帰することができない事由によって、負傷したまたは疾病にかかった場合におきまして、裁定庁がこれを公務傷病と同視することを相当と認めましたときは、これを公務傷病とみなして、その者または遺族に対し、公務傷病恩給または公務扶助料と同額の恩給を給することとしたしております。

その第四は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正に対応する措置

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

ます。

まず恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本法律案は、衆議院議員高橋等君外百十一名より提出せられたものでありまして、旧軍人関係の恩給と一般公務員の恩給との間における不均衡の是正を改正の主たる眼目とし、その他旧軍人等の恩給につき重要な改正を加えておるものであります。

改正の要点を申し上げますと、その第一は、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの人々の遺族の受ける恩給金額計算の基礎となっていた仮定俸給年額を、一般公務員並みに一万二千円ベースに引き上げるとともに、号俸についても、上に薄く下に厚くする趣旨を加味して、将官については二号俸、佐官以下については三号俸ないし四号俸を引き上げることとしたしております。この措置は、本年十月分から実施するのであります。この措置は、本年十月分からの改正による支給金額の完全支給は明年の七月から行うこととし、それまではその半額を支給することとしたしております。

その第二は、新たに一年以上七年未満の在職年をも恩給の基礎在職年に合算することとした点であります。これは旧軍人、旧準軍人または旧軍属としての引き続く一年以上七年未満の実在職年を合算すれば、普通恩給についての所要最短在職年数に達する場合であります。現行法では年金たる恩給が給せられないこととなっておりますので、これらの人々に恩給支給の道を開こうとするものであります。しかし、国家財政の現状にかんがみ、現行法によつてす

を講じた点であります。すなわち、その措置の一は、いわゆる公務死の範囲の拡張に伴う公務扶助料に関する規定の改正でありまして、戦地において負傷したまたは疾病にかかり、それが原因となつて死亡した者で、援護審査会の議決によつて公務死とみなされた者については、同法の改正により、その遺族に対して遺族年金または弔慰金が給せられることとなつておることに対応しまして、本法律案におきましても、これらの遺族に対して公務扶助料を給することとしたしております。その措置の二は、旧軍人、旧準軍人または旧軍属が、今次の終戦時における非常事態に当つて、いわゆる責任自殺をした場合、その死亡が援護審査会において公務死亡と同視すべきものと議決せられた場合には、これらの遺族に対して遺族年金及び弔慰金が支給せられることとなつておることに対応いたしました。これらの遺族に対して、昭和二十八年四月分から、公務扶助料の年額に相当する金額の扶助料を支給することとしたしております。

その第五は、警察職員の恩給の特例に関する点であります。昨年の警察制度の改正によりまして、自治体警察職員であった者が引き続き新制度の警察庁または都道府県警察の職員となつた場合、五大市警察の職員が五大市警察の廃止に伴い新制度の府県警察の職員となつた場合、及び新制度の地方公務員たる警察職員が国家公務員たる警察職員となつた場合におきましては、身分切りかえ前の俸給と身分切りかえ後の俸給とを比較いたしますと、あとの俸給は、必ずしも前の俸給よりも多額となつておらない場合もあり、従いまして、身分切りかえ後退職して受ける恩給が、身分切りかえの際退職

して受ける恩給よりも、かえって少くなる結果が生じますので、本法律案におきましては、かような不利な取扱いを受けることのないように措置し、また本法律案におきましては、自治体警察設置前の警視庁または道府県警察部に勤務していた吏員としての在職期間を、一定の条件のもとに公務員としての在職年に通算することとする等、警察職員に関する恩給の特例を認め、これを昭和二十九年七月一日から適用することといたしております。

なお、以上のほか、総理府恩給局に旧軍人恩給事務処理要員として二十名を増員することに伴いまして、行政機関職員定員法に所要の改正を行うことといたしております。

内閣委員会は、前後六回にわたり委員会を開き、また社会労働委員会とも連合審査会を開きまして、その提案者代表衆議院議員高橋等君のほか、政府側より大久保国務大臣、川崎厚生大臣等の出席を求め、熱心に本案の審議を行うとともに、参議院議員山下義信君外三名の提案にかかる恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案についても並行審議を行いました。その審議によって明らかになった点を申し上げますと、その第一点は、本法律案の実施に伴う経費の点でございます。本案により恩給費は本年度約二十四億六千万円、昭和三十一年度約百二十億円、昭和三十一年度以降平年度においては約百六十億円の増加の見込みでございます。また本案は、民自両党の共同提案でありますので、本案に対する政府の態度につき大久保国務大臣より、本法律案が実施された場合には、本年度以降の予算において相当多額の経費の増加を来すことになるが、政

府はこの案に賛成し、その実施の責任を持つ旨、政府の所見が明らかにせられたのであります。その第二は、旧軍人等の恩給制度と社会保障制度との関係であります。「今次の戦争で犠牲となった旧軍人等に恩給の上で国家補償を行うというならば、今次の戦争でひとしく犠牲となった一般国民、ことに勤労学徒、徴用工員、戦災者等旧軍人以外の戦争犠牲者に対する処遇についても、この際十分考慮する責任ありと思うが、政府の所見はどうか、また今回の改正案によって、下士官、兵のごとき下級の旧軍人及び旧軍人の遺家族に対する国家の補償は十分なされたとは考えられないが、政府の所見はどうか」との質疑に対し、大久保国務大臣は、「一昨年法律第百五十五号によって、旧軍人等の恩給が復活したのは、旧軍人の恩給法上の既得権を復活せしめるのがおもなねらいであって、今回の改正は、戦争犠牲者の中で国家公務員の犠牲者に対する国家補償をまず解決せんとするものであり、すなわち、一昨年復活した旧軍人等の恩給額の文官との不均衡の点等を改善せんとするものであって、今回の改正に当り社会保障の問題とあわせ考慮する余裕はなかった。また下士官、兵等下級旧軍人に対する国家補償及び遺家族に対する救済は、現状で決して十分とは考えていないが、財政上その他の事情から、現在ではこの程度にとどめざるを得なかった。なお、旧軍人、特に遺家族、傷病者、老齢軍人等に対する国家補償の行き方として、社会保障の方法で処理するか、または恩給法の上で解決するか、この二つの道が考えられるが、一般国家公務員に対して恩給制度が存在する以上は、旧軍人に対しても、社会保障制度によるよりも恩

給制度で解決する方が妥当であると考えられる旨、答弁がございました。

なお、恩給制度と社会保障制度との関係について、川崎厚生大臣の見解をたどりましたところ、「今日国家財政の中で、社会保障費が一千億円を計上されているのに比べ、文官及び旧軍人等の恩給を合すると右と同額の一千億円の巨額に漸次近づきつつあることは、国家財政等の上から見て、まことに憂慮にたえぬことであり、このことは恩給制度がもはや限界に達したことを示すものと思う。将来は福祉国家建設のためには、恩給よりは無拠出制の年金制度を設け、社会保障的立場より現在の恩給制度を再検討することとし、むしろ年金制度の中に恩給をも包含するよう国民の世論に沿いつつ対処していきたいと思う。しかしながら、さしあたっての国家公務員の戦争犠牲者に対する補償は、これでもって一応果されるものと考えられる旨の答弁がありました。

その第三は、恩給制度に関する社会保障制度審議会の意見書及び人事院の勧告に対する政府の態度に関する点であります。すなわち、恩給制度については昭和二十七年十二月に社会保障制度審議会より政府に対し意見書が提出され、また昭和二十八年十一月には人事院の勧告が国会及び内閣に対してなされたのでありますが、「将来恩給をどのような形のものに改めるかについては、目下公務員制度調査会において検討せしめておいて、近くその調査の結論が示されることと思うが、政府はこの社会保障制度審議会の意見書及び人事院の勧告を十分尊重し、施策の上にてき得る限り反映せしめたい方針である」旨、大久保国務大臣及び川崎厚生大臣より所見が述べ

られたのであります。

その第四は、恩給の不均衡是正に対する衆議院の付帯決議に対する政府の態度についてであります。すなわち、過般衆議院において本案が議決せられました際、昭和二十三年六月三十日以前の一般公務員の退職者とその後の退職者との間に、恩給の不均衡があり、衆議院におきましては、各派共同提案によりまして、この不均衡を急速に検討して、具体的措置を講ずべしとの付帯決議が可決せられたのであります。この点につき提案者及び大久保国務大臣より、「昭和二十三年六月三十日以前の一般国家公務員の退職者の恩給の不均衡は、昭和二十七年の法律によって多少緩和されたが、なお現在においても不均衡があり得るといふ趣旨で前示のような付帯決議がなされたのであるが、これは尊重すべきものと考え、今後この是正については調査を進め、でき得る限りすみやかに実現したい考えである」旨の答弁がありました。

その第五は、旧軍人恩給の加算に関する点であります。すなわち、「今回の改正に当って加算制度を実施しなかつた理由は、この加算については、現在の段階においては、まだその調査が不十分であるためであって、今後この加算制度に関する種々の問題を調査するため、本年度予算において七千万円の調査費が計上せられ、これによって加算に関する調査を経た上で結論を出したい」旨、提案者より答弁があったのであります。

なお以上のほか、この法律案が議員提案となつた理由、旧軍人等の恩給と一般国家公務員の恩給との本質的な差異、仮定俸給の定め

方、軍属たる司政官の在職年の通算の問題、旧特高関係の警察官の恩給の所遇の問題、恩給の国家財政に及ぼす影響の問題につきましても質疑応答が行われたのであります。その詳細は、委員会会議録に譲ることを御了承願いたいと存じます。

昨日の委員会におきましては、質疑も終結いたしましたので、討論に入りましたところ、加瀬委員、堀委員及び田畑委員より、それぞれ理由を付して反対、また長島委員より、次の付帯決議を付して賛成する旨の発言がありました。長島委員提案の付帯決議案は次の通りであります。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に関し、衆議院は、「昭和二十二年六月三十日以前に給与事由の生じた公務員の恩給はそれ以後のものと比較して低きに失するに依り政府は急速にこれを検討すると共にその具体的措置を講ずべきことを要望する。」との付帯決議を可決しておるが、本院においても、この決議は極めて適切なるものと認め、政府に対し、これが具体的措置の急速実施を強く要望する。

右決議する。

というのであります。

次に、野本委員、松原委員より、それぞれ希望意見を付して賛成する旨の発言がありました。

かくて討論も終結いたしましたので、まず本法律案について採決いたしましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと議決せられ、次いで長島委員提案にかかる付帯決議案につきまして採決

いたしましたところ、多数をもって本委員会の決議とすることに決定せられた次第であります。

次に、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、本院議員千葉信君外五十二名の発議によるものであります。その提案の理由及び改正の要旨を申し上げます。

第一に、東北地方、その他寒冷度の著しい各地方におきましては、冬季暖房用の経費が生計費に与える影響は著しいものがあり、また現に各公社並びに郵政、林野等の現業職員に對しましては、先年来、事実上これらの措置がとられておりますので、これらの地方に勤務する公務員につきましても、北海道における石炭手当に準じて、新たに薪炭手当を設けることとし、その支給額については、世帯主たる職員に對しては、まき一たな及び木炭百キログラム、その他の職員に對しては、まき〇・四たな及び木炭四十キログラムを、それぞれ時価に換算した額の相当額をこえない範囲内で支給することとし、その支給範囲等必要な事項は、人事院勧告に基いて内閣総理大臣が定めることといたしております。

第二に、石炭手当あるいは今回新たに設けようとする薪炭手当は、いずれも一般の給与とは異なり、実費弁償的な性格を有するものであります。これに所得税を課することは適当でなく、実際の支給状況を見ても著しい手取り額の減少、または不均衡を生じている実情であるから、所得税法第六条の改正を行い、この法律に基く石炭手当及び薪炭手当並びにこれらの手当に類する給与について

は、命令で定める金額の範囲内において、いずれも所得税を課さないことといたしております。

内閣委員会におきましては、前後二回にわたり本法律案を審議し、その間数回、懇談の形式をもって意見の調整をはかりました。が、昨日の委員会におきまして、提案者の千葉委員より「諸般の状況を考慮した結果、本法律案中附則第八項より第十項まで、すなわち石炭手当、薪炭手当等の免税措置に関する規定はこれを削除する旨の修正案を提出することといたしたい。」旨の発言があり、次に本法律案は予算を伴う法律案でありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を求めましたところ、大久保国務大臣より、「公務員の諸手当についてはむしろ簡素化をはかる必要があること、支給地と非支給地との間に不公平が生ずること、また予算的にも国家公務員については新たに約一億円を要すること等の理由によって、相当考慮を要する問題である」旨の意見が述べられました。

次いで質疑に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに討論に入りましたところ、千葉委員より、原案に対し附則第一項のうち、「昭和三十年七月一日」とあるのを「公布の日」に改め、附則第八項から第十項までを削除する旨の修正案が提出せられ、この点について千葉委員は、「提案以来各党派との折衝の結果、この修正案を提出するに至ったものであるが、石炭手当並びに薪炭手当については、本来その性格が実費弁償的なものであるのに、これに所得税が課せられるため、実情に沿わない結果となっているので、ぜひとも

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

◎戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、八法一四四)

一、提案理由(五月二十五日)

(未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律(昭三〇一法一二九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(七月二十一日)

○松岡松平君 たいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びにその結果の概要を御報告申し上げます。

本改正案の要旨は、さきに本院を通過いたしました恩給法の改正に対応して、遺族年金額の引き上げを行うほか、援護の措置をさらに強化するため所要の改正を行おうとするものであります。

そのおもなる内容を申し上げますれば、第一は、改正恩給法における旧軍人の公務扶助料の増額に対応して、本法における先順位者の遺族年金額を従来の二万七千六百円から二万八千二百六十五円に引き上げたことであります。

第二は、弔慰金を支給する遺族の範囲を拡大し、戦没者の三親等内の親族で戦没者の死亡当時これと生計関係を有していた者にも支給することとしたことであります。

の要件をはずして公務死の範囲を拡大したこと。

三、満州開拓青年義勇隊の隊員に対しても弔慰金を支給すること。

四、養子でなくなった者の遺族年金額の受給権復活の範囲を拡大すること。

五、戦犯として拘禁中死亡した者についての遺族年金額、弔慰金の支給を適正化すること。
等であります。

次いで、討論を省略し採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、報告いたします。

三、参議院社会労働委員長報告(七月二十九日)

(あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭三〇一法一六一)の委員長報告と一括して掲載)

第三は、軍人恩給が停止された昭和二十一年二月一日以後に遺族以外の養子となった者でも、遺族援護法公布の昭和二十七年四月三十日前に縁組を解消した者に対しては、右の期間における縁組をもって年金失権事由としていた従来の取扱いを改めて、遺族年金額を支給することとしたことであります。

第四は、公務上の傷病の範囲に関する規定であります。太平洋戦争中戦地で受傷、罹病した軍人、軍属が戦地勤務中死亡した場合または戦地の勤務を離れてから原則として一年以内に死亡した場合、公務以外の事由で死亡したことが明らかでないときは、援護審査会の議決により、公務上死亡したものとして取り扱うこととしたことであります。

以上のほか、日華事変中、事変地で勤務していた、いわゆる雇用人等の軍属、終戦時の特殊事情により責任自殺した者等に対する援護の措置等について規定を整備いたしましたものであります。

本法案は、去る五月二十三日日本委員会に付託せられ、同二十五日政府より提案理由の説明を聴取した後審議に入り、昨二十日の委員会において質疑を終了した後、各派共同提案による修正案が提出せられ、自由党の山下委員からその趣旨の説明がありました。

本修正案の要旨は、

一、公務扶助料の増額に伴い、遺族年金額を政府案の二万八千二百六十五円から三万五千二百四十五円に増額すること。

二、軍人及び準軍人については、故意または重大な過失によるもの以外の死亡を公務死とみなし、また軍属については戦時災害

◎医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(昭三〇、八、八法一四五)(衆)

一、提案理由(七月十六日)

○松岡(松)委員 たいま上程されました医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨並びに法案の内容について御説明を申し上げます。

医業分業につきましては、昭和二十六年総司令部の示唆に基づき、政府より改正法案が提案され、国会においても慎重審議の結果、現在あるがごとき改正法の制度を見たのであります。その後、昨年に至ってこれが施行を一年三月延期することになりましたが、明年四月一日からは、これを実施しなければならぬことになっております。

しかるに、この医業分業の実施の可否に関して、いまだ論議が絶えず、あるいは予定通り実施せよとか、あるいは現行制度を改めてはならぬとか、あるいは再び実施を延期せよとかの論が入り乱れておるのであります。しかし、この問題は、国民生活に重大な関係のある医療制度の根本に変更を生ずる事柄であり、かつ関係者諸君の完全な理解と協力がなければ、実行は困難な事柄でありますから、これを事前に調整するということの大切なことは申すまでもない。

いと考えますので、本案を提出した次第であります。

内容の第一は、医師、歯科医師の処方せん交付に関する点であります。改正法においては、治療上医師、歯科医師が直接投薬をする必要がある場合を省令できめて、この場合に限り処方せんを交付しないでよいことになっておりますが、今回は患者またはその看護者が、特にその医師、歯科医師から薬をもらいたいと申し出た場合には、処方せんを交付しなくてもよいこととし、また治療上直接投薬の必要のある場合を省令で規定することを要しないことにしようという趣旨であります。

第二点は、医師、歯科医師の処方せん交付に関する規定に違反した場合の制裁として定められておる刑事罰を廃しようということであり、

第三点は、薬事法において、調剤の権能を薬剤師だけに限っておりますが、これを医師、歯科医師にも認めようということであり、

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますことを、提案者として特にお願ひする次第でございます。

二、衆議院社会労働委員長報告(七月二十五日)

○中村三之丞君 たいま議題となりました医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

改正の要点を申し上げますれば、第一は、患者またはその看護者

決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(七月三十日)

○小林英三君 たいま議題となりました医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会におきます審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律は、明年四月一日からこれを実施しなければならぬことになっておりますが、本法の円滑なる運営を期するために医業関係者の理解と協力を事前に調整することが本案の提案の理由であります。

改正の第一は、医師、歯科医師が処方せんを交付しなくてもよい場合を、患者、またはその看護者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出たときと、本法に列挙した項目に該当する場合とに限定したことであり、

第二は、医師、歯科医師の調剤に関する規定に違反した場合の制裁として定められておる刑事罰を一万円以下の罰金にしたことであり、

本案につきましては、各委員よりきわめて熱心なる質疑が行われたのでありますが、その詳細は速記録によって御了承願ひしたいと思います。

かくて質疑を打ち切りまして、討論に入りましたところ、高野委

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

が特にその医師、歯科医師から薬をもらいたいと申し出た場合には、処方せんを交付しなくてよいことにするとともに、治療上直接投薬の必要のある場合を省令で規定することを要しないこととし、

うとするものであります。第二は、医師、歯科医師の処方せん交付に関する規定に違反した場合の制裁として定められている刑事罰を廃止しようということであり、

第三は、薬事法において調剤の権能を薬剤師だけに限っておりますが、これを医師、歯科医師にも認めようということであり、

本法律案は、七月十六日本委員会に付託せられ、提出者より提出理由の説明を聴取し、数回にわたり審議を行い、同二十三日質疑を終了したのでありますが、同日各派共同提案による修正案を提出せられ、提出者よりその趣旨の説明がありました。

本修正案の要旨は、第一に、医師または歯科医師は、患者に対し薬剤を調剤して投与する必要があると認められた場合には、患者またはその看護者に処方せんを交付しなければならぬこととしたこととあります。しかし、例外的に処方せんを交付しないでよい場合を、患者またはその看護者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合のほか、項目を列挙して限定したこととあります。第二は、医師、歯科医師が処方せん交付及び調剤に関する規定に違反したときは罰金に処することができることとしたこととあります。

詳細は会議録により御承知願ひします。

次いで、討論を省略し採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く他の原案の部分はとも全会一致可決すべきものと議

員より、軽々しき法律の改廃を指摘いたしましたして反対、竹中委員より、本法制定の趣旨を国民に周知徹底せしめることを要望いたしましたして、賛成の意見を表せられたのであります。が、討論を終了いたしましたして、採決の結果、多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上、御報告申し上げます。

◎危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、八法二四六)

一、提案理由(六月三日)

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭三〇―法六八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院文教委員長報告(七月二十六日)

○佐藤観次郎君 たいま上程になりました危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案並びに私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の過程及びその結果を御報告申し上げます。

まず、危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は内閣の提出でありまして、その要点を簡単に申し上げますと、公立義務教育諸学校の危険校舎の改築に要する経費は、地方財政の窮乏にかんがみ、法律によって国庫から補助されることになっておりますが、公立高等学校等の危険校舎についても、その発生原因及び各設置者の財政窮乏等の実情は義務制諸学校の場合と全く同様の事情にありますので、その改築費を義務制諸学校と同様に

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律

措置するため、高等学校及び盲、ろう学校の高等部を補助対象として法律に明記しようとするものであります。

本法案は、去る五月三十日委員会に付託され、以来慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に当りましては、野原覺君、小林信一君、竹尾式君、辻原弘市君、永山忠則君、小牧次生君等からきわめて熱心な質疑が行われ、一、危険校舎解消のための年次計画はどうなっているか、また、鉄筋、鉄骨建築に関する予算措置はどうなっているか、二、高等学校以外の非義務制学校における危険校舎解消対策はどうか、三、合併町村における小、中学校等の統合整備改築等に際しては、従来行なっている補助坪数の算定方式等に関して特別の措置を講じる考があるか、また、従来、補助、起債の対象とならなかったこれらの建築に対しても特別の補助、起債の措置を講ずる意思があるかなど、細部にわたって検討が加えられたのであります。特に次の問題に関しては、各委員から強く要望されたのであります。

すなわち、一、高等学校以外の非義務制学校についても、危険校舎改築の場合は補助の対象とされたい、二、地方の強い建築要望にこたえて、年次計画を圧縮して、大幅な予算措置を講じられたい、また、予算の配分に当っては公平に配分されたい、三、町村合併のための小、中学校の統合整備改築費については、従来、学校施設予算の別ワクとして、この統合整備予算をすみやかに計上されたい等でありまして、その詳細については速記録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、七月二十六日に至りまして質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次いで、自由党永山忠則君から、

一、危険校舎改築費の国庫補助予算の計上にあつては、危険校舎の実態に即して、合理的な年次計画を立て、早急に、その解約を図ること。

二、鉄筋、鉄骨建築に関する地方の強い要望に鑑み、国家的見地から、その予算措置にあつては、現在の鉄筋比率を大幅に引き上げること。

三、町村合併に伴う公立学校施設の統合整備のための建築に対しては、地方の需要を充たすに足る規模の立法、予算及び起償等の特別の措置を緊急に講ずること。

四、幼児教育の重要性に鑑み、公立幼稚園の危険校舎をも、速かに、国庫補助の対象とするよう措置すること。

など、危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案に関する附帯決議案が提出せられ、採決の結果、起立総員をもって可決せられました。

かくて、危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案は附帯決議を付して議決せられたのであります。

次に、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、赤城宗徳君外三名から提出されたものであります

合資金の運用状況について、三、私立学校振興会と資金を相互に運用することの妥当性についてなど、細部にわたって検討が加えられたのであります。特に次の問題に関しては、各委員から強く要望されたところであります。すなわち、一、福利厚生事業については、公立学校共済組合と遜色のないようにされたい、二、私立学校振興会から早急に福利厚生事業のため助成がなされるよう措置されたい等であります。その詳細については速記録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、七月二十六日に至りまして、質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次いで、社会党小牧次生君から、

一 私立学校教職員共済組合は、組合員の福祉を増進するための福利及び厚生に関する事業の推進につとめること。

二 私立学校教職員共済組合の長期経理における余裕金は、組合の運営上に支障がない限り、私立学校振興会に貸し付けて運用すること。

など、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案に関する附帯決議案が提出せられ、採決の結果、起立総員をもって可決せられました。

かくて、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案は附帯決議を付して議決せられたのであります。

右、御報告申し上げます。

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律

て、その大要を簡単に申し上げますと、一、本法制定当時、衆参両院の文部委員会において、組合員の掛金負担の低減をはかるために、国庫補助率を早急に引き上げるよう法の改正を考慮することという附帯決議がなされており、その趣旨に沿うため、二、第十九国会において、厚生年金保険法の国庫補助率が百分の十から百分の十五に引き上げられ、また同法の改正に伴って生じた本法との不均衡を是正するため、三、国家公務員共済組合法と同法を全面的に準用している本法との給付費国庫負担、補助は同率ではあるが、長期給付の財源率算出上、予定利率が両者間に一分の相違があるため、本法への国庫補助は実際には少いこととなり、従って掛金率は高額となるため、四、国、公立学校教職員に比較して、私立学校教職員は、その掛金の算出基礎である俸給が低いから、強制加入を建前とする本法では、国庫補助率を高めて掛金の低減をはかるべきである等の理由によって、退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用に対し、現行法に規定されている百分の十の国庫補助率を百分の十五に引き上げて、その旨を法律に明記しようとするものであります。

本法律案は、去る七月二十一日委員会に付託され、以来慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に当りましては、国会法第五十七条の三に従つて、委員長から本案に対する内閣の意見を求めたところ、松村文部大臣は、内閣の意見として、内閣として本案に同意したいとの答弁があり、引き続き永山忠則君、辻原弘市君、米田吉盛君、小牧次生君等からきわめて熱心な質疑が行われ、一、組合員のための福利厚生事業計画とその資金の出所について、二、組

三、参議院文教委員長報告(七月二十九日)

○笹森順造君 たいま上程されました二つの法案につき、まず危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案につき、文教委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

小中学校及び高等学校の危険校舎は、今日なお合計百数十万坪に上っておりますが、その設置主体たる地方公共団体の財政状況は、これらの危険校舎を独力をもって改築することがきわめて困難な実情にありますので、さきに第十六回特別国会において、危険校舎改築臨時措置法が制定され、義務制学校の危険校舎については、臨時に国が補助を行うことになりました。しかしながら高等学校の危険校舎についても、都道府県の財政が窮乏している現状にかんがみ、昭和三十年から公立の高等学校の改築に要する経費の三分の一以内を国庫より補助することとするのが、改正の趣旨であります。

以上が政府の本法律案提案の理由であります。委員会における審議の過程において明らかにされました諸点のうち、そのおもなるものを申し上げますと、校舎の耐久度調査を科学的に正確に行い、危険校舎の指定を適正に実施すること、危険校舎改築の年次計画は、義務制学校については五カ年完了を目途とするが、高等学校については相当長期間に及ぶこと、義務制学校と高等学校とを差別することなく、危険度を第一義的に考慮して取り扱うべきこと、鉄筋建築の占める比率は、本年度は一五%であるが、明年度以降逐次増高すること、基地周辺、寒冷地等に対しては、鉄筋建築の比率につ

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律

四五〇

いて十分考慮すること等でありましたが、これらの詳細に関しては会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、堀委員より次のごとき附帯決議案を提出して賛成意見の開陳がありました。決議案の内容を申し上げますと、

一、公立学校危険校舎の実態は、年と共に累増する現状に鑑み、早急にその解消を図るため、大巾に予算増額の措置を講ずること。

二、地方財政の長期節約、木材資源の保護及び災害防止等の見地から、鉄筋、鉄骨等の建築に関する予算措置にあたっては、現在の比率を大巾に引き上げること。

三、町村合併の条件となった危険校舎の改築等を含む公立学校施設の統合整備建築に対しては、地方財政の合理的節約及び学校規模適正化等の見地から、国庫補助及び起債等につき所要の特別措置を緊急に講ずること。

四、公立幼稚園の危険校舎の実態に鑑み、速かに之が解消を図るため、国庫補助の対象となる方途を講ずること。

以上でございます。

続いて採決をいたしました結果、全会一致をもって本案を原案通り可決すべきものと決定し、堀委員提出の附帯決議案も、同じく全会一致をもって可決し、これを付すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

まして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本法律案は、衆議院における議員発議にかかるとはありますが、まずその提案の趣旨について御説明申し上げます。私立学校共済組合法は、第十六特別国会において私立学校教職員福利厚生対策の一環として国、公立学校の教職員と均衡を保つような施策を講ずることを目的として制定せられたものであります。この法律の公布によって、私立学校教職員共済組合は昭和二十九年一月に発足し、以来堅実に運営され、その目的を果しつつあります。その対象たる私立学校は財政的に制約があり、従ってそこに勤務する教職員の給与は、国、公立学校の教職員に比して著しく低い現状でありますので、全国の私立学校並びにその教職員は、ひとしく掛金の軽減を熱望いたしております。本法制定当時、両院の文部委員会においては、政府原案に対し国庫の補助は少くとも百分の二十程度まで引き上げることが強く要望されましたが、当時本法の母法とも言うべき厚生年金保険法の国の補助率が百分の十でありましたために、本法の修正が厚生年金保険法の改正に影響することを理由として、両院の文部委員会においては、それぞれ国庫補助率を早急に引き上げるよう措置すべき旨の付帯決議をいたし、補助率は政府原案通り百分の十にとどめたのであります。しかしながら、厚生年金保険法の国の補助率は、その後第十九国会において百分の十から百分の十五に引き上げられたのであります。そのため、本法の適用除外を受けている私学教職員の国庫の補助が、百分の十五となつたにもかかわらず、特別法である本法の適用を受ける

教職員は、百分の十の補助であるため、均衡を失ふことになつたのであります。さらにまた、現在本組合の長期給付の財源率算出の基礎となる予定利率が比較的高いこと、あるいは私立学校の教職員の平均給与が低いこと等のために、組合にとつても、またその組合員にとつても、他の国家公務員共済組合や地方団体の共済組合等に比較して、負担が相当過重な実情にあります。これらの理由のために、国の補助率を百分の十から百分の十五に引き上げることが必要であり、今回、法の一部を改正しようとするものであります。

委員会におきましては、慎重に審議を重ねましたが、質疑応答のおもなる点を申し上げますと、第一に、「本組合の加入状況はどうか」との質問に対しては、発議者より、「一部は厚生年金保険、健康保険等に加入しているが、他のほとんど全部が本組合に加入しており、加入者数約六万人、学校数にして約四千八百校である」との答弁でありました。また、「今回の法改正によって、国庫補助率が増加した場合、いかなる利益がもたらされるか」との質問に対しては、「従来長期給付の掛金率が千分の六十六であつたものが、千分の六十二に下ることになり、従つて組合員並びに学校経営者の負担がそれだけ軽減されることになる」ということであります。次に、「予算については、三十九年度予算において本共済組合への国庫補助金が四百万円修正増額されたが、この四百万円が今回の国庫補助率引き上げに充てられる」旨の答弁がございました。さらにまた、「私学振興上重要な使命を持つ本法律案のごときは、政府より提出されるのが当然であるにもかかわらず、議員提案となつた点について

は、文部省はいかなる見解を持つているか」との質問に對しましては、「文部省側としては、改正原案を用意したのであるが、政府部内においてはまだ協議がととのうに至らず、明年度を期していた」との答弁がございました。なお詳細については速記録をごらんくださいと存じます。

かくて質疑を終り討論に入りましたが、別に発言もなく、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律

四五一

◎公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法

置法 (昭三〇、八、八法一四七)

一、提案理由(六月三日)

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭三〇一法六八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院文教委員長報告(七月二十二日)

○佐藤観次郎君 ただいま上程になりました公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案につきまして、文教委員会における審議の過程及びその結果を御報告申し上げます。

本法律案は内閣の提出でありまして、その重点を簡単に申し上げますと、第一は、公立小学校における不正常授業の解消を促進するため、公立小学校の校舎の建築に要する経費について国が補助を行うものとし、その国庫補助の対象となる不正常授業を二部授業等に定義して、その詳細を政令で規定しようとしております。第二は、不正常授業を解消するため、小学校の校舎を建築または買収しようとする地方公共団体に対して国が補助することとし、その国庫補助率を予算の範囲内で三分の一以内とし、国が補助を行うことができる建築の坪数については、政令で定める児童一人当りの基準坪数に

建築を行う年度の五月一日現在のその学校の児童数を乗じた坪数からその学校の校舎の保有坪数を控除した坪数を、国庫補助の対象とすることに規定しようとしております。

本法律案は、去る五月三十日委員会に付託され、以来慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に当りましては、野原覺君、竹尾式君、永山忠則君、山崎始男君、辻原弘市君等からきわめて熱心な質疑が行われ、一、国庫補助の対象となる不正常授業の種類及び範囲について、二、児童一人当りの基準坪数は、小学校を対象とする他の施設関係の法律と同じく、最低基準の〇・九坪を規定すべきではないか、三、地方財政の長期節約と災害等の未然防止の見地から、予算上の鉄筋、鉄骨の建築比率を大幅に引き上げる考えがあるかどうか等、細部にわたって検討が加えられたのでありますが、特に次の問題に関しては強く要望されたのであります。

すなわち、一、町村合併に伴う小中学校施設の統合整備のための建築に対しては、従来の補助坪数算定方式を改訂するとともに、地方の需要を満たすに足る規模の特別の立法、予算、起債等の措置を緊急に講ずること、二、本年度以降三億四千二百万円あての三カ年計画の補助予算では、不正常授業の解消のための建築費としてはきわめて不足であるばかりでなく、今後の児童増加に伴い新たに生ずる不正常授業の解消のためにも大幅に予算を増額すること、三、僻地における不正常授業解消のため、国はすみやかに積極的に小規模学校の統合を促進し、もって教育効果の向上と地方財政の健全化に資するよう努めること等であります。

その詳細については速記録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、七月二十二日に至りまして質疑を終了、自由党永山忠則君から公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案に対する修正案が提出せられました。その修正案の要点を簡単に申し上げますと、

第一は、政府原案では不正常授業の種類及び範囲を政令で規定するようにしているため、その種類及び範囲が非常に不明確となり、疑惑の生じるおそれが多いので、国庫補助の対象となる不正常授業を、二部授業のほかに、いわゆる仮教室、仮校舎、詰め込み学級等に定義して法律に明記しようとしております。第二は、国が補助を行うことができる建築の坪数の限度を、小学校を対象とする他の施設関係の法律と同じく、児童一人当りの基準坪数を〇・九坪と法律に明記し、当該学校の校舎の保有坪数のうちに普通教室に使用することができる部分がきわめて少いこと、また翌年度の児童数増加により教室が急速に不足する場合など、政令で定める特別の事由がある場合は、児童一人当りの基準坪数は一・〇八坪とすることができると規定しようとしております。さらに、児童一人当り〇・九坪及び一・〇八坪の基準坪数については、学校の地域及び規模等に応じて、それぞれ坪数の補正増減を行うものと規定しようとしております。

次いで、修正案を含めた公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案について討論を省略して採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は起立総員をもって可決せられました。

次いで、社会党辻原弘市君から、一、現実に行われている不正常授

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法

業の解消をはかるのみでなく、将来の児童増加に伴う不正常授業を防止するためにも、強力な予算措置を講ずること、二、鉄筋、鉄骨建築に関する地方の強い要望にかんがみ、国家的見地から、その予算措置に当っては、現在の鉄筋比率を大幅に引き上げること、三、町村合併に伴う公立学校施設の統合整備を促進するための建築については、特別の予算措置を講ずること、など、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案に関する附帯決議案が提出せられ、採決の結果、起立総員をもって可決せられました。

かくて、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案は附帯決議を付して修正議決せられたのであります。

右、御報告申し上げます。

三、参議院文教委員長報告(七月二十七日)

○笹森順三君 ただいま議題となりました公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案につき、文教委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

本案は、戦後の異常な人口増加に基く小学校の児童数の激増による不正常授業の解消を促進せんとする趣旨をもって、これに対する国庫補助を法制化しようとするものであります。政府の提出案において政令にゆだねられておりました不正常授業の定義、国庫補助の可能建築坪数等に関する条文その他が、衆議院において修正せられまして、それぞれ具体的に法文中に明示されたのであります。

委員会における審議の過程におきましての質疑応答のおもなるものについて申し上げますと、「国の補助率を、公立小学校施設費国庫負担法の義務教育の年限延長に伴う施設の建築と同様に、二分の一に高める意向はないか」との質問に対しては、「人口の自然増に基づくものであるから、国の責任のみによって起るものとはおのずから異なるべきである」との政府の答弁がありました。「補助対象の工事完了後に補助金を交付し、会計検査の批難事項とならぬよう監督を敢にする意思はないか」との質問に対しては、「町村財政の微力にかんがみ、工事完了後の補助金交付は実行困難と思われるが、工事に対する監督は嚴重にして、公正を期したい」と旨の答弁がありました。「不正常授業の解消の年次計画いかん」との質問には、「衆議院における修正の結果、不正常授業教室の総坪数が増加したことにより、当初の三カ年完了の計画がさらに一カ年の延長を見るであろう」との答弁がありました。「解消のための建築における鉄筋建築の比率を高めることは不可能か」との質問に対しては、「現在一五％である鉄筋建築の比率を漸次増高していく考えである」との答弁がありました。「北海道における風倒木を不正常授業解消のための建築あるいは危険校舎改築のために利用してはいかん」との質問に対しては、「研究の上、善処したい」と旨の答弁がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、まず堀委員より、本案に対する付帯決議案を提出して賛成討論があり、荒木、山田、加賀山、松原の各委員より、「本法案は地方財政窮乏の際、まことに当を得た措置である。風倒木の利用に関しては、政府は十分考慮

すべきである。鉄筋建築の占める比率は、むしろ従来の逆となるよう、木造建築以上に高めることを希望する。不正常授業の解消は、確たる方策を樹立し、継続的に、かつ迅速にその成果をあげるべく強力に推進すべきである」と等の意見を付して、賛成の討論が開陳されました。

次いで採決の結果、本法案は、全員一致をもって、堀委員提出の付帯決議案を付し、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって御報告を終り、付帯決議案を朗読いたします。

一、本法案に基づく予算額の積算にあたっては、予算執行年度の不正常授業の実態に即応せしめることは勿論、更に自後の児童の急増による不正常授業の増加の状況にも即応するよう措置し、早急にその解消を図ること。

二、地方財政の長期節約、木材資源の保護及び災害防止等の見地から、鉄筋、鉄骨等の建築に関する予算措置にあたっては、現在の比率を大幅に引き上げるこる。

◎日本学校給食会法 (昭三〇、八、八法一四八)

一、提案理由(六月三日)

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭三〇―法六八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院文教委員長報告(七月二十九日)

○佐藤觀次郎君 ただいま上程になりました日本学校給食会法案及び女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案につきまして、文教委員会における審議の過程及びその結果を御報告申し上げます。

日本学校給食会法案は内閣の提出で、その要点を簡単に申し上げますと、学校給食用物資の買入れ、売り渡し、供給及び学校給食の普及充実に関する業務を行うことを目的とする日本学校給食会なるものを特殊法人として設立せんとするものでありまして、その取り扱う物資、資金の増大が予想せられるがために、その役員に対する国家の監督権を強化し、一、役員は文部大臣の任免制とすること、二、事務費は国の補助金によること、三、給食用物資に関する文部、農林の両大臣の権限、四、現存財団法人日本学校給食会を本会に吸収解消せしめることなど、所要の規定を設けております。

日本学校給食会法

本法律案は、去る五月二十八日委員会に付託され、以来慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に当りましては、三宅正一君、野原覺君、辻原弘市君、永山忠則君等からきわめて熱心な質疑が行われ、一、学校給食の現況、二、学校給食と余剰農産物受け入れについて、三、学校給食と新生活運動について、四、給食用物資の不良品払い下げ問題など、細部にわたって検討が加えられたのであります。さらにまた、七月二十日には、国産品による学校給食の振興及びこれと密接な関連を持つ酪農産業の振興について政府は即時適切な措置を講ずべきであるとして、本委員会及び農林水産の委員会とひとしく全会一致の決議がなされたのであります。これらの詳細については速記録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、七月二十九日に至りまして質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案について申し上げます。

本法律案は木村守江君外六名の提出でありまして、その要点を簡単に申し上げますと、国、公立の小、中、高等学校等に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、一、国及び地方公共団体は学校教育の正常な実施を確保するため必要な財政的措置を講ずるよう努めること、二、その休暇中当該学校の教育職員の職務を行わせるため、任命権者は、学校教育の正常なる実施が困難であると認める期間を任用の期間として、臨時的に校長以外の教育職

員を任用すること、ただし、都道府県が給与負担をする市町村立学校における臨時的任用の期間認定は、市町村教育委員会と都道府県教育委員会とが協議して決定することなど、所要の規定を設けてお

ります。
本法律案は、去る七月二十二日委員会に付託され、以来各委員は慎重に審議を重ねて参りました。

かくて、七月二十九日に至りまして質疑を終了、自由党永山忠則君から本案に対する修正案が提出されました。

その修正案の要点を申し上げますと、臨時的任用について必要な事項の一切を市町村教育委員会と都道府県教育委員会との協議事項とするために、第四条第二項中「臨時的任用については、その任用の期間は、同項の規定にかかわらず」とあるうち、「その任用の期間は」を削除することであります。

ついで、修正案を含めた本法律案について、討論を省略して採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は起立総員をもって全会一致可決せられました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院文教委員長報告(七月三十日)

○笹森順造君 たいいま議題となりました日本学校給食会法案につきまして、文教委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

まず本法案の提案の理由について申し上げます。

さきに第十九回国会におきまして学校給食法が制定され、わが国の学校給食制度が一応法的に確立したのでありますが、学校給食を適正確実に運営して、その効果をあげますためには、学校給食用物資の吟味撰択と円滑迅速な供給が期待されるのであります。今回政府は、学校給食用物資の公正な全国的供給機関を特殊法人として法制化するために、この法律案を提案いたしているのであります。委員会の審議におきましては、各委員よりきわめて活発な質疑が展開されましたが、これらの質疑内容等、これに対する応答の詳細は速記録に譲ることいたします。

ついで討論に入りましたところ、白井勇委員より次のごとき付帯決議案を付して賛成の意見が述べられました。

決議案の内容は、学校給食を適正確実に運営するために、本法制定を機会に、学校給食法自体に対する法的措置を政府に要望する趣旨であります。その詳細も速記録に譲ることいたします。

続いて荒木、吉田、高橋、川口の各委員より、それぞれ政府に対する希望意見を付して賛成討論があり、かくて採決の結果、全会一致をもって、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお付帯決議につきましても全会一致をもってこれを付することにした。政府よりその趣旨に沿うべく善処する旨の発言がありました。

以上、御報告申し上げます。

◎昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

(三〇、八、九法一四九)

一、提案理由(七月二十二日)

○藤枝政府委員 たいいま議題となりました昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

政府は、現下の食糧需給の現状にかんがみ、昭和三十年産米穀については、生産者からの事前売り渡し申し込みにより集荷を行うこととしたのでありますが、この制度によって所要数量を確保することに資するため、事前売り渡し申し込みに基づいて政府に対して米穀を売り渡した者の昭和三十年分の所得税については、玄米一石当り平均千四百円を非課税とすることとし、このため、昭和三十年九月末日までに売り渡された米穀については、一石当り二千四百円として、六十キログラム当り九百六十円、同年十月十五日までに売り渡された米穀については、一石当り千八百円として六十キログラム当り七百二十円、同年十月末日までに売り渡された米穀については、一石当り千五百円として六十キログラム当り六百円、昭和三十一年二月末日までに売り渡された米穀については、一石当り千二百円として六十キログラム当り四百八十円を非課税とすることとしたので

昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

あります。

なお、右に申し上げました非課税措置により、昭和三十年産米穀において二十九億円程度の減収が見込まれるのでありますが、一方において米価の引き上げによる増収が見込まれますので、同年度予算に計上いたしました程度の所得税収はおおむね確保できる見込みであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられますよう希望する次第であります。

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十九日)

○春日一幸君 たいいま議題となりました昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案について、大蔵委員会の審議の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

まず、昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、昭和三十年産米穀については生産者からの事前売り渡し申し込みにより集荷を行うこととしたのでありますが、この制度によって所要数量を確保することに資するため、事前売り渡し申し込みに基づいて政府に対して米穀を売り渡した者の昭和三十年分の所得税を軽減しようとするものであります。

その内容を申し上げますと、玄米一石当り平均千四百円を非課税とすることとし、このため、昭和三十年九月末日までに売り渡された米穀については一石当り二千四百円として六十キログラム当り九

昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律
 百六十円、同年十月十五日までに売り渡された米穀については一石
 当り千八百円といたしまして六十キログラム当り七百二十円、同年
 十月末日までに売り渡された米穀については一石当り千五百円とし
 て六十キログラム当り六百円、昭和三十一年二月末日までに売り渡
 された米穀については一石当り千二百円として六十キログラム当り
 四百八十円を非課税とすることしようというのであります。な
 お、政府の説明によりますれば、以上の措置により、昭和三十年度
 において二十九億円程度の減収が見込まれておりますが、一方にお
 いて米価の引き上げによる増収が見込まれますので、同年度予算に
 計上いたしました程度の税収はおおむね確保できる見込みでありま
 す。

審議の結果、本日質疑を打ち切り、討論を省略して、直ちに採決
 に入りました。しかるところ、全会一致をもって希望条件付で可決
 されたのであります。

なお、希望条件は次の通りであります。

三十年度事前売渡制度実施に当り、集荷の状況にかんがみ予約締
 切期日後の買入分に対しても優遇措置を講ぜられたい。

三、参議院大蔵委員長報告(七月三十日)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭三〇―法一七
 九)の委員長報告と一括して掲載)

◎関税定率法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、九法一五〇)

一、提案理由(七月五日)

(余剰農産物資金融通特別会計法(昭三〇―法一〇〇)の提案理由と
 一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月十五日)

○加藤高藏君 たいま議題となりました関税定率法の一部を改正
 する法律案について大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御
 報告申し上げます。

本法律案は、今回のガット、すなわち関税及び貿易に関する一般
 協定加入のための関税交渉の結果等を考慮して、映画用フィルム
 の税率を従量税率に改めるとともに、これに伴う規定の整備を行うた
 め、関税定率法の一部を改正しようというのであります。

以下、その改正の内容について簡単に申し上げます。わが国の国
 税率は、昭和二十六年の改正により、すべて従価税率によることと
 されているのであります。が、映画用フィルムにつきましては、その
 取引形態の特殊性のため適正な課税価格の算定がきわめて困難であ
 るため、従来から従量税率の採用につきまして検討を進めておりま
 したところ、今般、ガットの関税交渉におきまして、映画用フィル

関税定率法の一部を改正する法律

ムの一部について従量税率による協定が行われましたので、これを
 機会に、露出済みの映画用フィルムの税率を従量税率に改めるとと
 もに、このような従量税率の採用に伴いまして所要の規定を整備し
 ようというのであります。なお、この改正は、ガットの譲許税率の
 適用と同時に施行しようとするものであります。

本法律案は、去る七月五日政府委員より提案理由の説明を聴取
 し、本日質疑を打ち切り、討論を省略、直ちに採決に入りましたと
 ころ、全会一致をもって本法律案は原案の通り可決いたされまし
 た。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(七月二十七日)

(関税定率法等の一部を改正する法律(昭三〇―法一〇一)の委員長
 報告と一括して掲載)

◎石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、九法一五一)

一、提案理由(七月六日)

(石油資源開発株式会社法(昭三〇—法一五二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院商工委員長報告(七月十二日)

(石油資源開発株式会社法(昭三〇—法一五二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(七月二十七日)

(中小企業安定法の一部を改正する法律(昭三〇—法一六九)の委員長報告と一括して掲載)

◎石油資源開発株式会社法

(昭三〇、八、九法一五二)

一、提案理由(七月六日)

○島村政府委員 たいま議題となりました石油資源開発株式会社法案について御説明いたします。

わが国の原油生産量は、現在年間三十四万キロリットル程度であり、国内総消費量に対し五%にも満たない供給率であります。エネルギー資源または工業原料としての石油の地位は、近年ますます重要な度を加えつつあり、ために石油輸入の外貨支払額は、食糧、繊維原料に次いで一億七、八千万ドルに及ぶ巨額に達する次第でありますので、国内における石油資源を急速に開発し、その自給度の向上をはかることは、現下における国家的な急務と考えられます。石油の自給度向上につきましては、欧米諸国におきましても従来から国の施策として多大な努力が傾注されており、その成果も目ざましいものがありますが、なかんずく、西独、フランスにおいては、この数年間に、それぞれ三倍ないし、六倍の増産に成功しておるのであります。

従いまして、良好な石油の集油構造に恵まれるわが国のみが、ひとり現在程度の石油生産に甘んずることは許されないと申されます。よって、通商産業省におきましては、昭和二十八年九月

の石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の答申にかかる石油資源総合開発計画に基き、わが国石油資源の賦存性と埋蔵量を急速に確認し、もってわが国における石油の生産を年間百万キロリットルの線にまで高めたい所存であります。本法律案は、右の趣旨により石油資源の開発を急速かつ計画的に行う実施主体として、広く石油採掘業者、石油精製業者等の資金の参加を得、政府の半額出資からなる特殊会社として石油資源開発株式会社を設立し、所要の助成措置を講ずるとともに、他方では、会社に対し、必要な監督を行おうとするものであります。

すなわち政府があえて本会社の設立を企図いたしましたゆえんのもの、

第一に、石油資源の開発を推進する主体として、国の意思を的確に反映することのできる機構が必要であり、そのためには本会社のごとく国の強力な支持と監督とを期待し得る会社の設立が望まれたこと。

第二に、わが国における民間石油鉱業が探鉱に投下し得る資金にはおのずから限度があり、またリスクに富む探鉱事業の特殊性からして、石油資源の総合的開発を純然たる私企業の運営のみにゆだねることは、資金取得と危険負担の両面において少からぬ困難が予想されたこと。

第三に、石油資源の総合的開発が石油精製業者その他の関連業者に与える直接、間接の利益を考慮すれば、開発に要する資金の一部をこれらの企業の協力に待つことがむしろ適当であり、またこれに

より従来よりも多額の民間資金の活用が可能であることにあったのでありまして、政府といたしましては、このような強力な機構の確立により、石油資源総合開発の今後における飛躍的な伸展を期している次第であります。

以下本法律案の概要を申し述べますならば、第一には、会社の目的が石油資源の開発を急速かつ計画的に行うことにある旨を明記し、会社の事業を、石油資源の探鉱、石油及び可燃性天然ガスの採取及びその販売並びに会社の目的達成に必要な事業に限定いたしました。

第二には、本会社が国の意思を的確に反映することのできる機関であることの裏づけとして、政府は常時会社の株式の二分の一以上を保有することとし、その特殊会社としての性格を明かにするとともに、会社の設立に際し、政府は、その所有する帝国石油株式会社株式を現物出資することを規定いたしました。

第三には、会社の役員に關しその人数を取締役に關しては七人以上、監査役については二人以内とし、必要以上の人員増加を防止するとともに、取締役の業務の執行が、他の関連企業等との關係によつて当を失ふることのないよう、特に必要がある場合のほかは、兼職を制限いたしました。

第四には、会社の営む事業が石油の探鉱を主体とするものであり、その事業の遂行には、一面において少からぬ起伏が予想される關係上、会社經理の平準化を期する上から、会社がその成立後五年間に支出した費用については、十年ないし十五年間の繰り延べ經理

を認めるとともに、他方では、探鉱資金の社外流失を防止するため、会社成立後五年間は、利益の配当を制限することといたしました。

第五には、会社の性格にかんがみ、各種の助成措置を講ずることとし、会社に対しては、その設立、資本の増加、鉱業権の設定等に際し、登録税を免除するとともに、国は、昭和三十年度に限り、探鉱に必要な費用の一部について会社に補助金を交付し、さらに、社債発行限度の特例を規定することにより資金の確保に遺憾なきを期しました。

第六には、以上と表裏して、会社の取締役等の選任の決議、合併及び解散の決議、事業計画等の設定及び変更、定款の変更、社債の発行、利益金の処分、新株の発行、重要財産及び鉱業権の譲り受け等については、通商産業大臣の認可及び監査等、国が監督を行うこととし、右のうち所要事項に關しては、大蔵大臣と協議すべきこととしたのであります。

以上本法律案の提出理由並びにその内容に關する概要を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

次にたゞいま議題となりました石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、昭和二十七年に制定を見ました石油及び可燃性天然ガス資源開発法の施行以来、石油及び可燃性天然ガス資源を合理的に開発し、公共の福祉の増進に資するために、その掘採方法について同

法による所要の措置を講ずるとともに、探鉱及び掘採に對して補助金の交付による積極的な国家補助を行なつて参つたのであります。

しかしながら、最近における石油鉱業の現状に對処し、わが国石油資源の総合的な開発を促進するため、従来の補助金の交付による探鉱活動の助成措置を改め、政府の半額出資による特殊会社としての石油資源開発株式会社を設立し、政府の強力な監督のもとに探鉱の急速かつ計画的な実施に當らせることといたしました。よつて、政府は、別途、石油資源開発株式会社法案を上程するとともに、石油及び可燃性天然ガス資源開発法のうち、補助に關する規定を削除し、またこれに伴う關係規定の整理を行い、ここに石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案を提出することといたしました。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

二、衆議院商工委員長報告(七月十二日)

○内田常雄君 たいだいま議題となりました石油資源開発株式会社法案外二案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず、石油資源開発株式会社法案並びに石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

わが国の石油生産量は現在年間三十四万キロリットル程度でありまして、その供給率は国内総消費量のわずかに5%にも達しない実情であります。一方、石油のエネルギー資源または工業原料と

しての重要性は近年ますます増大をいたし、ために石油の輸入量も年々累増の一途をたどつているのであります。現に、昨年度におきましては、食糧繊維原料に次ぐ外貨を支払つておられることは、日本経済自立の観点よりも、また国際収支の面よりも、大いに考えねばならぬ現象と言わねばなりません。この法律案は以上のよ

うな実情に對処して提案されたものであります。その要旨とするところを簡単に申し上げますと、さきに政府に對して石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の答申に基いて立案されたわが国石油資源総合開発五カ年計画に基いて、わが国石油資源の賦存性と埋藏量を急速に調査確認し、もつてわが国における石油の生産を年間百万キロリットル以上の線に高めるために、政府の半額出資のもとに、民間資金をも導入して、特殊会社としての石油資源開発株式会社を設立して、石油資源の計画的開発を急速に行わしめようとするものであります。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案は、右に申し述べました石油資源開発株式会社設立による資源開発の構想に對処せしめて、従前の石油及び可燃性天然ガスの探鉱に對する国の助成に關する現行法の規定を削除し、あわせて必要な条文の調整を行うものであります。

右の二つの法律案は七月五日商工委員会に付託されましたので、七月六日政府よりその提案理由を聴取いたし、これに對する質疑は、七月六日以来四回にわたり、きわめて熱心に行われました。なお、両法案の審議の完璧を期するため、七月八日参考人を招致して

参考意見を聴取いたしました。それらの詳細は会議録を御参照願います。

両法案に対する質疑は七月九日終了いたしましたので、同日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両法案に対する採決後に、社会党の櫻井奎夫君から、石油資源開発株式会社法案に対しまして政府を鞭撻する趣旨の附帯決議案が提出せられたのでありまして、同決議案を議題として採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって採択すべきものと決した次第でございます。

次に、輸出品取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、輸出品取締法による品質検査は、わが国の輸出品につきました、海外における声価の向上のため必要と認められておりますが、従来は、日本に駐留するアメリカ合衆国軍隊及び国際連合の軍隊のPX等の物品販売機関またはこれらのための物資調達機関に納入する物品については本法の適用がなかつたのであります。これらの物品は、韓国、沖繩等に輸出せられ、あるいは国内駐留軍将兵に販売せられているものであります。そのうち、耐久性のある消費物品については、ほとんどこれを本国に持ち帰り使用せられていた現状であります。かかる物品のうち、特にその納入数量の大きいものについては、その品質の良否は、ただに当該品目のみならず、本邦輸出品全般に対する品質上の声価を左右するもので

あつて、かような物品に対しては、その品質の維持向上をはかり、本邦製品の声価の確保とその向上をはかるため、輸出品に対すると同様に、品質に対する検査を実施する必要があるものであります。

以上が本法律案の趣旨並びに要点であります。

本法律案は、日本民主党の山手満男君外各党代表七名より提出せられ、七月十一日商工委員会に付託となりました。同日提出者を代表し首藤新八君より提案理由を聴取しました。本日、本法律案については別段異議もありませんでしたので、討論を省略し採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもって報告を終わります。

三、参議院商工委員長報告(七月二十七日)

(中小企業安定法の一部を改正する法律(昭三〇―法一六九)の委員長報告と一括して掲載)

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一〇法一五三)(衆)

一、提案理由(七月十八日)

○畠山委員 たいだいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案につき、提案者を代表いたしましたとして提案の理由を御説明申し上げます。

本法案は国際観光事業の重要性にかんがみ、観光行政を強力に遂行せしめる必要上、現在運輸省にあります観光部を観光局に昇格させるため、運輸省設置法に所要の改正を加えようとするものであります。

国際観光事業の振興が、文化の交流、国際親善の増進に貢献するところが少なくないことは今さら申し上げるまでもないのであります。さらに外貨の獲得という面におきまして、わが国経済の自立達成上大きな役割を持つておるのであります。現に昭和二十九年の観光収入は三千九百万ドル、約四百四十億円に上り、戦前の最盛期たる昭和十一年の実績に比し、約二五%の増加となっております。しかも内閣の観光事業審議会の想定によれば、もし今後十分な振興策を行うならば、三年後の昭和三十三年には約七千万ドル、約二百五十億円の収入を上げることが必ずしも困難ではないのであります。しかしながらこれには、対外的には関係各国と緊密な連係を保

運輸省設置法の一部を改正する法律

ち、積極的に外客誘致策を講ずるの要があり、国内的には受け入れ態勢を整備しなければならぬのであります。

戦後欧州各国においては、観光事業の指導育成に当らしめるため、あるいは一省を創設し、あるいは一局を設置いたしました。大きな成果を上げておるのであります。しかるにわが国におきましては、昭和五年鉄道省の外局として国際観光局が設置せられ、昭和十七年戦時態勢に伴い同局は廃止せられたのであります。戦後運輸省鉄道総局の観光課を経て運輸大臣官房に観光部が設置せられ、現在に至つておるのであります。しかしながら最近における国際観光事業振興の要望にこたえるには十分ではないのみならず、部という組織は国家行政組織法の規定により当分の間置くことができるといふことになっておるのであります。重要国策な所掌する部であるにもかかわらず、行政改革の都度縮小の対象となる状態でありま

す。

現在政府は官設観光機関国際同盟及びその地域別委員会に加盟し、あるいは理事国として、あるいは有力なるメンバーとして、国際的に活躍いたしておるのであります。国際会議が相次いで開催せられるときに当り、わが国の観光行政機関の基礎が不安定であるというところは、国際的提携促進上良好なる結果を招来するとは考えられないのであります。一方米国は、戦後海外経済援助の一方途として自国民の海外旅行を奨励しており、欧州各国はこれにより莫大な観光収入を上げて経済復興に寄与しているのであります。米国会及び政府は、過般新設された商務省の観光局を通じて、わが国

の受け入れ態勢の整備及び対米観光宣伝の積極化を慫慂して参つて
いるのであります。この情勢に対処するためにも、わが国の観光行
政機構の強化ということは当然考慮されなければならないのであり
ます。

観光行政機構の強化については、内閣の観光事業審議会もしばし
ば建議し、過日衆議院運輸委員会においてもこれに関し決議してい
るのであります。今や民間機関はいち早く再編成を断行いたしま
して、国際観光事業の振興をはかろうとしているのであります。こ
れを政府機関が旧態のままじんとせんしていることは、策として当を得た
ものとは言い得ないのであります。

以上申し上げました趣旨により、さしあたり運輸省の観光部を観
光局に昇格せしめようとするのであります。国家財政の状態も十
分に考慮し、人員及び予算の増加を来たさないことといたしてあり
ます。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお
願ひいたす次第であります。

二、衆議院運輸委員長報告(七月十九日)

○原健三郎君 ただいま議題となりました三法案につき、運輸委員
会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案について申し上げま
す。

本法案は、国際観光事業の重要性にかんがみ、観光行政を強力に
遂行せしめる必要上、現在運輸省にありませぬ観光部を観光局に昇格

せしめるため、運輸省設置法に所要の改正を加えようとするもので
あります。

本法案は本月十五日本委員会に付託され、十八日提案者を代表し
て島山鶴吉君より提案理由の説明を聴取いたしました後、質疑、討
論を省略、直ちに採決の結果、本法案は起立多数をもって原案の通
り可決すべきものと議決いたしました。

次に、海上運送法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法案の概要を御説明いたします。現行法制定後の施行状
況に徴しますと、海上運送の実情に沿わない点がありますので、こ
れらの諸点について所要の改正を加えようとするものであります。
その内容のおもなる点をあげますと、第一点は、従来届出制で
ありました旅客不定期航路事業を許可制にする点、その運
賃、料金及び運送約款等について所定の規制を加えようとするので
あります。第二点は、旅客定期航路事業について免許基準の明確化
をはかるとともに、人命の安全に関する法令に違反した場合には事
業の停止または取り消しができ得るようにならうとするのであり
ます。

本法案は、五月十六日予備審査のため本委員会に付託され、同月二
十八日政府より提案理由の説明を聴取し、七月四日日本付託となり、
同月十三日、十八日質疑を行いました。その詳細は会議録で御承
知を願ひます。

かくて、討論を省略し、直ちに採決の結果、本法案は全会一致を

もつて原案通り可決した次第であります。

次に、戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律案につ
いて申し上げます。

本法案は、旧軍人軍属たる戦傷病者に対する援護の一方途とし
て、増加恩給、傷病年金または傷病賜金を支給されている旧軍人、
旧軍属等であつて、現にその不具廃疾または傷病の程度が政令で定
めるところに該当する者及び政令で定めるその介護者は、日本国有
鉄道の鉄道及び連絡船に、政令で定める回数、等級、区間に限り、
運賃を支払わないで乗車または乗船することができることとし、国
はこの取扱いに伴う鉄道及び連絡船の運賃に相当する金額を負担す
ることとするもので、昭和三十一年四月一日から施行する
こととなっております。

本法案は、本月十九日本委員会に付託され、同日提出者を代表し
て原健三郎君より提案理由の説明を聴取いたしました後、質疑に入り
ましたが、その内容は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、質疑を打ち切り、討論を省略いたしました。本法案は
議員の発議にかかる予算を伴うものでありますので、国会法第五十
三条の三の規定により内閣の意見を徴しましたところ、植田運輸省
監督局長より、本法案は事務的にはなお検討を要すべき点がある
が、大きな方針に関する問題なので、方針決定の上は、その線に沿
うて研究したいという意味の答弁がありました。

次いで、採決の結果、本法案は起立総員をもって原案の通り可決
すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(七月三十日)

○宮田重文君 ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改
正する法律案外一件の法律案につきまして、内閣委員会における審
議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案について申し上げま
す。

本法律案は衆議院議員島山鶴吉君外二名より提出せられたもので
あります。本法律案は、国際観光事業の重要性にかんがみ、観光
行政を強力に遂行せしめる必要上、現在運輸省にある観光部を観光
局に昇格させるため、運輸省設置法に所要の改正を加えようとい
うのが改正の眼目であります。

次に、提案者がこの改正の理由として述べておられますところを申
上げますと、国際観光事業の振興が文化の交流、国際親善の増進
に貢献するところが少なくないことは申すまでもなく、さらに外貨の
獲得という面において、わが国経済の自立達成上大きな役割を持っ
ており、内閣の観光事業審議会の想定によれば、もし今後十分な振
興策を行うならば、三年後の昭和三十三年には約七千万ドル、約二
百五十億円の収入をあげることが必ずしも困難ではないが、これが
ためには対外的には関係各国と緊密な連係を保ち、積極的に外客誘
致策を講ずる必要があり、国内的には受け入れ態勢を整備しなけれ
ばならない。戦後欧州各国においては、観光事業の指導育成に当ら

しめるため、あるいは一省を創設し、あるいは一局を設置して、大きな成果をあげておるのに、わが国においては現在、運輸大臣官房の観光部がこの任に当っておる状態である。現在、政府は官設観光機関国際同盟及びその地域別委員会に加盟し、あるいは理事国として、あるいは有力なるメンバーとして、国際的に活躍いたしておるのであって、国際会議が相次いで開催せられるときに当り、わが国の観光行政機関の基礎が不安定であるということは、国際的提携促進上、良好なる結果を招来するとは考えられない。民間機関においては、いち早く再編成を断行して、国際観光業の振興をはかろうとしているのに、政府機関が旧態のままであることは、策として当を得たものとは言いがたい。かような趣旨により、さしあたり運輸省の観光部を観光局に昇格せしめようとするのであるが、国家財政の状況も十分に考慮し、人員及び予算の増加を来たさないことといたしておる。以上が提案の理由として述べられたところであり、

内閣委員会は前後二回にわたり委員会を開きまして、その間、提案者代表衆議院議員島山鶴吉君のほか、政府側より三木運輸大臣、河野運輸政務次官、森行政管理庁政務次官等の出席を求めまして、本法律案の審議がなされたのでありますが、その審議によつて明らかとなつた点を申し上げますと、その第一は、本法律案は、政府提出案でなく議員提出の法律案でありますので、本法律案につき政府の所見をたしましたところ、森行政管理庁政務次官より、「国際観光事業は重要な問題であるが、国家の行政機構の簡素化は、行政管理庁当局の立場としてはこれまた重要な問題であつて、この部が

局に昇格すると、将来建設省その他の省においても昇格の問題が生じてくるおそれがある」旨、所見が述べられました。その第二は、各省における観光行政の調整に関する点であります。すなわち「運輸当局は観光行政の強化推進の上から、各省と観光行政をどのように調整して行く方針であるか」の質問に対し、運輸当局より、「観光行政は一般に各省に分属しているように見えるが、真の意味の観光行政は、現在の運輸省の観光部に集中されており、その内容は対外宣伝、外客の国内への受け入れ態勢、ホテル、旅館の整備改善、旅行あっせん、観光教育の普及等であつて、これらが運輸省の所管する観光行政のおもな業務であるが、このほかに観光関係の業務として、国立公園、道路の整備、文化財の保護、保存等の業務が厚生、文部等の各省に属しているので、各省間の連絡を緊密にすることによつて、観光行政を強力に推進して行きたい」旨、答弁がありました。

その第三は、観光行政と鉄道、道路の整備との関係の点であります。この点につきまして、運輸当局より、「道路、鉄道の整備、改善は観光行政の先決問題であるから、運輸当局もこの点について今後十分努力したい。なお、交通機関のサービスの第一は、人命の尊重であるから、事故の起きた交通機関については、一々相当の改善を加え、また気象業務の充実等によつて今後万全を期したい」旨、答弁がありました。その第四は、国際観光関係の予算の点であります。この点につきましては、運輸省は、海外宣伝及び外客受け入れサービス費として

五千三百万円、厚生省関係では国立公園のため五千万円、建設省関係では観光道路に關係ある道路に対し年間約十億円を支出しておるということであり、

なお、以上のほか、外客の来訪状況、観光収入の見通し、国鉄の独立採算制等の問題についても質疑応答がなされましたが、その詳細は委員会会議録に譲ることを御了承願います。

昨日の委員会におきまして、質疑も終結いたしましたので、討論に入りましたところ、宮田委員より、自由党を代表して、次のことき付帯決議案を提出され、本法律案に対する賛成の発言がありました。

この付帯決議案を朗読いたします。

付帯決議案

運輸省に観光局を設置する問題は、たとえ国際観光事業の重要性に鑑み、観光行政を強力に遂行せしめるためとはいえ、今後において、かかる際は、行政当局がその責任において行政組織全般の立場から、検討を加え考慮しなければならぬ問題であること、言を俟たない。

従つて、かくの如き各省、庁の行政機構に関する改正については、政府は必要ある場合責任をもつてその措置を進むべきものである。

右決議する。
次に、木下委員より、社会党第四控室を代表して、本法律案並びに宮田委員提出の付帯決議案に対し賛成の旨発言がありました。

運輸省設置法の一部を改正する法律

討論も終結いたしましたので、まず本法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと議決せられ、次いで宮田委員提出の付帯決議案につきまして採決いたしましたところ、全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定せられました。

以上、御報告申し上げます。

次に、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正の要点を申し上げますと、今般失業保険法の一部改正によりまして、従来一律に百八十日であった失業保険金の給付日数が、長期被保険者については二百七十日または二百九十日に、季節的労務者等短期被保険者については九十日に改められることになつたのであります。それに対応いたしましたので、国家公務員等の失業者の退職手当につきましても、その支給の基準となる日数を職員の勤続期間に応じて区分することとし、勤続期間六カ月上十カ月未満の者は九十日、勤続期間十カ月上五年未満の者は百八十日、勤続期間五年以上十年未満の者は二百十日、勤続期間十年以上の者は二百七十日に改めることとしたしておるのが改正の主眼点でありまして、その他、この失業者の退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算につきましては、端数計算を行わないこととし、また、退職手当の支給を受ける遺族の順位につきましては、養父母と実父母の順位等を明確にする等、若干の規定の整備をはかるとともに、必要な経過措置を設けることとしたしてあります。

内閣委員会におきましては、三回にわたり本法律案につき審議を行なつたのでありますが、その審議において問題となつた諸点を申し上げますと、まず、現在の退職手当は、今なお暫定的な措置をとられていますが、恒久的な制度確立についての政府の見通しはどうか、また日々雇い入れる職員の失業者の退職手当または失業保険の給付について、予算上国が措置すべき経費は適正に計上されているかどうか、また、失業保険法による給付と国家公務員の失業者の退職手当とは、元来給付要件が異なるものであるにもかかわらず、その給付率の改正を機械的に同一の取扱いを行うために、公務員に著しい不利益を与えるのではないか、等の点であります。その詳細は会議録により御了承願ひたいと存じます。

かくて質疑も終結いたしましたので、討論を省略し、直ちに採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。

○クリーニング業法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、一〇法一五四)(衆)

一、提案理由(七月二十五日)

○長谷川(保)委員 ただいま議題となりましたクリーニング業法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十五年本法が制定公布されて以来五年を経まして、クリーニング業の発展もまた著しいものがあり、その実態に即した公衆衛生上の措置を講ずることが必要となりましたので、現行法を整備して、クリーニング業の適正な経営を期すため、本法案を提出した次第であります。

この法律案の改正のおもな点を申し上げますと、第一に、従来のドライクリーニング師の制度を廃止して、新たにクリーニング師の制度を設けたこととあります。従来は、ドライクリーニング営業に対してのみ、一定の衛生的知識と技術を要求していたのであります。その現われはドライクリーニング師制度であります。一般のクリーニング営業についても、昨今のように洗たくものの処理に関する方法が衛生的、技術的に高度になつて参りますと、一定の衛生的知識と技術とが伴わなければ、衛生的かつ合理的な処理を望むことができないのであります。この改正によつてこれを確保しよう

クリーニング業法の一部を改正する法律

とするものであります。すなわち、営業者は、常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならないこととしたこととあります。従来、ドライクリーニング営業で、従事者十人以上を使用する場合にはのみドライクリーニング師を置くことになつていたので、ドライクリーニングに限らず、クリーニング営業全般を対象とし、かつ、実情を考慮しまして、この際は常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所について適用することとしたのであります。

第二に、営業者がクリーニング所について講ずべき衛生上の措置について、都道府県知事が地方の実情に沿ひ得るような衛生上必要な事項を定めることができることとしたこととあります。これはクリーニング所の施設の構造設備及び管理について、現状及び地方的実情に即し得るような必要な措置を行わせようとするものであります。

第三に、クリーニング所における営業についての公衆衛生上の措置またはクリーニング師設置の規定に違反しているときは、従来は都道府県知事が直ちに営業停止または閉鎖処分を行うことができたのであります。が、まず都道府県知事が措置命令を出し、その措置命令に従わないときに、初めて営業停止または閉鎖処分を行うことに改めたのであります。

第四に、クリーニング師の試験科目に、新たに洗たくものの処理に関する技能を加えたこととあります。これは従来の試験の運用から見ましても、クリーニング業の現状から考慮してみましても、き

わめて必要な規定と史料されるのであります。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御議決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(七月二十六日)

○山下春江君 たいま議題となりましたクリーニング業法の一部を改正する法律案及び母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、クリーニング業法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本改正案の要旨は、第一に、従来のドライクリーニング師の制度を廃止して、新たにクリーニング師の制度を設けたこととあります。第二に、営業者は常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所ごとに一人以上のクリーニング師を置かなければならないこととしたこととあります。第三に、営業者がクリーニング所において講ずべき衛生上の措置について、都道府県知事が必要な事項を定めることとしたこととあります。第四に、クリーニング所における営業についての公衆衛生上の措置またはクリーニング師の規定に違反しているときは、従来は、都道府県知事が直ちに営業停止または閉鎖処分を行うことができたのでありますが、まず都道府県知事が措置命令を出し、その措置命令に従わないときに初めて営業停止または閉鎖処分を行うことに改めたのであります。第五に、クリーニング

師の試験科目に、新たに洗たく物の処理に関する技能を加えようとするのであります。

本案は七月十九日本委員会に付託せられ、昨二十五日提出者より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本改正案の要旨は、修学資金のうち、大学に就学している者に対する貸付額は、現行法では二千元以内となっており、これを、三千円以内に改めるとともに、事業継続資金に対して新たに六ヶ月の据置期間を設けたこととあります。

本案は去る二十一日本委員会に付託せられ、昨二十五日提出者植村武一君より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、今二十六日の委員会において質疑を終了し、討論を省略して採決に入り、したところ、本案は原案の通り全会一致可決すべきものと議決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(七月三十日)

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇一法一二八)の委員長報告と一括して掲載)

○弁護士法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一〇法一五五)(衆)

一、提案理由(七月二十八日)

○世耕弘一君 たいま議題となりました弁護士法の一部を改正する法律案、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の二案につき、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、弁護士法の一部を改正する法律案について申し上げます。外国弁護士制度は、旧法時代からありましたが、終戦、占領という特殊事情のもとに、その職務範囲が拡張され、その要件が緩和されたものであります。独立後の今日においては、一面、国際的視野に立ちながら、他面、独立国の法制としてふさわしいように改正する必要があると信じたのであります。すなわち、現行法におきましては、旧法と異なり、外国人であっても日本の試験に合格すれば弁護士となり得ることになっており、従って、この意味においてはきわめて開放的になっておりますから、この上さらに現行法第七条のような外国人弁護士制度を認める必要はないと存するのであります。しかも、諸外国の立法例を見ましても、このような外国人弁護士制度は全くその例を見ないところであります。以上の理由により、本法案は、弁護士法第七条を削除して、外国人の弁護士制度は、この際これを廃止しようとするのであります。しかし、同条の既得

弁護士法の一部を改正する法律

権を有する者は現在六十八名おりますので、この既得権はそのまま是認することにいたしました。

本案は、七月二十八日、全会一致をもって法務委員会の成案を得たものであります。

次に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、民事訴訟費用、刑事訴訟費用及び執行吏の手数料等につきましては、戦争中の物価の高騰に應じて、臨時的にこれらを増額するため、民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及び執行吏手数料規則の特例として昭和二十九年に訴訟費用等臨時措置法が制定されましたが、終戦後も、引き続き経済情勢の変動に伴い、数度この法律を改正し、これらの額を増加して参ったのであります。

前回の増額、すなわち昭和二十七年七月の改正以来、国内の経済事情は多少安定はして参りましたが、物価の騰勢はなお継続し、例を經濟審議片調査の東京における家計費指数にとりまして、本年三月の指数は昭和二十六年平均の約三割八分方の増加を示し、現在の訴訟費用及び執行吏の手数料等の額によつては、訴訟関係者または執行関係者等の負担の均衡上公平を欠くものと考えられましたので、この際暫定的にこれらの額を増加しようとするのが、この法律案の提出の趣旨であります。

さらに、執行吏の手数料は、公務員たる身分を持つ執行吏に対する給与の一変型ともいふべきものでありまして、一般公務員の給与ベースについては、昭和二十七年十一月及び昭和二十九年一月と二

度改正増額され、昭和二十六年年度のベースに比較して五割強の増加となっており、その間執行吏の手数料は増加されておらず、従って、今回の手数料改正はおそきに失した感もある次第であります。

次に、本法案の改正内容を申し上げますと、第一に、民事訴訟費用中の書記料及び翻譯料の額を、百十倍とあるのを百五十倍に改めようとするのであります。第二は、執達吏手数料規則に定められております執行吏の差し押え、競売その他書類送達等の手数料等について、若干増額いたそうなのであります。このことは、たとえば書記料八円とあるのを十円に、記録閲覧手数料十三円とあるのを二十円に改めることによって、十円以下の端数を整理し、事務的煩瑣を除き、あわせて執務能率の改善をはかろうとするものであります。第三に、差し押え、競売等における債権額、競売金額の区分を改正し、これによって経済事情と執務の実情に適合せしめようとするものであります。

以上がこの法案の改正の趣旨並びに要点であります。

法務委員会におきましては、従来執行吏の執務において遺憾の行為があることを間々耳にするのであります。これは、裁判所が執行吏監督規程による査察を完全に実施するとともに、執行吏の収入たる手数料の適正なる改正をすることによってかかる行為の絶滅を期することとし、この目的を達成するためにも本改正案は妥当なものであるとして、七月二十八日、全会一致をもって、以上申し述べましたような成案を得た次第であります。

以上、弁護士法の一部を改正する法律案及び訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の二法案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。何とぞ議員諸君の御賛成あらんことを希望いたします。

二、参議院法務委員長報告(七月三十日)

○成瀬峰治君 たいま議題となりました弁護士法の一部を改正する法律案及び訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果につき御報告申し上げます。両改正法律案はいずれも衆議院から提出せられたものであります。

まず、弁護士法の一部を改正する法律案の改正の趣旨及び要点を御説明いたします。

外国人弁護士制度は、旧法時代からあつたのであります。終戦後の占領という特殊事情もあり、その職務範囲が拡張され、その資格要件が緩和されていたものであります。この問題は独立後の今日においては、一面国際的視野に立ちながら、他面独立国にふさわしいように改める必要があるもので、わが国においては、旧法時代には、日本の国籍を持つ者でなければ弁護士になることができなかったのを、現行法はこれを改めて、外国人であっても試験に合格すれば弁護士になり得ることとしたので、この意味において現行法はきわめて開放的となつていたのであります。そしてこれと並んで現行法では、その第七条において外国の弁護士となる資格を有する者の特例としていわゆる外国人弁護士制度を認めておるのであ

りますが、独立後の現在においては、その必要はないものと考えられるのみならず、諸外国の立法例におきましても、現在のような外国人弁護士制度は全くその例を見ないところであります。

以上の理由により、外国人弁護士制度は、これを廃止することが最も妥当な考えであるというのであります。

すなわち、本法律案は、同法第七条の外国人弁護士に関する規定は、全部これを廃止することにいたしてあります。ただし、附則に経過規定を設け、従来同法第七条の外国人弁護士としての既得権を有する者は、引き続きその資格を有するものとしたしてあります。

次に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について、その改正の趣旨及び要点を御説明いたします。

御承知の通り、執行吏の手数料等につきましては、昭和十九年に訴訟費用等臨時措置法が制定され、終戦後も引き続き経済情勢の変動に伴い、数度この法律を改正し、これらの額を増加して参つたのであります。

前回の増額、すなわち昭和二十七年七月の改正以来、国内の経済事情は多少安定に入つて参りましたが、物価の騰勢はなお継続し、現在の訴訟費用及び執行吏の手数料等の額によつては、訴訟関係者または執行関係者の負担の均衡上、公平を欠くものと考えられますので、この際、暫定的にこれらの額を増加しようとする趣旨のものであります。

すなわち第一に、民事訴訟費用中の書記料及び翻譯料の額を百十倍とあるのを百五十倍に改め、第二に、執行吏手数料規則に定めら

れている執行吏の差し押え、競売その他書類送達等の手数料について、若干増額をはかり、第三に、差し押え、競売等における債権額、競売金額の区分を改訂することとしたものであります。

委員会の審議に当りましては、弁護士法の一部を改正する法律案に對しましては、別に質疑もありませんでした。訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案に對しましては、最高裁判所及び法務省の関係係官より意見を聴取し、中山、吉田、赤松、一松各委員より熱心な質疑が行われましたが、その詳細は速記録によつて御了承願いたいと存じます。

かくて両法律案に對する質疑を終り、討論に入りましたところ、別に両法律案に對し発言もありませんでしたので、討論省略の上採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎石炭鉱業合理化臨時措置法

(昭三〇、八、一〇法一五六)

一、提案理由(六月八日)

○石橋國務大臣 たいだいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法案につきまして御説明申し上げます。

一昨年来、わが国の石炭鉱業は深刻な不況に悩まされておりますことは周知の通りでありまして、この間約二百の休廃止炭鉱と約九万人の炭鉱失業者とが発生したのであります。しかもなおその不況はとどまるところを知らざるありさまであります。わが国の石炭鉱業が、このような深刻な不況を招来した原因は多々ございしますが、根本的にはわが石炭の生産費が高いことにあると申して誤まりがないと存じます。すなわち今日のわが国の石炭は、採掘条件の悪化、能率の低下等によりまして、生産費の異常の騰貴を来し、ここにすなわち割安な重油や国炭が大幅に石炭の需要分野に進出することになったのであります。従つてわが石炭はこれらの輸入エネルギー源と競争するために企業採算を無視した価格において対抗せざるを得ない情勢に立ち至つたのであります。加えるに昭和二十八年下期以来のわが国経済界の不景気は石炭需要の減退を招来し、いよいよ石炭企業の困難をはなだしくいたしましたのであります。もしこの情勢に対し、今日抜本的対策を講ずることなく、現状のままに推移い

たすならば、わが国石炭鉱業は衰滅の一途をたどり、容易ならざる事態を生ずる懸念がございします。

ここに、政府といたしましては、わが石炭の生産費を引き下げ、輸入エネルギー源と十分競争し得る石炭価格を合理的に形成せしめるための抜本的対策をとる必要を痛感いたしました。鋭意検討を進めて参つたのであります。このたびようやく成案を得るに至りましたので、すなわちここに石炭鉱業合理化臨時措置法案を提出いたし、御審議を仰ぐことにいたしました次第であります。

本案の目的は、第一章にその概要を記してあります通り、一定の計画に基いて縦坑開さく等の合理化工事を実施し、また坑口の開設を制限し、非能率炭鉱を整理いたす等の方法により、石炭鉱業全体の合理化をはかり、もつて国民経済の健全なる発達に寄与することを目的とするものであります。またこの合理的の効果を炭価に反映せしめるための措置としては標準炭価を設定公表いたし、合理化の進捗に応じて逐次これを低下せしめるとともに、一時的な状況によつて著しくこれを上回る石炭価格の生じた場合には、価格引き下げの勧告を行う等の手段によつてこれを一定水準にとどめようとする次第であります。

第二章には、石炭鉱業合理化計画についての規定を掲げました。ただいま述べました石炭鉱業合理化のための諸施策を総合的に実施するための措置といたしまして、通商産業大臣は石炭鉱業合理化基本計画及び石炭鉱業合理化実施計画を策定公表することを定めました。石炭鉱業合理化基本計画は、昭和三十年度から三十四年度まで

の長期計画でありまして、その定める事項といたしましては、合理化工事の概要、炭鉱整備計画の概要及び合理化の目標等であります。

次に石炭鉱業合理化実施計画は、石炭鉱業合理化基本計画を実施するための年度別計画であります。なお政府は、この合理化計画達成のために必要な資金については、その責任としてこれが確保に努めることを規定いたしました。

第三章は、石炭鉱業整備事業団についての規定であります。合理化工事の実施は、必然的に炭鉱の操業度の向上をもたらします。で、これに伴つて石炭の生産を需要に対応して適正規模に集約化するため、一面非能率炭鉱の整理を行う必要があります。この整理の実施機関として石炭鉱業整備事業団を設立いたします。この事業団は、合理化計画に定める整備基準に該当する炭鉱の採掘権及び鉱業施策をその事業主の申し出に応じ買取するのであります。その目標は大体三年間に、年産約三百万トンに相当する炭鉱を買収する予定であります。これに要する資金は約八十億円ですが、この財源といたしましては、炭鉱の事業主から前年中の出炭量に応じて一律に徴収する納付金と、日本開發銀行及び中小企業金融公庫から貸付を受けている炭鉱主から徴収する納付金との二つをもつて充てる計画であります。この後者は開發銀行及び中小企業公庫の炭鉱向け貸付金の金利を引き下げまして、その引下げ額に相当する金額を徴収するものであります。またこの措置の実施によりまして発生する炭鉱離職者に対しましては、事業団から平均賃金の一月分に相当する金額を支払うほか、未払い賃金がある場合には、事業団が炭鉱の

事業主にかわつてこれを弁済できる措置を講じました。なおこの合理化計画の実施によつて生ずる炭鉱離職者に対しては、それ以外の炭鉱失業者とあわせ、特に炭鉱地帯に諸種の事業を起してこれが配置転換を有効に実施する計画であります。

第四章は、坑口の開設の制限についての規定であります。生産態勢の集約化の措置をいたしまして、既存非能率炭鉱の整備を行うほかに、新規に非能率炭鉱の発生することを抑制するために、石炭の掘採を目的とする坑口の開設について、許可制をしくことといたしました。この制度によりまして、既存の炭鉱の合理化をはかるため、坑口及び新規の炭鉱については、高能率炭鉱の坑口以外は坑口の開設を許可しないことといたしました。ただし、この措置はその性質上必要最小限の期間にとどめるために、特に三年間に限り実施することといたしました。

第五章は、石炭の販売価格及び生産数量の制限についての規定であります。上述の措置とともに、生産費の引き下げが炭価に反映する措置を講ずることが国民経済に寄与するゆえんでありますので、合理化による生産費の低下に応じて、毎年通商産業大臣は石炭鉱業審議会の意見を聞き、標準炭価を決定公表いたします。そしてもし石炭の販売価格がこの標準炭価を著しく越える場合には、その引き下げを勧告することにより、炭価の合理的引き下げをはかる措置を講ずることといたしました。なおはなはだしい不況に悩んでいる石炭鉱業の現況にかんがみ、炭価が標準炭価を著しく下り、合理化計画の達成に重大な支障を生ずるような事態に対しましては、通商産

業大臣の指示により、生産数量及び販売価格の制限に関する共同行為を実施し得るよう独占禁止法の例外措置を認めることといたしました。

第六章は、石炭鉱業審議会についての規定であります。通商産業省に石炭鉱業審議会を設置し、合理化計画、標準炭価、坑口の開設の制限等重要事項につきましましては、これに諮問することといたしました。

以上のほかに第七章に、この法律実施上の補完規定とも申すべき雑則を、第八章にこの法律の違反行為に対する罰則をそれぞれ規定いたしております。

なお本法はその目的にかんがみ、現在計画されている石炭鉱業の合理化が達成せられる五年後に廃止いたす所存であります。事業団につきましましては、その保有する鉱区に関する鉱害賠償の処理に相当の期間を要しますので、その処理の終了するまで存続せしめ得るよう別に本法の廃止法を定めることといたします。

以上はなほだ簡単でありましたが、この法案の構成につきましまして御説明申し上げた次第であります。

政府といたしましては、申すまでもなく一切の偏見を排し、公正無私の立場において考慮した結果、この法案こそ現在のわが石炭鉱業及び産業界の実態に即し、その健全なる発展をはかるため最も適切な策なりと信じて御審議を願う次第であります。何とぞ各位におかれましても、政府の意の存するところを了とせられ、御協賛を賜わらんことを切に希望してやまない次第であります。

次に重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案につきましまして御説明申し上げます。

わが国におけるエネルギーの消費構成は、ここ数年来、石油需要の急激な増大に伴い著しく変化し、石油、特に重油消費の占める割合が相当大きくなって参っております。御承知のように、わが国のエネルギー資源の賦存状況は、石炭及び水力がその大部分を占め、石油の自給度はきわめて小さく、石油需要のわずか数パーセントを満たすにすぎません。従いまして、最近の石油消費の著増は、一方においてわが国の国際収支上の負担を増大いたしますとともに、他方において国内におけるエネルギー資源、特に石炭その他の燃料資源の合理的な利用を促進する上からも好ましくない結果となっております。

このような傾向は、これをそのまま放置した場合におきましては、生産の上昇及び国民生活水準の向上に伴うエネルギー需要の増大傾向と相まって、今後ますます激化するものと考えられ、ひいては国民経済の健全な運行に支障を来たすおそれがあると考え次第であります。

このため政府は、さきにエネルギー総合対策を樹立し、エネルギー自給度の向上及び国際収支の改善の見地から、国内資源の合理的かつ計画的な開発及び各種エネルギー資源の合理的な使用を促進する方針のもとに、特に重油につきましましては、所要の立法措置を講じてその消費分野を明確化し、経済上必ずしも重油の使用を必要としない部門、特にボイラー部門における重油の使用を極力抑制するとす。

次に、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきましまして、その概要を御説明いたします。

このたびの改正の目的は、本法施行後の経験にかんがみまして、組合の組織及び運営の合理化並びにその健全な発達をはかるうとするものでありまして、その内容はおおむね次の通りであります。

第一は、組合の設立について、従来の定款の認証制度を設立の認可制度に改めることとあります。これらによって著しく不健全な組合の設立を防止し、組合の質的向上をはかり、組合事業の活発化並びに組合の信用の向上を期待しようとするものであります。これに伴い、信用協同組合については、従来設立についての定款の認証のほかに事業について行政庁の認可を必要としていたのであります。が、組合の設立の認可をもって事業認可にかえることといたしました。協同組合による金融事業に関する法律に所要の改正を加えたのであります。

第二は、役員選挙方法について、従来の無記名投票による方法のほかに、定款の定めるところに従って、指名推選の方法もとることができるよういたしました。その方法を簡素化し、組合の運営を円滑化ならしめようとしたのであります。

第三は、組合の指導連絡団体として、法的根拠に基づく中小企業等協同組合中央会を設けさせることとし、共同経営体としての組合の運営の合理化及び健全化の指導に当らせることといたしましたのであります。

ともに、他面、農林、水産、運輸その他の重油使用を不可欠とする部門に対しては、その供給の確保に努めることといたしましたのであります。

法案の内容につきましては、御審議の途上逐次その詳細を御説明申し上げる所存でございますが、以下その概要を申し述べます。ならば、第一に、重油の使用を不可欠とする特殊な場合を除き、今後重油ボイラーの設置及び重油専焼ボイラーへの改造を制限することといたしましたこととあります。また、既設の重油ボイラーにつきましても、重油の使用を抑制するため、必要がある場合には、重油の使用量を減少し、または重油ボイラー以外のボイラーに改造すべきことを指示し得るよう規定を設けるとともに、その改造に要する資金は、政府においてこれが確保に努力することとし、さらに租税特別措置法の一部を改正して、税法上の特例を設け、その改造費用の損金処理を認めることといたしましたのであります。

次に、重油使用を不可欠とする緊要な用途に対する重油の供給を確保するための措置といたしましては、重油の販売業者等に対し重油の出荷または販売価格に関し必要な指示をなし得る旨を規定しております。なお法案の付則において施行後十年以内に廃止する旨を規定し、これらの措置は、今後エネルギー総合対策の実施推進により、良質安価な国内燃料の供給が確保されるに至る間の臨時措置であることを明らかにいたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切に希望する次第であります。

中央会の構想の概要は、都道府県中央会と全国中央会の二種類とし、都道府県中央会は、各都道府県ごとに一個とし、都道府県の地区内に事務所を有する組合をもって構成するものとし、これらの都道府県中央会をもって全国中央会を構成することとしているのであります。中央会の事業といたしましては、都道府県中央会については、共同経営体としての組合に対し、従来比較的行届かなかつたきらいのある設立に当つての指導、経理面の指導等の個別的、具体的な指導に当らせるとともに、組合に関する調査研究及び情報の提供を行わせることとし、全国中央会については、都道府県中央会の事業の指導及び連絡に重点を置き、都道府県中央会の事業の健全な発展をはからしめるような事業を行わしめることといたしております。

第四は、従来行政庁は、組合から定期的に業務についての報告を受けることができず、組合の指導上遺憾な点が多かつたので、今後は、定期的に決算関係書類を行政庁に提出させることといたし、行政庁と組合との関係を緊密化いたしますとともに、組合の実態を把握いたしましたして、組合指導の円滑化をはからうとするものであります。

第五は、設立の認可制度の採用に伴い、行政庁の組合に対する監督権を若干強化いたしましたして、組合法本来の趣旨を逸脱した組合や休眠組合に対する適正な指導監督を行い得ることといたしたのであります。

以上がこのたびのおもなる改訂事項でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

本法案の目的は、一定の計画に基づいて縦坑開さく等の合理化工事を実施するとともに、坑口の開設を制限し、非効率炭産を整理いたす等の方法により、石炭鉱業の合理化をはからうとするものであります。

次に、本法案の要旨を簡単に申し上げますと、第一は、通商産業大臣は、本法案の目的達成のために、石炭鉱業審議会の意見を聞いて合理化基本計画を定めるとともに、毎年合理化基本計画の実施をはかるための実施計画を定めねばならないこととあります。第二は、石炭鉱業の合理化のため、その整備に関する業務を行うことを目的とする石炭鉱業整備事業団を設立し、所要の業務を行わせることとあります。第三には、石炭鉱業を合理化するために、当分の間坑口の開設を許可制にすることであり、第四は、合理化の効果を炭価に反映せしめるために、通商産業大臣は、標準炭価を決定するとともに、石炭の販売価格がこの標準炭価を著しく越える場合には引き下げの勧告をすることができることとし、さらに、炭価が標準炭価を著しく下り、合理化計画の達成に重大な支障を生ずるような事態に對しては、通商産業大臣の指示により生産数量及び販売価格の制限に関する共同行為を実施し得るよう、独占禁止法の例外措置を認めること等とあります。なお、本法案の有効期間は五年以内であります。

本法案は、六月四日商工委員会に付託されましたので、六月八日通商産業大臣より提案理由を聴取いたしました。本法案に対する審議は、六月二十三日以来、前後数回にわたり、きわめて熱心に行わ

二、衆議院商工委員長報告(七月二十二日)

○田中角榮君 たいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法案外一案の、商工委員会における審議の経過並びに結果につき報告いたします。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法案につき申し上げます。一昨年来、わが国石炭鉱業は深刻な不況に悩まされておられ、しかも、この不況はとどまるところを知らざるありさまであります。元来、わが国の石炭は賦存状況や品質等において諸外国に比し不利な条件にありますが、さらに、戦時、戦後の経済条件を無視した強行出炭等によりまして、炭価は一そうの高騰を招来したのであります。しこうして、このような高炭価は、昭和二十七年末の炭産の長期ストライキを契機として、必然的に割安な外油及び外国炭の進出を許す結果となつたのであります。従つて、わが国の石炭は、これらの輸入エネルギー源と競争するために、企業採算を無視した価格で対抗せざるを得なくなつたのであります。加えて、一昨年下期以来のわが国経済界の不景気は、一そう石炭の需要減に拍車をかけ、ために、生産の弾力性のないわが国石炭産の困難はいよいよ深刻となつたのであります。石炭産の全面的な崩壊は、すなわち輸入エネルギーの大量進出であり、この傾向は直ちに莫大な外貨の流出を招き、このことは国民経済の基盤を根本よりゆすぶる結果となることは必至であり、このような状態を打開するために立案されたのが本法案であります。

れました。なお、この間、北海道、九州へ委員を派遣して、審議の万全を期しました。その詳細は会議録を御参照願います。

次に、小平久雄君外三名提出にかかる株式会社科学研究所法案につき申し上げます。

狭隘な国土に八千万を算する膨大な人口を擁し、しかも天然資源に乏しいわが国が、苛烈な国際競争に伍して経済自立を達成するためには、科学技術を振興して、わが国産業の科学技術的基盤を強化することが必須不可欠の要件であります。わが国産業の技術的基盤を強化するためには研究活動の一そうの推進が必要であります。最近の研究は研究分野が著しく専門化していく傾向が顕著でありますので、今後の研究の方向は、これら分化発達した各分野の研究の総合化を必要としている段階にあるのであります。現在、わが国におきまして、かかる総合研究を行う研究機関としては株式会社科学研究所があります。同研究所は、わが国唯一の総合研究所として、歴史的伝統と優秀な研究員を擁し、財団法人理化学研究所として創立して以来三十年、わが国科学技術の発展に幾多の貢献をしてきたのであります。昭和二十二年財団法人より株式会社に改組され、民間法人たる株式会社科学研究所として再発足したのであります。が、資金の基礎が脆弱なため極度の財政的不振に陥り、このまま放置すれば、ついには閉鎖の悲運に陥る懸念なしとしない状況にあり

ます。元来、基礎研究を含む総合研究機関は、最初からコマースナル・ベースにおいて経営することはきわめて困難で、国家からの援助が

せひとも必要なのであります。これは旧理化学研究所の改組に当り、衆参両院が、財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律（昭和二十二年法律第一三二号）の附帯決議として、同研究所に対し財政並びにその他の援助をなすべきことを決議している事情に照らしても明らかであります。

本法律案は、右の趣旨により、科学技術に関する総合研究を急速かつ計画的に行う実施主体として、広く産業界の資金の参加を得て、半官半民の特殊会社として株式会社科学研究所を設立し、所要の助成措置を講ずるとともに、他方では研究所に対し必要な監督を行おうとするものであります。

本法案は、七月二十一日商工委員会に付託されましたので、同日提案者代表より提案理由を聴取いたしました。本法案に對しましては各党とも別に異論もないようでありましたので、七月二十二日討論を打ち切り採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもって報告を終わります。

三、参議院商工委員長報告（七月三十日）

○吉野信次君 ただいま議題になっております石炭鉱業合理化臨時措置法案の提案の理由につきましては、過日本議場において政府から説明がありましたことは御承知の通りであります。本法案の骨子は、大要次の通りであります。

第一、石炭鉱業の長期合理化について年度別の実施計画を立て、

それに必要な資金を確保すること。

第二、継坑開発を中心として合理化を進めるとともに、抗口開設については許可制としたこと。

第三、石炭鉱業整備事業団を設け、当該事業団に非効率炭鉱の買上げ等の業務を実施させること。

第四、標準価格制度を設定し、石炭採掘業者の販売価格がこれを大きく上回るときは、政府が引き下げの勧告をすること。

第五、炭況の悪化した場合は、生産数量と販売価格を制限する規定を設けたること。

第六、通商産業省に石炭鉱業審議会を設け、合理化計画、標準炭価の設定等、本法案実施のための重要事項についての諮問機関とすることを定めます。

当委員会といたしましては、議員を現地に派遣し、また参考人を呼びまして、利害関係者のいろいろな意見を聴取いたしました。

質疑応答のおもなる点、問題になりました点を申し上げますと、本法案とエネルギー総合対策の関係はどうか、合理化工事の所要資金量とその確保の対策はどうか、非効率炭鉱の整備計画の用途はどうか、買上げ炭鉱の維持管理方針はどうか、標準炭価制度は統制経済の前段階を意図するものではないか、炭価引き下げ勧告によってその実効を期待できるか、石炭鉱業の合理化に伴う失業対策はどうか、また整理せられる炭鉱のある地元各市町村の財政上の負担はどうか、それから買上げの对象として租鉱権を含むかどうかというような点が問題になりましたが、質疑応答の詳細につきましては

は、速記録によってごらん願いたいと思います。

以上で質疑を終了して、討論に入りましたところ、阿具根委員から、「本法案の実施に當って当然予想せらるべき失業対策、労働対策、石炭需給対策、鉱業市町村の財政困窮に対する救済策について、政府は何ら確立した政策を持たないのは遺憾であるので、反対である」という意見の陳述があり、次に、古池委員から、次のことき付帯決議を付して賛成の意見が開陳せられました。すなわち、

一、政府は、本法の施行にあたり、エネルギーの総合需給見透しを確立し合理化推進の目標を明確ならしめること。

二、政府は、本法の実施により生ずる離職者に対し職業補導、就職斡旋等を行うとともに、特に所要の予算措置を講じて失業対策に遺憾なきを期すること。

三、政府は、本法実施に必要な資金の確保に努めるとともに、石炭企業の過大借入の現状の是正並びに租税負担の軽減等企業経理の改善につとめること。

四、政府は、都市ガス、火力発電、石炭化学の振興等石炭需要の喚起につとめるとともに、必要な資金の融通等適切な措置を講ずること。

五、政府は、炭鉱の買上にあたっては、租鉱権者の鉱業施設の売渡を円滑ならしめるよう斡旋指導を行うこと。

六、政府は、本法施行に伴い生ずる地元市町村の税収減および失業対策費等の増大に對し適当な措置を講ずること。

七、政府は、炭鉱の買取代金が関連産業の未払代金に對しても

石炭鉱業合理化臨時措置法

適正に支払われるよう指導すること。

八、政府は、炭鉱の整理にあたっては、買取した鉱区の鉱害の処理に遺憾なきを期すること。

であります。

次いで上條委員より、「本法案実施に際しての失業対策、貯炭処理に對し完全なる政策がなく、また炭価引き下げも結局は労働強化によるものであるとの見地から、反対である」との反対意見の陳述があり、さらに山川委員から、「本法案はきわめて不備であるが、一応わが国石炭鉱業の現状からかかる措置をとることもやむを得ないので賛成する」という賛成意見の開陳がありました。

以上をもって討論を終り、採決いたしましたところ、本法案は多数をもって政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

さらに、古池委員提出の付帯決議案も、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案について申し上げます。

最近、石油はその需要が非常に急激に増大いたしましたので、わが国のエネルギー資源である石炭、電力の消費分野に著しく食い込みまして、エネルギーの消費構成に非常な変化をもたらしたのでありますので、政府は、いわゆる総合エネルギー対策の一環といたしまして、今回この法案を提案されたのであります。

この法案の内容を申し上げますと、第一点は、通商産業大臣は、重油の使用を不可欠とする特殊な場合を除き、今後重油ボイラーの

設置及び重油専焼ボイラーへの改造を制限することとしたことである。また既設の重油ボイラーにつきましても、重油の使用を抑制するため、重油の使用量を減少し、または重油ボイラー以外のボイラーに改造すべきことを指示し得るよう規定を設け、その場合必要とする資金については、政府はその確保に努力することとしたのであります。

第二点は、通商産業大臣は、重油使用を不可欠とする緊急な用途に対する重油の供給を確保するために、重油の生産業者、輸入業者、販売業者等に対し、重油の出荷または販売価格に対して必要な措置をすることができるようになっていることであります。

本法案は、衆議院において修正が加えられました。その修正の内容を申し上げますと、第一点は、第四条でありまして、通商産業大臣が重油ボイラーの改造、使用の停止、減量等を指示できるという規定中、それを指示する場合、三項目にわたる制限基準を設けたる点等であります。

第二点は、法第六条の、緊急な用途に使用する重油の確保をはかるため、通商産業大臣は、生産業者、販売業者等に対し、重油の出荷または販売価格に対し必要な指示ができるようになっておる規定を、必要な指示にかかる行為を全面的に削除し、単に通商産業大臣は、緊急用途に対する重油の供給を確保するため必要な措置をとらなければならぬと改めたことあります。

第三点は、通商産業省に重油ボイラー規制審議会を設け、本法施行に必要な省令を制定し、第四条に規定する基準を定め、あるいは

第六条に規定する措置をとらうとする場合、通商産業大臣の諮問に應ずることとした点であります。

第四点は、本法の有効期間十年とあったのを五年に改めた点であります。

本法案の審議の詳細につきましては、速記録に譲りたいと思いますが、特に問題となりました点は、本法案の骨子をなす第四条及び第六条が衆議院において修正されたため、通商産業大臣の権限が大幅に制限を受けまして、果して所期の目的を達成することができかどうかという点、また重油関税の実施とあわせ、油の行政指導は複雑多岐にわたり、政府の行政指導が円滑に行われるかどうか、また今度新設されるようになった審議会の組織、運営の方針、性格についての点であります。特に、衆議院修正にかかる部分につきましては、修正者との間に熱心な質疑応答が行われました。

かくて、討論に入りましたところ、栗山委員から、「政府原案の方がむしろよろしいので衆議院の修正案は骨抜きであるから反対である」という意味の意見が述べられ、次いで古池委員から次のような付帯決議を付して賛成する旨の意見が述べられました。その案文は、

政府は重油ボイラー規制審議会の委員の選定に当っては、広く燃料問題を中心とするエネルギー総合対策に関する学識経験者を選び、もって本審議会の運営に万全を期すべきである。

というのであります。次いで小松委員から反対の意見が述べられました。

かくて討論を終り、採決をいたしたところ、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで古池委員提出の付帯決議案を採決いたしましたところ、多数をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律

(昭三〇、八、一〇法一五七)

一、提案理由(六月八日)

(石炭鉱業合理化臨時措置法(昭三〇—法一五六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院商工委員長報告(七月二十七日)

○田中角榮君 ただいま議題となりました重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案の、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

わが国のエネルギー資源の賦存状況は、石炭及び水力がその大部分を占めておるのですが、ここ数年來、石油需要の急激な増大に伴い、わが国におけるエネルギー構成は著しく変化し、石油、特に重油消費の占める割合が年を追って大きくなってきております。しかし、このような傾向は、石油の自給度のきわめて小さいわが国におきましては、必然的に国際収支上の負担は増大いたしまするとともに、一方において、国内エネルギー資源、特に石炭その他の燃料資源の合理的使用を促進する上からも考慮を要するものがある結果となっております。

と等であります。

三、参議院商工委員長報告(七月三十日)

(石炭鉱業合理化臨時措置法(昭三〇—法一五六)の委員長報告と一括して掲載)

本法案は、右のごとき現下の燃料事情にかんがみ、さきに政府が立案したエネルギー総合対策の方針に基づき、重油の消費分野を明確化し、特にボイラー部門における重油の使用を相当強力で抑制するとともに、他面、農林、水産、運輸等、重油の使用を不可欠とする部門にその供給を確保すること等に関連して、相当強力な行政権限を規定したものであります。

本法案は、五月三十一日商工委員会に付託されましたので、六月八日政府委員より提案理由を聴取いたしました。本法案の審議は、六月二十四日以來数回にわたり、きわめて熱心に行われましたが、その詳細につきましては会議録を御参照願います。

七月二十七日、南好雄君外二十六名より本法案に対する修正案が提出されましたので、同日修正案に対する審議を行いました。

七月二十七日をもって本法案に関する一切の審議が終了いたしましたので、質疑、討論を打ち切り、採決いたしましたところ、本法案は多数をもって修正すべきものと議決した次第であります。

なお、南好雄君外二十六名提出にかかる修正案の趣旨は、本法案の有効期間を五年以内に改めるとともに、原案第四条の規定に基づき通商産業大臣が既設の重油ボイラーの改造、重油の使用制限などにつき指示を行う場合には、当該企業の合理化や操業度の維持向上、輸出の振興などに悪影響を与えることのないよう、一定の基準に従って慎重に行うように改めたことであり、また、いわゆる官僚統制を強化するおそれのある原案第六条の規定を、緊急な用途に対する重油の確保のため必要とする行政措置に関する規定に改めたこ

◎戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律（昭三〇、八、一〇法一五八）

一、提案理由（七月十九日）

○原（健）委員 ただいま議題となりました戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律案につき、提案者を代表いたしまして提案の理由を御説明申し上げます。

戦後すでに十年を経過いたしました。戦争による災害はようやく世人の記憶から薄らいできたかの感があるものでありますが、当時戦いにおもむき、不幸傷痍をこうむり、身体を自由を失い、不自由な日常生活をされている多数の人々のあることをわれわれは忘れてはならないのであります。これらの人々に対しては、国として当然援護の手を差し伸べるべきであらうと考えるのであります。占領下の特殊事情のため、われわれはその意あるもこれをなし得なかつたのであります。最近ようやくにして各方面において逐次これが実施を見つつあることは、御承知の通りであります。本法案もまた同様でありまして、旧軍人軍属たる戦傷病者に対する援護の一方途を開こうとするものであります。

本法案の骨子を大要申し上げますと、増加恩給、傷病年金または傷病賜金を支給されている旧軍人、旧軍属等であつて、現にその不具、廢疾または傷病の程度が政令で定めるところに該当する戦傷病

者及び政令で定めるその介護者は、日本国有鉄道の鉄道及び連絡船に、政令で定める回数、等級に限り、運賃を支払ふことなく乗車または乗船することができることとし、国は、その取扱いに伴う鉄道及び連絡船の運賃に相当する金額を負担するものであつて、昭和三十一年四月一日より施行しようとするものであります。

本法案による旧軍人軍属に対する国鉄の無賃乗車船制度は、申し上げるまでもなく今回新たに制定しようとするものではなく、戦前の制度をこの際復活しようとするものであります。乗車乗船の回数、等級、期間等、必ずしも戦前の例をそのまま踏襲しようとするものではなく、戦後における新事態に即応した制度とすべきであると考えております。また本制度は社会保障の一環として国においてなすべきものと考えられますので、国鉄にその全部を負荷すべき性質ではなく、国鉄の收受すべき運賃に相当する金額は、国庫より補てんするのが至当であらうと考えるのであります。

以上申し上げた趣旨によりまして、昭和三十一年度において国が負担すべき金額は約三億円と推定せられますが、この程度は国の財政の現状からも当然国が負担し得るものと思ふのであります。

何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院運輸委員長報告（七月十九日）

（運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三〇—法一五三）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院運輸委員長報告（七月三十日）

○重盛壽治君 ただいま上程されました戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

旧軍人軍属たる戦傷病者の国鉄無賃乗車の制度は、戦前ありましたが、昭和二十三年八月に廃止され、現在に至っております。この法律案は、旧制度を戦後の事態に即応し、社会保障の一環としてこれを復活しようとするものでありまして、その要旨は、旧軍人軍属たる戦傷病者に対し、日本国有鉄道及び連絡船に運賃を支払わずに乗車船することができるようにし、その運賃相当額は国がこれを負担しようとするものであります。

次に委員会における審議の経過を申し上げます。この法案に対する運輸大臣の意見をたまたましたところ、運輸大臣より、「この法案の主旨には賛成であるが、この運賃相当額を国鉄の負担とする点については、国鉄は企業体として独立採算制を強く要望されており、現在の国鉄の経営状態からみると、改良費にすら事欠いておるので、国鉄の負担でこれをなすべしとは要求しがたい」とのことでありました。国の負担につき大蔵大臣にその意見を求めましたところ、大蔵大臣の答弁は、「かかる問題は社会保障として考へべきことで、国の負担としては、無賃乗車の方法のみについて優遇すべきものでなく、一般に均霑すべき方法によるべきが筋であると思ふ」との答弁でありましたが、最後に、運輸大臣より、「政府としては、

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律

本法案に盛り込まれた戦傷病者等の日本国有鉄道の無賃乗車船について、昭和三十一年四月一日より実行することに異存はなく、また財源の關係については政府部内において検討を加える」とのことでありました。

なお私鉄に対しても、この方法による旧軍人軍属たる戦傷病者に対する措置が及ぶことの懸念があり、この点につき、委員と運輸大臣との間に質疑が行われましたが、運輸大臣は、「これは国として戦傷病者に報ゆることであつて、私企業に強うるべき筋ではない」と、その所信を明らかにせられました。

質疑を終り、討論に入りましたところ、討論省略の動議が提出せられ、直ちに採決に入り、全会一致をもちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎国有財産特別措置法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、一一法一五九)

一、提案理由(六月九日)

○藤枝政府委員 たいま議題となりました国有財産特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由を説明申し上げます。

まず国有財産特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国有財産の管理及び処分につきましては、主として国有財産法及び国有財産特別措置法に基きまして運営されているのでありますが、今般国有財産特別措置法に若干の改正を加え、普通財産を譲与できる場合の範囲の拡張、国有の機械等の交換の特別措置による中小企業の合理化、国有の機械等の処分の促進及び普通財産の交換の円滑化等をはかるため、この改正法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

まず、第一に国に寄付された財産の譲与に関する規定の改正についてであります。従来、地方公共団体から国に対し特定の用途に供する目的で寄付された財産につきましては、国がその用途を廃止した場合において、その財産を当該地方公共団体に限って譲与できることとなっておりますが、この場合の範囲を拡張いたしました。

て、当該地方公共団体に当該財産を寄付した地方公共団体及びこれらの地方公共団体の区域に変更があった場合には、その区域が新たに属した地方公共団体に対しても譲与できることとするのが適当と存ぜられますので、所要の規定を置くこととしたのであります。

第二に、中小企業者に対する機械等の交換の特別措置についてであります。従来、旧軍用財産の機械等につきましては、従来も中小企業者の老朽機械等と国有の機械等と等価で交換ができることとなっておりますが、中小企業者の設備改善による企業の合理化を一そう推進するため、これを改めまして、国有の機械等を時価からその三割を減額した額で交換できることとしたのであります。

第三に、国有機械等の処分についてであります。旧軍用財産の機械等につきましては、その処分の促進に資するため、国において直接その用に供する必要があるもの、中小企業者の老朽機械等との交換に充てるもの、または、いわゆる一括転用施設等の用に供することに適するもの等を除き、すべてこれをくず化することとし、これに関する規定を新たに設けることとしたのであります。

第四に、普通財産の交換の特例についてであります。国有財産法におきましては、普通財産は土地または土地の定着物もしくは堅固な建物に限り、これをそれぞれ土地または土地の定着物もしくは堅固な建物と交換することができることとなっておりますが、この場合のほか、土地または建物その他の土地の定着物相互においても交換できることにいたす必要があり、所要の規定を置くこととした

のであります。

以上、本法律案の提案の理由を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(七月八日)

(開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇一法七七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月十三日)

(財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律(昭三〇一法八〇)の委員長報告と一括して掲載)